令和７年度

事　業　年　報

千葉県海匝保健所
（千葉県海匝健康福祉センター）

はじめに

保健所（健康福祉センター）は、地域保健対策の拠点として、健康危機管理体制の確保や、生涯を通じた健康づくり、結核・エイズ等の感染症対策、難病対策、精神保健福祉対策、成人・老人・母子保健対策等の各種施策に取り組んでいます。

令和7年度には、千葉県内では海匝保健所管内の養鶏農場等において2例の高病原性鳥インフルエンザの発生がありました。当保健所では、感染症法に基づき、ヒトへの感染の早期発見・予防、感染を確認した場合の迅速・適切な対応を目標に、発生養鶏農場等において感染家きん等と接触があった者等に対して、積極的疫学調査、健康観察及び予防内服等を実施しました。今後も今までの経験を生かし、高病原性鳥インフルエンザのヒトへの感染防止等について取り組んでまいります。

また令和8年7月28日に発生した「令和8年熊本地震」や、8月13日から14日にかけて発生した「令和8年8月千葉豪雨」などの被害の甚大さを目の当たりにし、改めて自然災害対応の備えがいかに重要であるかを考えさせられました。

自然災害発生時の医療救護に関しては、災害拠点病院である総合病院国保旭中央病院との密接な協力体制を構築し、大規模災害発生時には合同救護本部を同病院施設内に立ち上げ、広域災害救急医療情報システム（EMIS）等を活用して医療機関の被害状況を把握し、医療救護活動の総合調整を行えるよう体制を整備しております。また、D24Hやクロノロジー型危機管理情報システム等を活用して情報収集し、管内の災害時医療保健福祉の調整に努めます。

今後も、銚子市、旭市、匝瑳市の管内三市をはじめ病院、医師会、消防、警察等の保健・医療・福祉の関係機関及び関係団体の御協力をいただきながら連携を一層強化し、災害発生時に備えてまいります。

一方で、野菜摂取量の増加促進や職場におけるメンタルヘルス対策推進など、地域の健康課題改善を目指した生活習慣病対策にも関係機関の皆様とともに引き続き努めてまいります。

この事業年報は、令和７年度の海匝保健所（海匝健康福祉センター）の事業実績を取りまとめたものです。地域の資料として御活用いただくとともに、保健所（健康福祉センター）業務に御理解を賜れば幸いに存じます。

今後とも皆様方からの御支援・御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

令和８年８月

千葉県海匝保健所長（海匝健康福祉センター長）　　鎗田　和美

目　次

Ⅰ　総括・・・・・・・・・・・・・　4
　1　沿革・・・・・・・・・・・・・　4
　2　概要・・・・・・・・・・・・・　7
　3　管内の状況・・・・・・・・・　8
　4　健康相談・・・・・・・・・・・ 12
　5　各種委員会・・・・・・・・・ 13
　6　機構及び事務内容・・・・・ 15
　7　職員数及び配置状況・・・・ 16

Ⅱ　総務企画課の業務概要・・・・ 18
　1　歳入・歳出決算・・・・・・・ 18
　2　医務関係・・・・・・・・・・・ 20
　3　薬務関係・・・・・・・・・・・ 23
　4　献血推進事業・・・・・・・・ 27
　5　地域保健医療計画の推進・・ 27
　6　厚生統計調査・・・・・・・・ 28
　7　協議会・委員会の開催状況・ 34
　8　地域保健従事者研修・保健所
　　実習・・・・・・・・・・・・・ 35
　9　広報・啓発事業・・・・・・・ 35
　10　地域防災対策・・・・・・・・ 36

Ⅲ　地域保健福祉課の業務概要・・ 37
　1　保健師関係指導事業・・・・ 37
　2　母子保健事業・・・・・・・・ 42
　3　成人・老人保健事業・・・・ 48
　4　一人ひとりに応じた健康支援
　　事業・・・・・・・・・・・・・ 48
　5　総合的な自殺対策推進事業・ 49
　6　地域・職域連携推進事業・・ 50
　7　栄養改善事業・・・・・・・・ 52
　8　歯科保健事業・・・・・・・・ 61
　9　精神保健福祉事業・・・・・ 62
　10　肝炎治療特別促進事業・・・ 68
　11　肝がん・重度肝硬変治療
　　研究促進事業・・・・・・・・ 69
　12　難病対策事業・・・・・・・・ 70
　13　受動喫煙対策・・・・・・・・ 77
　14　市町村支援・・・・・・・・・ 78
　15　福祉関係事業・・・・・・・・ 81

Ⅳ　健康生活支援課の業務概要・・ 91
　1　結核予防事業・・・・・・・・ 92
　2　感染症予防事業・・・・・・・101
　3　エイズ対策事業・・・・・・・109
　4　原爆被爆者対策事業・・・・111
　5　食品衛生事業・・・・・・・・114
　6　狂犬病予防事業及び動物愛護
　　管理事業・・・・・・・・・・122
　7　環境衛生事業・・・・・・・・126

Ⅴ　資料編・・・・・・・・・・・・135
　1　市町村保健センター・・・・135
　2　学会・研究会における発表・135
　3　表彰関係一覧表・・・・・・136

凡　　例

1　各表、図は、年とあるものは1月～12月の暦年、年度とあるものは、4月～翌年3月の会計年度である。

2　各表中、年号表示のない資料は、令和7年度分（令和7年4月1日～令和8年3月31日）

3　各表欄外の注を参照のこと。

4　各表の数字は、単位未満を四捨五入してある。したがって、合計表と内訳の計が一致しない場合がある。

5　各表の符号は、特にことわりのないほかは、次のとおりである。

「０」掲載単位に満たないもの

「－」該当なし

「…」事実不詳又は資料なし

「△」減少を示す

「ｒ」既発表の数字を修正したもの

Ⅰ　総括

1　沿革

銚　子　保　健　所

昭和 19 年	10 月	銚子市末広町 3 丁目 326 番地所在の逓信省所属簡易保険健康相談所が移管され、千葉県銚子保健所として発足する。
昭和 20 年	3 月	戦災により庁舎焼失する。
	同月	銚子警察署附属細菌検査所において業務開始。
	4 月	銚子市新生 2 丁目 458 番地所在の組合市立銚子病院病棟（2 室 40 坪）を借用し移転。
昭和 24 年	3 月	銚子市栄町 2 丁目 1276 番地に木造 2 階建庁舎を新築移転。
	8 月	附属建物(併設性病診療所、細菌検査室、化学試験室、車庫、動物舎)を増設。
昭和 26 年	2 月	保健所の整備拡充が行われ､A 級保健所に格付けされ 4 課制となる。
昭和 35 年	8 月	保健所の新分類が行われ、Ｒ3 型（農漁村型）になる。
昭和 37 年	8 月	木造庁舎を取り壊し、同じ場所に鉄筋コンクリート 3 階建庁舎新築のため、銚子水産事務所の旧庁舎を借用し、仮庁舎として移転。
昭和 38 年	8 月	新庁舎（敷地 1,118.7 平方メートル、建面積 447 平方メートル、延面積 1,298.20 平方メートル）総工費 32,927 千円で完成する。
昭和 39 年	3 月	犬抑留所、銚子市三崎町１丁目 1549 番地に工費 44 万円で新設する。
昭和 50 年	3 月	検査室 31.93 平方メートル、工費 300 万円で増築する。
昭和 53 年	5 月	銚子市都市計画事業復興土地区画整理事業（戦災復興事業の施行にともなう地番の表示変更＜銚子市栄町 2-2-1＞及び庁舎の地積更正＜1,120.54 平方メートル＞）がなされた。
昭和 63 年	12 月	犬抑留所（銚子市三崎町１丁目 1549 番地）取り壊し。
平成 9 年	4 月	銚子保健所と八日市場保健所が統合し、海匝保健所となる。

八　日　市　場　保　健　所

昭和 16 年	3 月	逓信省簡易保険健康相談所が八日市場町ロ 272 番地に創設される。
昭和 19 年	10 月	同相談所が県に移管され、同地に庁舎面積 165 平方メートルで発足する。
昭和 22 年		保健所法の改正に伴い業務の拡大、職員の増員により 150 平方メートル増築し 315 平方メートルとなる。
昭和 27 年	8 月	建物の老朽化のため同町イ 2402 番地に 518 平方メートルの庁舎を建築移転する。
昭和 29 年	3 月	町村合併により 23 町村から八日市場市、多古町、干潟町、光町、及び野栄町の 1 市 4 町となる。
同		細菌検査室 50 平方メートルを増築。
昭和 44 年	6 月	八日市場市イ 2119 の 1 番地に新庁舎（庁舎面積 843.75 平方メートル鉄筋コンクリート 2 階建）を建築移転する。
平成 9 年	4 月	銚子保健所と八日市場保健所が統合し、海匝保健所八日市場地域保健センターとなる。

海　匝　保　健　所

平成 9 年	4 月	管轄地域の見直しにより、銚子保健所と八日市場保健所を統合し、海匝保健所と名称変更する。なお、八日市場保健所管内であった香取郡多古町及び干潟町については香取保健所に移管された。 また、内部組織も従来の課体制から班体制に変更した。
平成 12 年	4 月	内部組織を、企画調整班は現行のとおりとして、各班を課体制に戻し、食品衛生班と環境衛生班を統合して、生活衛生課とした。
平成 13 年	4 月	県の組織・業務の見直しにより、生活衛生課で行っていた環境保全事業は、海匝支庁県民環境課に移管された。

海　匝　健　康　福　祉　セ　ン　タ　ー

平成 16 年	4 月	出先機関の再編により、海匝支庁社会福祉課と統合し、名称が海匝健康福祉センター（海匝保健所）となる。
平成 17 年	7 月	旭市、海上町、飯岡町、干潟町が合併し、旭市となり、旧干潟町の区域については香取健康福祉センターから移管された。
平成 18 年	1 月	八日市場市、野栄町が合併し、匝瑳市となる。
平成 18 年	3 月	光町が横芝町と合併して横芝光町となり、山武健康福祉センターへ移管された。
平成 20 年	4 月	水質検査（飲料水・プール水）については、民間検査機関の充実により廃止となった。腸内細菌検査については、検査の受付業務のみを行い、検査実施機関である香取健康福祉センターに検査を依頼する。
平成 30 年	4 月	庁舎の老朽化により来庁者と職員の安全確保が困難となったため、旭県税事務所銚子支所庁舎２階に移転した。
令和 7 年	6 月	庁舎建て替えのため、北総教育事務所東総研修所１階に仮移転した。

表１　歴代所長

歴代所長（銚子保健所）			歴代所長（八日市場保健所）		
代	氏　　名	在　任　期　間	代	氏　　名	在　任　期　間
初代	大竹 三千之助	昭和19.10～22.10	初代	本田 保三	昭和19.4～29.3
2 代	宮川 贊夫	昭和22.11～23.11	2 代	沖山 遼三郎（兼）	昭和29.4～32.7
3 代	外口 正太郎	昭和23.12～26.7	3 代	楠本 浩（兼）	昭和32.8～36.4
4 代	中野 敏	昭和26.8～29.3	4 代	村上 斉	昭和36.4～41.3
5 代	本田 保三	昭和29.4～36.4	5 代	斎藤 英夫（兼）	昭和41.4～44.3
6 代	楠本 浩	昭和36.5～39.3	6 代	村上 斉	昭和44.4～47.3
7 代	中野 敏	昭和39.4～41.2	7 代	和田 元震（兼）	昭和47.4～49.3
8 代	村上 斉	昭和41.3～44.3	8 代	坂 正紀	昭和49.4～50.3
9 代	林 芳男	昭和44.4～56.5	9 代	林 芳男	昭和50.4～50.4
10 代	川原田 貞子	昭和56.6～60.3	10 代	斎藤 実	昭和50.5～52.3
11 代	川原田 貞子(兼)	昭和60.4～60.7	11 代	林 芳男	昭和52.4～55.3
12 代	渡邊 佐	昭和60.8～63.3	12 代	小川 啓二郎	昭和55.4～59.3
13 代	石毛 義治	昭和63.4～平成3.3	13 代	渡邊 佐	昭和59.4～60.3
14 代	渡邊 佐	平成3.4～9.3.31	14 代	藤本 辰一	昭和60.4～63.3
			15 代	石毛 義治（兼）	昭和63.4～64.3
			16 代	碧井 猛	平成元年.4～3.3
			17 代	藤本 辰一	平成3.4～5.3
			18 代	森尾 昭	平成5.4～7.3
			19 代	石田 逸郎	平成7.4～7.12
			20 代	渡邊 佐（兼）	平成8.1～9.3.31

歴　代　所　長（海匝保健所）		
代	氏　名	在　任　期　間
初 代	渡邊 佐	平成9.4.1～16.3.31

歴　代　セ　ン　タ　ー　長（海匝健康福祉センター）		
代	氏　名	在　任　期　間
初 代	土戸 啓史	平成16.4.1～19.3.31
2 代	鎗田 和美	平成19.4.1～23.4.3
3 代	小窪 和博	平成23.4.4～25.8.31
4 代	野田 秀平	平成25.9.1～28.4.3
5 代	井元 浩平 ※1	平成28.4.4～31.3.31
6 代	鎗田 和美	平成31.4.1～令和3.3.31
7 代	井元 浩平	令和3.4.1～4.3.31
8 代	中村 恒穂（兼）	令和4.4.1
9 代	井元 浩平	令和4.4.2～令和7.3.31
10 代	鎗田 和美（兼）	令和7.4.1～

※１　平成 30.4.1～31.3.31 兼務

２　概要

当保健所管内は、千葉県の最東端犬吠埼から西方に展開する銚子市、旭市、匝瑳市の３市からなり、北は利根川を隔てて茨城県に相対し、南は屏風ヶ浦から白砂青松の九十九里浜にかけて太平洋を望んでいる。なお、「海匝（かいそう）」という地域名は、かつて存在した海上（かいじょう）郡（現在の銚子市、旭市の一部）と匝瑳（そうさ）郡（現在の旭市の一部、匝瑳市、旧光町）からそれぞれの頭文字をとったものである。

銚子半島は水郷筑波国定公園の中心的な景勝地であり、犬吠埼や「東洋のドーバー」と称される屏風ヶ浦など、多様な自然景観に恵まれている。旭市の飯岡地区は関東有数のサーフスポットとして知られ、海水浴や釣りも楽しめる観光地となっている。また、匝瑳市には「ニッポンの里山 100 選」に選ばれた美しい里山風景が広がっている。

海匝地域は、千葉県の農業・水産業をリードし「食の宝庫」として知られている。肥沃な平地と丘陵が広がり、東総用水などの大規模な用水事業の整備により、米、野菜、花き、養豚、養鶏など多彩で良質な農畜産物を生産している。なかでも、銚子市の春キャベツの生産量と旭市の豚肉産出額は全国トップクラス、匝瑳市では地域ブランド米の生産が盛んであり、本地域は千葉県最大の農業地帯となっている。

銚子沖は黒潮と親潮が交わる天然の好漁場であり、世界有数の漁場として知られている。銚子漁港は全国有数の水揚量を誇る水産物流通基地で、日本各地から多くの漁船が集まる。水産加工業も盛んであり、首都圏の重要な食料供給拠点となっている。

また、本地域は豊かな自然環境の中で古くから暮らしが営まれてきた地域であり、江戸時代、利根川を上り江戸（東京）に至る水運が開けるとともに、銚子はその要衝として栄え、しょうゆ醸造などは当時の面影を現在に伝えている。

地域内には、香取海匝地域の広域的・中心的な総合医療施設である国保旭中央病院があり、また、広域的な文化振興の拠点として東部図書館や東総文化会館が設置されている。

なお、当保健所（健康福祉センター）は銚子市に位置し、管内は東西に長い形となっているため、匝瑳市に地域保健センターを設置し、各市等関係機関と連携を図り業務を推進している。

３　管内の状況

（１）管内の人口及び世帯数等の概況

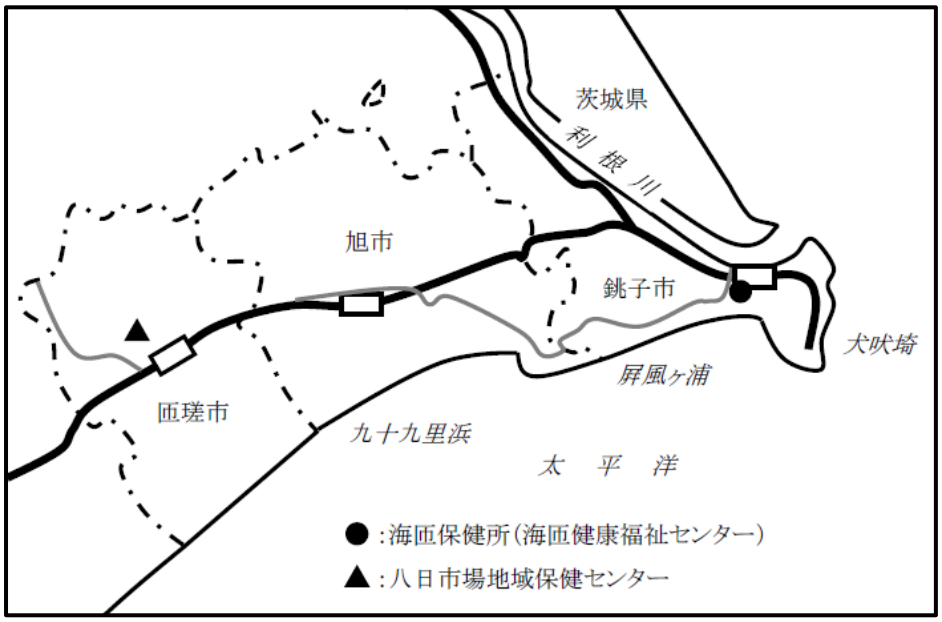
表３－（１）管内人口及び世帯数等の概況

区　　分	世　帯　数 （世帯）	人　　口 （人）	人口密度 （人／k ㎡）	面　　積 （k ㎡）
管　　内	63,518	144,515	457.22	316.07
銚　子　市	25,030	52,235	620.96	84.12
旭　　市	25,358	60,125	460.83	130.47
匝　瑳　市	13,130	32,155	316.86	101.48
県　総　数	2,954,240	6,277,188	1,217.34	5,156.48

出典：（人口）令和７年 10 月１日現在　千葉県毎月常住人口調査

（面積）国土地理院　令和７年全国都道府県市区町村別面積調

図３－（１）管内図



（２）管内人口の年齢構成

管内人口の年齢構成は表３－（２）－アのとおりで、令和７年の千葉県年齢別・町丁字別人口調査時の年齢３区分によると、０歳～14歳までの年少人口の割合は8.5%、15歳～64歳までの生産年齢人口は54.7%、65歳以上の老年人口は36.8%で、県全体に比べると年少人口及び生産年齢人口の割合が低く、老年人口の割合が高くなっている。

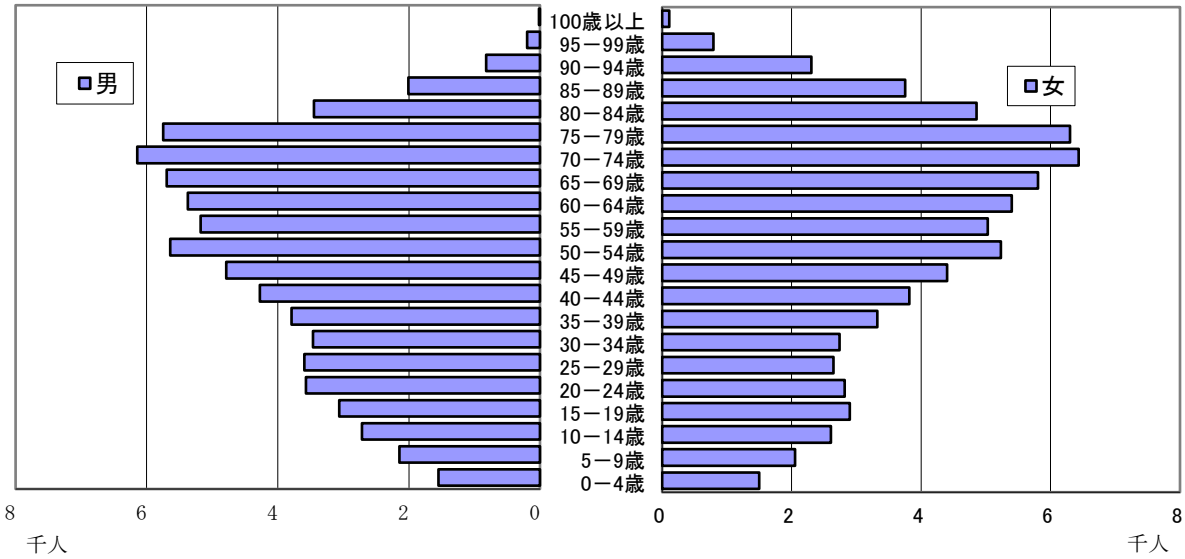
管内の令和７年４月１日現在の年齢５歳階級別人口構成は図３－(２)のとおりである。

表３－（２）－ア　年齢構成の推移　　（単位：人）

	年	総人口	年少人口		生産年齢人口		老年人口		不詳	
			0歳～14歳	%	15歳～64歳	%	65歳～	%		%
管内	H22	183,468	21,468	(11.7)	114,249	(62.3)	47,751	(26.0)	－	－
	H27	172,803	18,800	(10.9)	102,168	(59.1)	51,835	(30.0)	－	－
	R元	163,124	16,335	(10.0)	92,489	(56.7)	54,300	(33.3)	－	－
	R5	153,030	13,906	(9.1)	84,426	(55.2)	54,698	(35.7)	－	－
	R6	150,520	13,263	(8.8)	82,668	(54.9)	54,589	(36.3)	－	－
	R7	148,043	12,571	(8.5)	81,043	(54.7)	54,429	(36.8)	－	－
銚子市	H22	72,521	7,471	(10.3)	44,594	(61.5)	20,456	(28.2)	－	－
	H27	66,413	6,118	(9.2)	38,590	(58.1)	21,705	(32.7)	－	－
	R元	61,148	4,974	(8.1)	33,792	(55.3)	22,382	(36.6)	－	－
	R5	55,823	3,921	(7.0)	29,781	(53.3)	22,121	(39.6)	－	－
	R6	54,646	3,667	(6.7)	28,992	(53.1)	21,987	(40.2)	－	－
	R7	53,509	3,420	(6.4)	28,247	(52.8)	21,842	(40.8)	－	－
旭市	H22	70,138	9,148	(13.0)	44,504	(63.5)	16,486	(23.5)	－	－
	H27	67,819	8,363	(12.3)	41,061	(60.5)	18,395	(27.1)	－	－
	R元	65,510	7,579	(11.6)	38,363	(58.6)	19,568	(29.9)	－	－
	R5	63,067	6,779	(10.7)	36,105	(57.2)	20,183	(32.0)	－	－
	R6	62,280	6,576	(10.6)	35,472	(57.0)	20,232	(32.5)	－	－
	R7	61,510	6,298	(10.2)	34,964	(56.8)	20,248	(32.9)	－	－
匝瑳市	H22	40,809	4,849	(11.9)	25,151	(61.6)	10,809	(26.5)	－	－
	H27	38,571	4,319	(11.2)	22,517	(58.4)	11,735	(30.4)	－	－
	R元	36,466	3,782	(10.4)	20,334	(55.8)	12,350	(33.9)	－	－
	R5	34,140	3,206	(9.4)	18,540	(54.3)	12,394	(36.3)	－	－
	R6	33,594	3,020	(9.0)	18,204	(54.2)	12,370	(36.8)	－	－
	R7	33,024	2,853	(8.6)	17,832	(54.0)	12,339	(37.4)	－	－
県総数	H22	6,266,608	834,139	(13.3)	4,149,895	(66.2)	1,282,574	(20.5)	－	－
	H27	6,254,359	795,693	(12.7)	3,911,500	(62.5)	1,547,166	(24.7)	－	－
	R元	6,308,561	765,342	(12.1)	3,854,573	(61.1)	1,688,646	(26.8)	－	－
	R5	6,307,481	724,299	(11.5)	3,845,562	(61.0)	1,737,620	(27.5)	－	－
	R6	6,308,398	709,203	(11.2)	3,857,172	(61.1)	1,742,023	(27.6)	－	－
	R7	6,309,101	694,179	(11.0)	3,873,193	(61.4)	1,741,729	(27.6)	－	－

出典：千葉県年齢別・町丁字別人口（各年４月１日現在）

図３－（２）管内年齢５歳階級別人口構成図（令和７年４月１日現在）



出典：千葉県年齢別・町丁字別人口（令和７年４月１日現在）

表３－（２）－イ　管内及び市町村・性・年齢階級別人口　　（単位：人）

年齢区分	総数	年少人口			生産年齢人口										老年人口							
		0～	5～	10～	15～	20～	25～	30～	35～	40～	45～	50～	55～	60～	65～	70～	75～	80～	85～	90～	95～	100～
管内総数	148,043	3,048	4,199	5,324	5,958	6,389	6,243	6,204	7,111	8,095	9,189	10,872	10,207	10,775	11,500	12,576	12,047	8,308	5,758	3,127	988	125
男	73,209	1,549	2,145	2,715	3,061	3,570	3,594	3,461	3,789	4,275	4,788	5,640	5,177	5,372	5,694	6,142	5,748	3,450	2,006	821	195	17
女	74,834	1,499	2,054	2,609	2,897	2,819	2,649	2,743	3,322	3,820	4,401	5,232	5,030	5,403	5,806	6,434	6,299	4,858	3,752	2,306	793	108
銚子市総数	53,509	708	1,121	1,591	1,905	2,364	2,100	1,978	2,193	2,590	3,030	3,824	3,998	4,265	4,514	4,887	4,747	3,528	2,455	1,277	387	47
男	26,200	349	531	833	979	1,404	1,283	1,127	1,169	1,361	1,557	1,952	1,965	2,142	2,212	2,401	2,231	1,436	852	330	79	7
女	27,309	359	590	758	926	960	817	851	1,024	1,229	1,473	1,872	2,033	2,123	2,302	2,486	2,516	2,092	1,603	947	308	40
旭市総数	61,510	1,710	2,114	2,474	2,659	2,783	2,934	2,939	3,392	3,663	3,968	4,507	3,973	4,146	4,421	4,855	4,522	2,965	2,005	1,094	336	50
男	30,504	866	1,082	1,247	1,385	1,469	1,606	1,634	1,799	1,916	2,072	2,319	2,052	2,052	2,210	2,309	2,187	1,249	690	293	60	7
女	31,006	844	1,032	1,227	1,274	1,314	1,328	1,305	1,593	1,747	1,896	2,188	1,921	2,094	2,211	2,546	2,335	1,716	1,315	801	276	43
匝瑳市総数	33,024	630	964	1,259	1,394	1,242	1,209	1,287	1,526	1,842	2,191	2,541	2,236	2,364	2,565	2,834	2,778	1,815	1,298	756	265	28
男	16,505	334	532	635	697	697	705	700	821	998	1,159	1,369	1,160	1,178	1,272	1,432	1,330	765	464	198	56	3
女	16,519	296	432	624	697	545	504	587	705	844	1,032	1,172	1,076	1,186	1,293	1,402	1,448	1,050	834	558	209	25
千葉県総数	6,309,101	196,512	238,168	259,499	276,996	336,043	352,376	346,481	362,470	398,253	450,004	525,638	450,175	374,757	338,441	381,855	409,517	313,147	186,665	85,140	23,519	3,445
男	3,139,662	100,662	121,874	133,490	142,688	172,709	182,910	181,116	189,177	207,102	233,414	272,468	233,026	191,564	168,159	181,926	186,834	134,756	73,795	26,581	5,009	402
女	3,169,439	95,850	116,294	126,009	134,308	163,334	169,466	165,365	173,293	191,151	216,590	253,170	217,149	183,193	170,282	199,929	222,683	178,391	112,870	58,559	18,510	3,043

出典：千葉県年齢別・町丁字別人口（令和７年４月１日現在）

4　健康相談

表４－（１）　健康福祉相談の日程（海匝保健所（海匝健康福祉センター））

（令和８年３月31日現在）

区　　分	曜　　日	時　　間	備　　考
精神保健福祉相談	奇数月 第２金曜日	午後 1:30～3:00	予約制
	偶数月 第３木曜日	午後 2:00～3:30	予約制 （旭市役所で実施）

表４－（２）　健康福祉相談及び検査の日程（海匝保健所八日市場地域保健センター）

（令和８年３月31日現在）

区　　分	曜　　日	時　　間	備　　考
精神保健福祉相談	奇数月 第１水曜日 毎月 第３水曜日	午後 1:30～3:00	予約制
ＤＶ相談（電話）	月～金曜日	午前 9:00～午後 5:00	0479-73-2321
ＤＶ相談（面接）	金曜日	－	予約制
「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に係る相談	月～金曜日	午前 9:00～午後 5:00	0479-70-1825
ＨＩＶ相談・検査　即日検査	第１・第３火曜日	午後 1:00～1:30	予約制
肝炎ウイルス検査（Ｂ型・Ｃ型）			
性感染症検査			
腸内細菌検査	原則月２回 火曜日	午前 9:00～10:30	－
結核管理検診・接触者健康診断	随時	－	個別通知

５　各種委員会

（１）海匝健康福祉センター運営協議会

地域保健法第 11 条及び千葉県行政組織条例第 28 条第 1 項の規定により設置している。

地域保健法第 11 条：

第 5 条第 1 項に規定する地方公共団体は、保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議させるため、当該地方公共団体の条例で定めるところにより、保健所に、運営協議会を置くことができる。

千葉県行政組織条例第 28 条第 1 項：

県に別表第二上欄に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務は、同表下欄に掲げるとおりとする。

別表第二

附属機関名	担任する事務
健康福祉センター運営協議会	健康福祉センターの所管区域内の地域保健及び地域福祉並びに健康福祉センターの運営に関する事項を審議すること。

表５－（１）運営協議会委員名簿（令和 8 年 3 月 31 日現在）

（順不同・敬称略）

現　　職　　名	氏　　名
銚子市長	越川　信一
旭市長	米本　弥一郎
匝瑳市長	宮内　康幸
銚子市医師会長	兒玉　晃昌
旭匝瑳医師会長	福島　俊之
銚子市歯科医師会監事	塙　浩昭
旭匝瑳薬剤師会理事	佐野　明子
地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院理事長	吉田　象二
千葉県看護協会利根地区部会長	堀越　佳代
匝瑳市社会福祉協議会長	佐藤　栄子
銚子市民生委員児童委員協議会副会長	石上　正毅
海匝保健所管内栄養士会長	増田　佳那子
東総養護教諭会長	金子　珠江
海匝保健所管内食品衛生協会理事	五十嵐　康恵
海匝保健所管内食生活改善協議会長	柳　明美

ちばみどり農業協同組合女性部長	高野　秀子
銚子市健康づくり課保健事業室長	山田　紀美代
県議会議員	宮川　太
県議会議員	信田　光保
県議会議員	髙橋　秀典
県議会議員	宇野　裕
千葉科学大学看護学部長	安藤　智子

（２）海匝保健所感染症診査協議会

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 24 条の規定により設置している。

法律第 24 条：

各保健所に感染症の診査に関する協議会を置く。

（診査する内容）

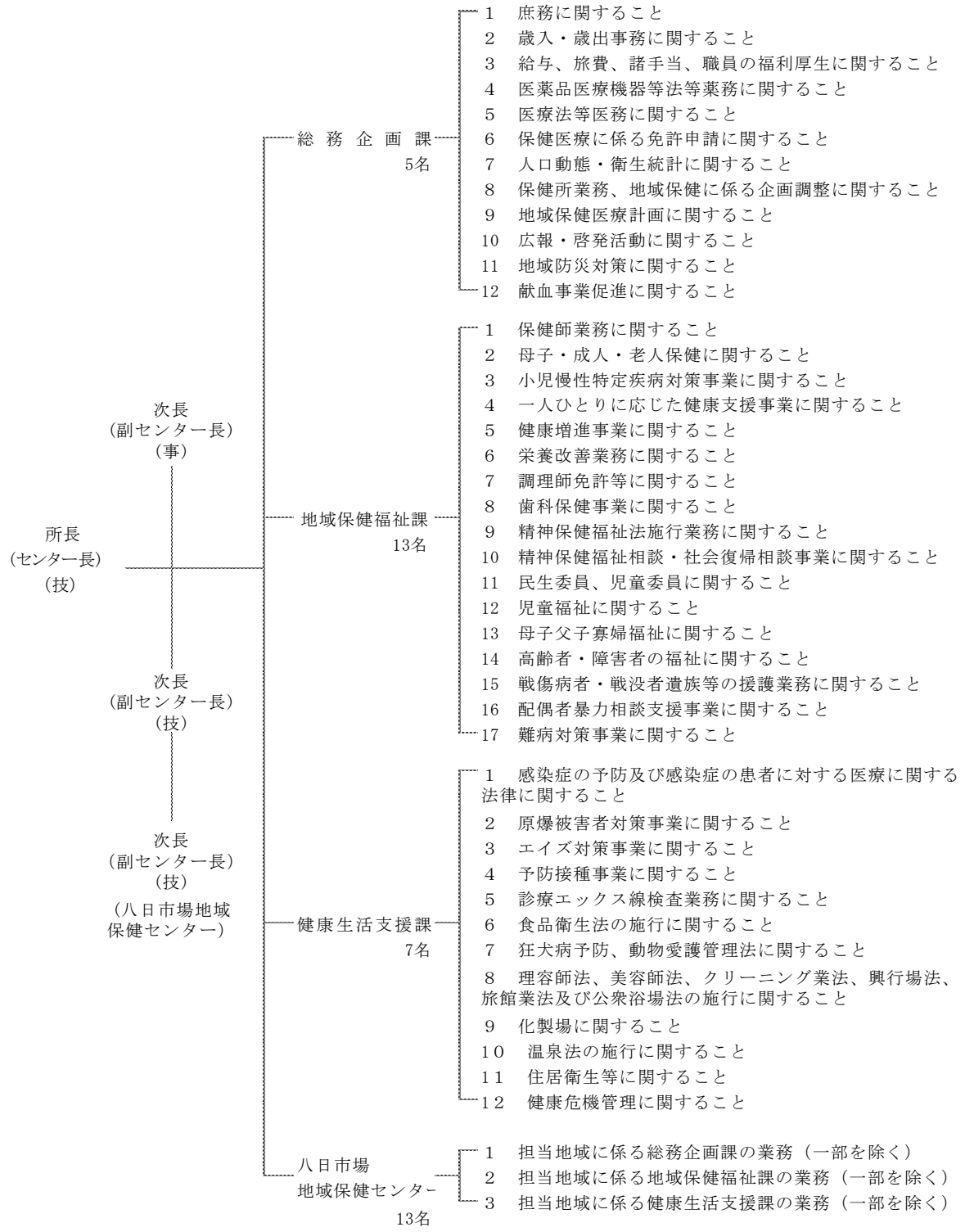
法律第 18 条第 1 項による通知、第 20 条第 1 項及び第 26 条の規定による一類感染症及び二類感染症の患者に対する 10 日以内の入院勧告、第 20 条第 4 項及び第 26 条の規定による前述の患者に対する延長入院の必要の是非、並びに第 37 条の 2 第 1 項の規定による申請に基づく費用の負担に関し必要な事項を診査する。

表５－（２）感染症診査協議会委員名簿（令和 8 年 3 月 31 日現在）

（順不同・敬称略）

現　　職　　名	氏　　名
東京堂クリニック　院長	山口　文夫
総合病院国保旭中央病院　感染症科部長	中村　朗
感染症の患者の医療に関する学識経験者	井元　浩平
司法書士	名雪　和徳
医療及び法律以外の学識経験者	小川　雅子

6　機構及び事務内容


所長
（センター長）
（技）
次長
（副センター長）
（事）
次長
（副センター長）
（技）
次長
（副センター長）
（技）
（八日市場地域保健センター）
総務企画課
5名
1　庶務に関すること
2　歳入・歳出事務に関すること
3　給与、旅費、諸手当、職員の福利厚生に関すること
4　医薬品医療機器等法等薬務に関すること
5　医療法等医務に関すること
6　保健医療に係る免許申請に関すること
7　人口動態・衛生統計に関すること
8　保健所業務、地域保健に係る企画調整に関すること
9　地域保健医療計画に関すること
10　広報・啓発活動に関すること
11　地域防災対策に関すること
12　献血事業促進に関すること
地域保健福祉課
13名
1　保健師業務に関すること
2　母子・成人・老人保健に関すること
3　小児慢性特定疾病対策事業に関すること
4　一人ひとりに応じた健康支援事業に関すること
5　健康増進事業に関すること
6　栄養改善業務に関すること
7　調理師免許等に関すること
8　歯科保健事業に関すること
9　精神保健福祉法施行業務に関すること
10　精神保健福祉相談・社会復帰相談事業に関すること
11　民生委員、児童委員に関すること
12　児童福祉に関すること
13　母子父子寡婦福祉に関すること
14　高齢者・障害者の福祉に関すること
15　戦傷病者・戦没者遺族等の援護業務に関すること
16　配偶者暴力相談支援事業に関すること
17　難病対策事業に関すること
健康生活支援課
7名
1　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に関すること
2　原爆被害者対策事業に関すること
3　エイズ対策事業に関すること
4　予防接種事業に関すること
5　診療エックス線検査業務に関すること
6　食品衛生法の施行に関すること
7　狂犬病予防、動物愛護管理法に関すること
8　理容師法、美容師法、クリーニング業法、興行場法、旅館業法及び公衆浴場法の施行に関すること
9　化製場に関すること
10　温泉法の施行に関すること
11　住居衛生等に関すること
12　健康危機管理に関すること
八日市場
地域保健センター
13名
1　担当地域に係る総務企画課の業務（一部を除く）
2　担当地域に係る地域保健福祉課の業務（一部を除く）
3　担当地域に係る健康生活支援課の業務（一部を除く）

7　職員数及び配置状況

表７－（１）　海匝保健所（海匝健康福祉センター）の職員配置

（令和７年４月１日現在）

	所長（センター長）	次長（副センター長）	総務企画課	地域保健福祉課【課長】	健康生活支援課【課長】	計
合　　計	1	2	5	13【1】(13)	7【1】(8)	28【2】(21)
医　　師	1	－	－	－	－	1
事　　務	－	1	3	4(1)	－	8(1)
薬　剤　師	－	－	2	－	1(2)	3 (2)
獣　医　師	－	1	－	－	3【1】(1)	4【1】(1)
保　健　師	－	－	－	6	2	8
診療放射線技師	－	－	－	－	(1)	(1)
臨床検査技師	－	－	－	－	1(4)	1(4)
管理栄養士	－	－	－	1【1】	－	1【1】
精神保健福祉士	－	－	－	2(12)	－	2(12)
その他の技術職員	－	－	－	－	－	－
食品衛生監視員（再掲）	1	1	－	－	4【1】(3)	6【1】(3)
環境衛生監視員（再掲）	1	1	－	－	5【1】	7【1】

（注）

・技術職員の内訳は、主たる職種。また、課長の職種は、【 】内に再掲し、兼務職員の内訳は（ ）に、外数で計上した。

・再任用職員・育休任期付職員を含む。

表７－（２）　八日市場地域保健センターの職員配置

（令和７年４月１日現在）

	次長（副センター長）	総務企画課関係	地域保健福祉課関係	健康生活支援課関係	計
合　　計	1	2	4	7	14
医　　師	－	－	－	－	－
事　　務	－	1	－	－	1
薬　剤　師	－	1	－	1	2
獣　医　師	－	－	－	2	2
保　健　師	1	－	2	3	6
診療放射線技師	－	－	－	－	－
臨床検査技師	－	－	－	1	1
管理栄養士	－	－	2	－	2
精神保健福祉士	－	－	－	－	－
その他の技術職員	－	－	－	－	－
食品衛生監視員（再掲）	－	－	－	3	3
環境衛生監視員（再掲）	－	－	－	4	4

（注）

・技術職員の内訳は、主たる職種。また、課長の職種は、【 】内に再掲し、兼務職員の内訳は（ ）に、外数で計上した。

・再任用職員・育休任期付職員を含む。

Ⅱ　総務企画課の業務概要

総務企画課は、庶務、医務、薬務、献血、薬物乱用防止対策に関する業務のほか、各種の企画関係や所内各課・関係機関等との連絡調整を行っている。

また、人口動態統計や各種厚生統計調査等の業務、各種情報の収集・整理及び活用の推進、保健・医療・福祉に関する総合的な相談の所内調整を行っている。

１　歳入・歳出決算

（１）歳入

令和 7 年度の歳入総額は 7,042,675 円で、その内訳は一般会計の第 7 款使用料及び手数料 6,948,520 円、第 9 款財産収入 70,000 円、第 13 款諸収入 24,155 円である。特別会計母子父子寡婦福祉資金は全額が収入未済となっている。

前年度と比較して総額 603,557 円（8.6%）減となった。

表１－（１）歳入決算書

（単位：円）

科目	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
令　和　5　年　度	7,620,055	7,232,255	0	387,800
令　和　6　年　度	8,013,332	7,646,232	0	367,100
令　和　7　年　度	7,409,775	7,042,675	0	367,100
一般会計	7,042,675	7,042,675	0	0
7 款　使用料及び手数料	6,948,520	6,948,520	0	0
1 項　使用料	4,400	4,400	0	0
1 目　総務使用料	4,400	4,400	0	0
1 節　土 地 使 用 料	4,400	4,400	0	0
2 項　手数料	6,944,120	6,944,120	0	0
3 目　衛生手数料	184,930	184,930	0	0
1 節　細 菌 検 査 手 数 料	184,930	184,930	0	0
11 目　証紙収入	6,759,190	6,759,190	0	0
1 節　証　紙　収　入	6,759,190	6,759,190	0	0
9 款　財産収入	70,000	70,000	0	0
2 項　財産売払収入	70,000	70,000	0	0
2 目　物品売払収入	70,000	70,000	0	0
1 節　物品売払収入	70,000	70,000	0	0
13 款　諸収入	24,155	24,155	0	0
6 項　雑入	24,155	24,155	0	0
1 目　雑入	24,155	24,155	0	0
12 節　雑 入 ・ そ の 他	24,155	24,155	0	0
特別会計　母子父子寡婦福祉資金	367,100	0	0	367,100
2 款　諸収入	367,100	0	0	367,100
2 項　雑入	367,100	0	0	367,100
1 目　雑入	367,100	0	0	367,100
1 節　雑　　入	367,100	0	0	367,100

令和７年度の歳出総額は 71,526,667 円で、その内訳は一般会計の第３款民生費 34,593,419 円、第４款衛生費 36,933,248 円、特別会計母子父子寡婦福祉資金０円である。前年度と比較して総額 6,407,033 円（9.8%）増となった。

表１－（２）歳出決算書

（単位：円）

科目	予算令達額	支出額	残額
令　和　5　年　度	62,734,463	62,729,463	5,000
令　和　6　年　度	65,467,729	65,119,634	348,095
令　和　7　年　度	71,756,007	71,526,667	229,340
一般会計	71,756,007	71,526,667	229,340
3款　民生費	34,660,839	34,593,419	67,420
1項　社会福祉費	34,629,839	34,565,419	64,420
1目　社会福祉総務費	26,502,172	26,472,252	29,920
2目　障害者福祉費	7,549,067	7,549,067	0
3目　老人福祉費	507,600	507,600	0
4目　遺家族等援護費	66,000	36,500	29,500
7目　婦人対策費	5,000	0	5,000
2項　児童福祉費	10,000	10,000	0
3目　ひとり親福祉費	61,350	61,350	0
3項　生活保護費	21,000	18,000	3,000
2目　扶助費	21,000	18,000	3,000
4款　衛生費	37,095,168	36,933,248	161,920
1項　公衆衛生費	14,559,860	14,536,860	23,000
1目　公衆衛生総務費	475,075	475,075	0
2目　結核対策費	459,206	459,206	0
3目　予防費	373,303	373,303	0
4目　精神保健福祉費	603,850	603,850	0
5目　成人病対策費	12,648,426	12,625,426	23,000
2項　環境衛生費	1,537,007	1,537,007	0
1目　食品衛生指導費	1,442,763	1,442,763	0
2目　環境衛生指導費	94,244	94,244	0
3項　保健所費	20,165,796	20,165,796	0
1目　保健所費	20,165,796	20,165,796	0
4項　医薬費	832,505	693,585	138,920
1目　医務費	163,000	24,080	138,920
2目　栄養指導費	164,200	164,200	0
3目　保健師等指導管理費	22,078	22,078	0
4目　薬務費	483,227	483,227	0
特別会計	0	0	0
1款　母子父子寡婦福祉資金貸付費	0	0	0
1項　母子父子寡婦福祉資金貸付費	0	0	0
1目　母子福祉資金貸付費	0	0	0

2　医務関係

（１）医療関係施設の現況

管内の医療関係機関数は、令和７年度末現在、病院 12 施設（2,169 床）、一般有床診療所２施設(35 床)、一般無床診療所 95 施設、歯科診療所 88 施設で、合計 197 施設（2,204 床）である。

年度別施設数・病床数の推移は表２－（１）のとおりである。

表２－（１）医療関係施設・病床数（各年度３月 31 日現在）

（単位：施設数（施設）、病床数（床））

区分	区分＼年度	施設数													病床数							
		病院				一般診療所		歯科診療所		助産所		施術所		歯科技工所	病院						診療所	
		計	地域医療支援（再掲）	一般	精神科	有床	無床	有床	無床	有床	無床	あん摩・マッサージ・指圧・はり・きゅう	柔道整復		計	一般	療養	結核	精神科	感染症	一般	療養
管内	5	13	1	10	3	2	94	－	88	1	1	87	55	31	2,449	1,345	439	－	659	6	35	－
	6	13	1	10	3	2	95	－	88	1	1	77	55	31	2,392	1,292	435	－	659	6	35	－
	7	12	1	9	3	2	95	－	88	1	1	87	56	30	2,169	1,188	320	－	655	6	35	－
銚子市	5	5	－	5	－	－	34	－	37	－	1	49	24	11	678	363	315	－	－	－	－	－
	6	5	－	5	－	－	34	－	37	－	1	49	24	11	621	310	311	－	－	－	－	－
	7	4	－	4	－	－	33	－	37	－	1	50	24	10	412	216	196	－	－	－	－	－
旭市	5	5	1	3	2	1	33	－	35	－	－	28	22	14	1,467	817	45	－	599	6	16	－
	6	5	1	3	2	1	33	－	35	－	－	28	22	14	1,467	817	45	－	599	6	16	－
	7	5	1	3	2	1	34	－	35	－	－	28	24	14	1,463	817	45	－	595	6	16	－
匝瑳市	5	3	－	2	1	1	27	－	16	1	－	10	9	6	304	165	79	－	60	－	19	－
	6	3	－	2	1	1	28	－	16	1	－	r10	9	6	304	165	79	－	60	－	19	－
	7	3	－	2	1	1	28	－	16	1	－	9	8	6	294	155	79	－	60	－	19	－

・　※病床数は、使用許可済数を計上している。

（２）主な医療従事者の状況

表２－（２）管内における医療従事者の状況

（単位：人）

項目 / 年度・区分		従事者数(下段:10万対)						
		医師	歯科医師	薬剤師	保健師	助産師	看護師	准看護師
令和2年度	管内	425 (270.3)	128 (81.4)	373 (237.3)	73 (46.4)	61 (38.8)	1,507 (958.6)	504 (320.6)
	千葉県	11,411 (213.2)	5,095 (83.1)	17,401 (235.9)	2,124 (33.8)	1,583 (25.2)	48,391 (770.0)	9,024 (143.6)
	全国	339,623 (269.2)	107,443 (85.2)	321,982 (255.2)	55,595 (44.1)	37,940 (30.1)	1,280,911 (1,015.4)	284,589 (225.6)
令和4年度	管内	412 (267.4)	112 (72.7)	362 (234.9)	93 (61.1)	61 (40.1)	1,480 (972.8)	400 (262.9)
	千葉県	13,521 (215.8)	4,953 (79.0)	14,746 (235.3)	2,461 (39.3)	1,603 (25.6)	49,888 (796.2)	8,064 (128.7)
	全国	343,275 (274.7)	105,267 (84.2)	323,690 (259.1)	60,299 (48.3)	38,063 (30.5)	1,311,687 (1,049.8)	254,329 (203.5)
令和6年度	管内	430 (288.1)	117 (78.4)	361 (241.9)	88 (59.8)	51 (34.6)	1,589 (1079.9)	412 (280.0)
	千葉県	13,817 (221.0)	4,595 (73.5)	15,218 (243.4)	2,561 (41.0)	1,603 (25.6)	52,318 (837.0)	7,285 (116.5)
	全国	347,772 (280.9)	103,652 (83.7)	329,045 (265.8)	63,536 (51.3)	38,721 (31.3)	1,363,142 (1,101.1)	233,022 (188.2)

出典

○医師・歯科医師・薬剤師数（総数を使用）

＜管内＞千葉県衛生統計年報（千葉県）

＜千葉県・全国＞医師・歯科医師・薬剤師統計（厚生労働省）

○保健師・助産師・看護師・准看護師数（実人員を使用）

＜管内＞千葉県看護の現況（千葉県）

使用人口：千葉県毎月常住人口調査各年10月1日現在（千葉県）

＜千葉県・全国＞衛生行政報告例（厚生労働省）

（３）医療施設立入検査

医療法その他の法令により規定された人員及び構造設備を有し、かつ適正な管理を行っているか否かについて検査することにより、科学的でかつ適正な医療を行う場にふさわしいものとすることを目的に計画的に実施している。

令和７年度は病院 12 施設の立入検査を実施した。

（４）各種免許の取扱状況

令和７年度医師、歯科医師、薬剤師等の各種免許証の交付申請、書換え申請等の受付件数は、239 件であった。

表２－（４）各種免許取扱件数の推移

（単位：件）

免許種類＼取扱件数		件数		
		令和５年度	令和６年度	令和７年度
厚生労働大臣	医師	8	10	5
	歯科医師	2	3	6
	薬剤師	23	15	28
	保健師	20	8	12
	助産師	3	4	5
	看護師	130	129	99
	理学療法士	20	12	15
	作業療法士	5	5	6
	臨床検査技師	14	17	10
	診療放射線技師	2	4	4
	衛生検査技師	－	－	－
	視能訓練士	1	1	1
	管理栄養士	7	11	16
知事	准看護師	23	19	6
	栄養士	10	4	7
	登録販売者	11	17	19
総数		279	259	239

3　薬務関係

（１）薬務関係施設の現況

管内の薬局、医薬品販売業、医薬品製造業（薬局)、毒物劇物販売業等の施設総数は、令和７年度末現在1,034施設で、業務別、年度別施設数の推移は表３－（１）のとおりである。

令和7年度に新たに許可等の申請・届出のあった施設は22施設、廃止の届出があった施設は12施設であった。

（２）薬事監視

関係法令に基づき、薬局、医薬品販売業者等に対して薬事監視を実施した。

令和７年度の監視状況は表３－（２）のとおり延べ505件の監視を実施し、19施設の違反が認められた。違反の主な内容は、管理者の義務違反等であった。

（３）毒物劇物監視

毒物及び劇物取締法に基づき、毒物劇物販売業者等に対して実施した。令和７年度は農薬危害防止運動月間を中心に業態ごとに年間の監視計画を立てて､立入調査を行った。

令和７年度の監視状況は表３－（３）のとおり48件の監視を実施し、4施設の違反が認められた。違反の主な内容は、貯蔵陳列場所、貯蔵陳列場所の表示等であった。

表３－（１）薬事関係施設数及び開設許可件数　　（単位：件）

業態＼年度	管内			銚子市			旭市			匝瑳市			年度内の許認可等事務処理件数※1		
	5年度	6年度	7年度	5年度	6年度	7年度	5年度	6年度	7年度	5年度	6年度	7年度	新規	廃止	更新
総数	1,013	1,030	1,034	421	413	416	390	409	409	202	208	209	22	12	34
薬局	86	86	85	38	35	34	30	32	32	18	19	19	1	3	11
医薬品製造業（薬局）	5	5	5	3	3	3	1	1	1	1	1	1	－	－	－
医薬品製造販売業（薬局）	5	5	5	3	3	3	1	1	1	1	1	1	－	－	－
地域連携薬局	5	5	5	1	－	－	2	3	3	2	2	2	－	－	4
専門医療機関連携薬局	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
店舗販売業	38	40	41	14	14	15	17	18	18	7	8	8	1	－	2
卸売販売業	14	13	11	6	5	4	4	4	3	4	4	4	－	－	2
薬種商販売業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
特例販売業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
高度管理医療機器等販売業・貸与業※2	127	133	133	42	41	42	60	64	63	25	28	28	4	4	8
管理医療機器販売業・貸与業※2	604	620	629	257	256	260	231	244	248	116	120	121	15	1	－
再生医療等製品販売業	3	3	3	－	－	－	2	2	2	1	1	1	－	－	－
毒物劇物製造業	6	6	6	2	2	2	3	3	3	1	1	1	－	－	1
毒物劇物輸入業	1	1	1	1	1	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－
毒物劇物販売業	117	111	108	52	51	50	39	37	35	26	23	23	1	4	6
毒物劇物業務上取扱者（法第22条第1項の者）	2	2	2	2	2	2	－	－	－	－	－	－	－	－	－
特定毒物研究者	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

※1 事務処理件数のため、必ずしも施設の増減と一致しない。

※2 同じ施設で販売業と貸与業の両方の業種がある施設は、2施設とする。

表３－（２）薬事監視　　（単位：件）

業種	区分	許可・届出施設数	立入検査施行施設数	違反発見施設数	違反発生件数																	措置件数						告発件数
					無許可・無届業	無承認・不良・不正表示品	虚偽・誇大広告等	毒劇薬の譲渡等・貯蔵陳列	処方箋医薬品の譲渡記録等	制限品目の販売	構造設備の不備	販売体制等の不備	特定販売に係る違反	薬局等の管理	管理者の義務	開設者の義務	法令遵守体制整備の不備	薬局等における掲示	休廃止等の届出	その他	指導	説諭	説諭・報告書	誓約書	始末書	行政処分	
総数	令和５年度	880	489	27	－	－	2	3	－	－	－	－	－	3	2	18	－	7	1	－	25	－	2	－	－	－	－
	令和６年度	905	444	22	－	－	－	－	－	－	5	－	－	2	12	8	－	1	2	1	22	－	－	－	－	－	－
	令和７年度	911	505	19	－	2	－	1	－	－	－	3	－	4	11	7	1	－	1	－	19	－	－	－	－	－	－
医薬品	薬局	85	64	14	－	1	－	1	－	－	－	1	－	3	11	6	－	－	－	－	14	－	－	－	－	－	－
	製造業（薬局）	5	4	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	製造販売（薬局）	5	4	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	店舗販売業	41	34	5	－	1	－	－	－	－	－	2	－	1	－	1	1	－	1	－	5	－	－	－	－	－	－
	卸売販売業	11	4	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	配置販売業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	配置従事者	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	業務上取扱う施設	－	12	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
医薬部外品	販売業	－	65	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	業務上取扱う施設	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
化粧品	販売業	－	61	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	業務上取扱う施設	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
医療機器	販売業 高度管理	91	46	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	販売業 管理	433	72	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	販売業 一般	－	59	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	貸与業 高度管理	42	14	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	貸与業 管理	194	28	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	貸与業 一般	－	26	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	業務上取扱う施設	－	12	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
再生医療等製品販売業		3	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

表３－（３）毒物劇物監視状況　　（単位：件）

区分	業態	項目	登録・届出施設数	立入検査施行施設数	違反発見施設数	違反項目										措置件数						告発件数
						無登録	登録基準	取扱責任者	貯蔵陳列場所	貯蔵陳列場所表示	譲渡交付手続	不良品	不正表示品	特定毒物不法所持	その他	指導	説諭	説諭・報告書	誓約書	始末書	行政処分	
総数		令和５年度	126	53	8	－	－	－	6	－	4	－	－	－	－	8	－	－	－	－	－	－
		令和６年度	120	30	9	－	－	－	5	5	4	－	－	－	1	9	－	－	－	－	－	－
		令和７年度	117	48	4	－	－	－	3	2	1	－	－	－	－	4	－	－	－	－	－	－
製造輸入		製造業	6	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		輸入業	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
販売業		薬局	23	17	1	－	－	－	－	1	－	－	－	－	－	1	－	－	－	－	－	－
		医薬品販売業	16	7	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		農業協同組合	14	3	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		種苗店	7	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		その他	48	10	3	－	－	－	3	1	1	－	－	－	－	3	－	－	－	－	－	－
使用者等	業務上の取扱者	法第22条第1項の者 電気めっき	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		法第22条第1項の者 金属熱処理	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		法第22条第1項の者 運送	2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		法第22条第1項の者 しろあり防除	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		法第22条第5項の者	－	9	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	特定毒物研究者		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	その他		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

（４）麻薬・覚醒剤監視

麻薬・覚醒剤原料等については、薬事監視及び医療機関立入検査の際にその管理の適正化について指導を行った。

（５）不正大麻・けし撲滅運動

大麻草の栽培の規制に関する法律（旧大麻取締法）及びあへん法で一般に栽培が禁止されている「大麻」と「けし」について、5 月 1 日から 6 月 30 日まで撲滅運動を実施し、管内 3 箇所において、けし 29 本を発見し焼却処分を行った。

（６）薬物乱用防止対策

近年は、大麻事犯による検挙人員が増加に転じ、特に若年層の増加が著しく、社会的な問題となっている。

管内 15 名の薬物乱用防止指導員は、千葉県薬物乱用防止指導員海匝保健所地区協議会を結成し、地域啓発活動を実施している。

「ダメ。ゼッタイ。」普及運動期間中（6 月 20 日～7 月 19 日）の 6 月 21 日（土）イオンモール銚子において、指導員や関係団体等の協力を得て、薬物乱用防止啓発活動を実施した。

４　献血推進事業

千葉県赤十字血液センターが実施している献血事業に対し、管内市献血推進協議会と協力して、工場、事業所、学校、その他住民に献血思想の普及と献血事業の円滑な推進を図っている。

当管内の令和７年度の献血目標は全血献血 1,891 人（1 人あたり 200mL 及び 400mL）であり、この目標を達成するため当保健所では、7 月の「愛の血液助け合い運動」、8 月の「千葉県公務員職場献血推進月間」、1、2 月の「「はたちの献血」キャンペーン」及び 3 月の「千葉県献血推進強調月間」において、広報活動を行った。

なお、管内の献血実績は表４のとおりであるが、合計目標達成率は 171％であった。

表４　献血実績状況

区分 ＼ 年度 市町村別	200mL			400mL			合　計		
	目標数（人）	採血数（人）	達成率（％）	目標数（人）	採血数（人）	達成率（％）	目標数（人）	採血数（人）	達成率（％）
令和５年度	59	102	173	1,843	3,339	181	1,902	3,441	181
令和６年度	56	94	168	1,826	3,183	174	1,882	3,277	174
令和７年度	56	83	148	1,835	3,146	171	1,891	3,229	171
銚子市	21	28	133	687	1,401	204	708	1,429	202
旭市	23	40	174	750	1,258	168	773	1,298	168
匝瑳市	12	15	125	398	487	122	410	502	122

※　成分献血は献血ルームのみで行っているため実績に算入しない。

５　地域保健医療計画の推進

「千葉県保健医療計画」は、医療法第 30 条の 4 の規定による法定計画であり、本県の保健医療施策を総合的・効果的に推進するための基本的な指針である。

この計画において県下九つの二次保健医療圏毎に、圏域における整備方針等を策定したものが「地域保健医療計画」である。現行の第 8 次保健医療計画は令和６年度から令和 11 年度までの６年間を計画の期間としている。

香取海匝保健医療圏においては、目指すべき医療提供体制を実現するための協議の場として、令和７年８月７日及び令和８年３月 12 日に医療関係者、福祉関係者、保険者、市町及び保健所（健康福祉センター）で構成する香取海匝地域保健医療連携・地域医療構想調整会議を Web 会議により開催し、地域における医療提供体制の現状と課題について、関係者と情報を共有したところである。

６　厚生統計調査

（１）人口動態統計

ア　人口動態総覧

人口動態総覧は我が国の人口を恒常的に調査し、この統計から得られる出生の動向、死亡の現状、婚姻、離婚及び死産の実態を把握することにより、社会･経済等の発展に欠くことのできない情報として活用されている。

令和６年の管内人口動態総覧(確定数)は表６－(１)－ア－(ア)及び表６－(１)－ア－（イ）のとおりである。

出生総数は 531 人で、前年より 55 人減少し、出生率（人口千対）は前年より 0.3 下回り、3.7 であった。(千葉県 5.6、全国 5.7)

死亡総数は 2,513 人で、前年より 101 人減少し、死亡率（人口千対）は前年より 0.4 下回り、17.5 であった。(千葉県 12.4、全国 13.3)

婚姻件数は 333 組で、前年より 31 組減少し、婚姻率（人口千対）は前年より 0.2 下回り、2.3 であった。(千葉県 4.0、全国 4.0)

離婚件数は 191 組で、前年より１組増加し、離婚率（人口千対）は前年より 0.03 上回り、1.33 であった。(千葉県 1.50、全国 1.55)

表６－（１）－ア－（ア）人口動態総覧①

（単位：人）

		人口	出生					死亡				乳児死亡（生後１年未満再掲）		新生児死亡（生後４週未満再掲）	
			総数	男	女	率（人口千対）	2,500g未満（再掲）	総数	男	女	率（人口千対）	実数	率（出生千対）	実数	率（出生千対）
管内	令和４年	149,295	599	286	313	4.0	66	2,643	1,305	1,338	17.7	－	－	－	－
	令和５年	146,442	586	305	281	4.0	64	2,614	1,273	1,341	17.9	－	－	－	－
	令和６年	143,716	531	287	244	3.7	54	2,513	1,306	1,207	17.5	－	－	－	－
銚子市	令和４年	53,875	146	74	72	2.7	13	1,120	531	589	20.8	－	－	－	－
	令和５年	52,452	105	51	54	2.0	10	1,121	537	584	21.4	－	－	－	－
	令和６年	51,272	118	65	53	2.3	13	998	491	507	19.5	－	－	－	－
旭市	令和４年	61,696	327	150	177	5.3	37	933	469	464	15.1	－	－	－	－
	令和５年	60,907	370	192	178	6.1	38	900	442	458	14.8	－	－	－	－
	令和６年	59,974	313	165	148	5.2	30	931	511	420	15.5	－	－	－	－
匝瑳市	令和４年	33,724	126	62	64	3.7	16	590	305	285	17.5	－	－	－	－
	令和５年	33,083	111	62	49	3.4	16	593	294	299	17.9	－	－	－	－
	令和６年	32,470	100	57	43	3.1	11	584	304	280	18.0	－	－	－	－
千葉県		6,084,566	33,763	17,399	16,364	5.6	3,293	75,159	40,465	34,694	12.4	53	1.6	20	0.6
全国		120,295,592	686,173	351,451	334,722	5.7	67,134	1,605,378	819,709	785,669	13.3	1,266	1.8	637	0.9

※ 令和６年千葉県衛生統計年報による。(「人口」は日本人人口を使用)

※ 全国に関しては、厚生労働省令和６年人口動態統計（確定数）の概況による。

表６－（１）－アー（イ）人口動態総覧②

（単位：人・胎・組）

		死産				周産期死亡率				婚姻		離婚		合計特殊出生率
		自然死産		人工死産		総数		後期死産（妊娠満22週以降）	早期新生児死亡（生後7日未満）	実数	率（人口千対）	実数	率（人口千対）	
		実数	率（出産千対）	実数	率（出産千対）	実数	率（出産千対）							
管内	令和４年	15	24.2	7	11.3	3	5.0	3	－	415	2.8	195	1.31	1.05
	令和５年	10	16.4	12	19.7	4	6.8	4	－	364	2.5	190	1.30	1.08
	令和６年	4	7.4	5	9.3	－	－	－	－	333	2.3	191	1.33	1.02
銚子市	令和４年	6	39.2	1	6.5	1	6.8	1	－	111	2.1	68	1.26	0.86
	令和５年	6	52.2	4	34.8	3	27.8	3	－	112	2.1	69	1.32	0.67
	令和６年	1	8.3	2	16.5	－	－	－	－	109	2.1	72	1.40	0.79
旭市	令和４年	6	17.8	5	14.8	2	6.1	2	－	211	3.4	91	1.47	1.18
	令和５年	2	5.3	6	15.9	－	－	－	－	191	3.1	83	1.36	1.38
	令和６年	2	6.3	2	6.3	－	－	－	－	162	2.7	73	1.22	1.21
匝瑳市	令和４年	3	23.1	1	7.7	－	－	－	－	93	2.8	36	1.07	1.02
	令和５年	2	17.4	2	17.4	1	8.9	1	－	61	1.8	38	1.15	0.93
	令和６年	1	9.8	1	9.8	－	－	－	－	62	1.9	46	1.42	0.89
千葉県		362	10.5	396	11.5	110	3.2	96	14	24,093	4.0	9,110	1.50	1.09
全国		6,849	9.8	8,474	12.1	2,285	3.3	1,800	485	485,092	4.0	185,904	1.55	1.15

※ 令和６年千葉県衛生統計年報による。

※ 全国に関しては、厚生労働省令和６年人口動態統計（確定数）の概況による。

イ　死因別死亡状況

表６－（１）－イ　主要死因別死亡状況

位	令和４年　管内					令和５年　管内					令和６年　管内					令和６年　県				
	死因	総数（人）	男（人）	女（人）	10万対率（人口）	死因	総数（人）	男（人）	女（人）	10万対率（人口）	死因	総数（人）	男（人）	女（人）	10万対率（人口）	死因	総数（人）	男（人）	女（人）	10万対率（人口）
1	悪	576	329	247	386	悪	594	342	252	406	悪	523	317	206	350	悪	18,388	10,937	7,451	291
2	心	534	290	244	358	心	479	252	227	327	心	413	214	199	276	心	11,317	6,020	5,297	179
3	老	230	47	183	154	老	255	57	198	174	老	258	71	187	172	老	8,970	2,717	6,253	142
4	脳	225	102	123	151	脳	216	103	113	147	脳	236	117	119	158	脳	4,839	2,605	2,234	76
5	肺	175	87	88	117	肺	170	81	89	116	肺	162	91	71	108	肺	4,240	2,524	1,716	67
6	不	65	36	29	44	不	82	45	37	56	不	74	44	30	49	誤	2,776	1,686	1,090	43
7	誤	57	39	18	38	誤	65	34	31	44	誤	61	37	24	40	不	1,712	1,026	686	27
8	認	52	17	35	35	腎	51	32	19	35	コ	51	29	22	34	コ	1,582	951	631	25
9	間	36	24	12	24	コ	41	19	22	28	腎	50	21	29	33	腎	1,315	758	557	20
10	慢	34	26	8	23	間	39	16	23	27	認	43	15	28	28	高	1,288	654	634	20

※1 令和６年千葉県衛生統計年報による。
※2 全国に関しては、厚生労働省「令和６年人口動態統計（確定数）の概況」による。
※3 千葉県、市町村及び管内の死亡率等算出に使用した人口は、「令和７年１月１日住民基本台帳人口（日本人人口）」（総務省）である。
※4 死因の区分は「死因順位及び乳児死因順位に用いる分類項目」（厚生労働省）による。

悪 ･･･ 悪性新生物
心 ･･･ 心疾患（高血圧性を除く）
脳 ･･･ 脳血管疾患
老 ･･･ 老衰
肺 ･･･ 肺炎
不 ･･･ 不慮の事故
誤 ･･･ 誤嚥性肺炎
認 ･･･ 血管性及び詳細不明の認知症
ア ･･･ アルツハイマー病
腎 ･･･ 腎不全
間 ･･･ 間質性肺疾患
慢 ･･･ 慢性閉塞性肺疾患
糖 ･･･ 糖尿病
高 ･･･ 高血圧性疾患
コ ･･･ 新型コロナウイルス感染症

順位	令和6年　銚子市					令和6年　旭市					令和6年　匝瑳市					全国		
	死因	総数（人）	男（人）	女（人）	率（人口10万対）	死因	総数（人）	男（人）	女（人）	率（人口10万対）	死因	総数（人）	男（人）	女（人）	率（人口10万対）	死因	総数（人）	率（人口10万対）
1	悪	207	114	93	383	悪	203	132	71	327	悪	113	71	42	339	悪	384,111	319
2	心	151	74	77	279	心	152	79	73	245	心	110	61	49	330	心	226,388	188
3	老	105	31	74	194	脳	94	51	43	151	老	65	16	49	195	老	206,887	172
4	脳	86	40	46	159	老	88	24	64	141	脳	56	26	30	168	脳	102,821	85
5	肺	79	40	39	146	肺	51	32	19	82	肺	32	19	13	96	肺	80,176	66
6	誤	36	21	15	66	不	28	16	12	45	不	16	13	3	48	誤	63,667	52
7	不	30	15	15	55	認	19	9	10	30	認	15	4	11	45	不	45,743	38
8	コ	27	12	15	50	誤	17	12	5	27	コ	15	10	5	45	コ	35,865	29
9	腎	26	9	17	48	大	16	7	9	25	腎	13	5	8	39	腎	29,665	24
10	高	23	14	9	42	自	14	12	2	22	慢	11	8	3	33	ア	25,595	21

※1 令和6年千葉県衛生統計年報による。

※2 全国に関しては、厚生労働省「令和6年人口動態統計（確定数）の概況」による。

※3 千葉県、市町村及び管内の死亡率等算出に使用した人口は、「令和7年1月1日住民基本台帳人口（日本人人口）」（総務省）である。

※4 死因の区分は「死因順位及び乳児死因順位に用いる分類項目」（厚生労働省）による。

悪 ･･･ 悪性新生物
心 ･･･ 心疾患（高血圧性を除く）
脳 ･･･ 脳血管疾患
老 ･･･ 老衰
大 ･･･ 大動脈瘤及び解離
肺 ･･･ 肺炎
不 ･･･ 不慮の事故
誤 ･･･ 誤嚥性肺炎
認 ･･･ 血管性及び詳細不明の認知症
自 ･･･ 自殺
ア ･･･ アルツハイマー病
腎 ･･･ 腎不全
間 ･･･ 間質性肺疾患
慢 ･･･ 慢性閉塞性肺疾患
高 ･･･ 高血圧性疾患
コ ･･･ 新型コロナウイルス感染症

ウ　部位別悪性新生物死亡状況

表６－（１）－ウ　部位別悪性新生物死亡状況

（単位：人）

死因分類	管内			銚子市			旭市			匝瑳市		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
総　　数	523	317	206	207	114	93	203	132	71	113	71	42
口唇口腔及び咽頭	14	10	4	4	2	2	8	6	2	2	2	－
食道	13	9	4	6	2	4	2	2	－	5	5	－
胃	80	59	21	31	24	7	39	29	10	10	6	4
結腸	53	28	25	22	9	13	18	10	8	13	9	4
直腸Ｓ状結腸移行部及び直腸	23	14	9	8	5	3	11	7	4	4	2	2
肝及び肝内胆管	28	18	10	13	7	6	8	6	2	7	5	2
胆のう及びその他の胆道	33	14	19	11	3	8	16	7	9	6	4	2
膵	57	29	28	29	14	15	18	11	7	10	4	6
喉頭	1	1	－	1	1	－	－	－	－	－	－	－
気管、気管支及び肺	101	71	30	33	22	11	38	28	10	30	21	9
皮膚	3	1	2	－	－	－	1	1	－	2	－	2
乳房	13	－	13	8	－	8	2	－	2	3	－	3
子宮	9	－	9	3	－	3	3	－	3	3	－	3
卵巣	5	－	5	1	－	1	4	－	4	－	－	－
前立腺	12	12	－	5	5	－	5	5	－	2	2	－
膀胱	17	13	4	6	5	1	8	7	1	3	1	2
中枢神経系	3	2	1	1	1	－	1	－	1	1	1	－
悪性リンパ腫	14	7	7	5	2	3	6	4	2	3	1	2
白血病	11	9	2	4	3	1	3	2	1	4	4	－
その他のリンパ組織造血組織及び関連組織	5	3	2	3	1	2	－	－	－	2	2	－
その他の悪性新生物	28	17	11	13	8	5	12	7	5	3	2	1

※　令和６年千葉県衛生統計年報による。

（２）厚生統計調査

表６－（２）厚生統計調査状況

調査名（担当課）	目的	方法	対象
国民生活基礎調査 （総務企画課）	国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働行政の企画及び運営に必要な基礎資料を得るとともに、各種調査の調査客体を抽出するための親標本の設定。	国民生活基礎調査調査員→保健所→県健康福祉指導課→厚生労働省	令和７年２市（銚子・旭）
人口動態調査 （総務企画課）	人口動態事象を把握し、人口及び厚生労働行政施策の基礎資料を得ること。	管内市町村→保健所→県健康福祉指導課→厚生労働省	管内３市
医療施設動態調査 （総務企画課）	病院・診療所の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得ること。	医療施設→保健所→県健康福祉指導課→厚生労働省	管内全医療施設
病院報告 （総務企画課）	病院・療養病床を有する診療所における患者の利用状況を把握し、医療行政の基礎資料を得ること。	医療施設→保健所→県健康福祉指導課→厚生労働省	管内全病院
衛生行政報告例 （総務企画課・地域保健福祉課・健康生活支援課）	衛生関係諸法規の施行に伴う各都道府県、指定都市及び中核市における衛生行政の実態を把握し、衛生行政運営の基礎資料を得ること。	保健所→県健康福祉指導課→厚生労働省	保健所
地域保健・健康増進事業報告 （総務企画課・地域保健福祉課・健康生活支援課）	地域住民の健康の保持及び増進を目的とした保健施策の展開等を実施主体である保健所及び市区町村ごとに把握し、国及び地方公共団体の地域保健施策のための基礎資料を得ること。	管内市町村→保健所→県健康福祉指導課→厚生労働省	管内３市、保健所

7　協議会・委員会の開催状況

（１）健康福祉センター運営協議会

管内の地域保健及び地域福祉並びに健康福祉センターの運営に関する事項を審議するため開催している。

本年度は、下表のとおり開催した。

表７－（１）海匝健康福祉センター運営協議会開催状況

開催年月日	委員数	主な協議内容
令和７年 11 月６日	22 人	海匝健康福祉センターの事業について

（２）地域保健医療連携・地域医療構想調整会議の開催

表７－（２）地域保健医療連携・地域医療構想調整会議開催状況

開催年月日	開催方法	出席数	主な協議内容
令和７年８月７日	Web	38 人	・医療機関毎の具体的対応方針について ・病床機能再編支援事業について ・病床配分の方向性について ・地域医療提供体制データ分析チーム構築支援事業について ・令和６年度病床機能報告の結果について ・地域医療介護総合確保基金による各種事業の実施状況について ・病床数適正化支援事業について ・かかりつけ医機能報告制度について ・脳卒中連携ネットワークの進捗状況について ・次回調整会議の予定について
令和８年３月 12 日	Web	30 人	・紹介受診重点医療機関の選定について ・医療機関毎の具体的対応方針について ・公立病院経営強化プランの策定について ・非稼働病棟について ・地域医療提供体制データ分析チーム構築支援事業について ・香取地域における看護師確保調査の結果について ・新たな地域医療構想の策定及び保健医療計画の中間見直しについて ・次年度調整会議の予定について

8　地域保健従事者研修・保健所実習

（1）学生等の保健所実習

表８－（１）　保健所実習実施状況

学　　校　　名	学生数	実習期間（日数）
二葉看護学院	5名	4月17日・18日（2日間）
秀明大学	6名	6月17日・18日（2日間）
淑徳大学	3名	9月12日・17日（2日間） 1月21日・22日（2日間）
国際医療福祉大学	5名	8月19日・20日（2日間）
千葉県立保健医療大学	9名	9月12日・17日（2日間） 10月15日・16日（2日間） 2月 3日・ 4日（2日間）
帝京平成大学	7名	9月 2日・ 3日（2日間）

9　広報・啓発事業

（1）保健所だよりの発行

表９－（１）　保健所だよりの発行状況

号	発　行　日	部　数	配　布　対　象
臨時号	令和7年6月	500部	管内各市、医師会、歯科医師会、薬剤師会、病院、県関係機関
53号	令和7年9月	500部	
54号	令和8年2月	500部	

（2）ホームページの運営

平成15年9月の開設、平成18年6月の全面的な更新を経て、当センターの業務内容などの更新を随時行っている。ホームページアドレスは下記のとおり。

https://www.pref.chiba.lg.jp/kf-kaisou/index.html

１０　地域防災対策

（１）災害時実動マニュアル

大災害が発生した場合に保健所が行う医療救護、保健及び生活衛生活動等の活動指針「保健所災害実働マニュアル」を平成 10 年に策定している。

平成 28 年 3 月に災害時実働マニュアル（超急性期編・急性期編）の標準モデルが県庁にて作成された。それを基に当健康福祉センター災害時実働マニュアル（超急性期編・急性期編）を平成 28 年 8 月に策定した。毎年実施される危機管理月間に合わせた職員名簿等の改訂のほか、定期的に実施事項の見直しを行っている。

（２）医療救護活動のための医薬品・医療資機材の備蓄

保健所では、平成 8 年から備蓄医薬品と医療救護資機材（救急医療セット）を備蓄し、災害発生時迅速な医療救護活動ができるように努めている。

（３）管内市町村への防災訓練への協力

備蓄医薬品等の搬送訓練を管内市と合同で実施している。

（４）情報伝達訓練の実施

県内の市町村及び県出先機関等と合同で、防災行政無線設備（防災電話・防災 FAX）の通信訓練を 2 か月に 1 回実施している。また、当健康福祉センターの職員を対象に、災害時連絡網やチャットツールを用いて情報伝達訓練を年に複数回実施している。

（５）海匝地域災害医療訓練

災害時の医療体制整備に関して、各関係機関との合同救護本部を災害拠点病院である総合病院国保旭中央病院に立ち上げる体制を整備している。各関係機関及び合同救護本部の連携強化を目的として、例年、総合病院国保旭中央病院と合同で防災訓練を実施している。

令和 7 年度は、令和 7 年 12 月 8 日に、海匝保健所で管内の被災情報の収集及び関係機関と情報共有を行う訓練を実施した。

Ⅲ　地域保健福祉課の業務概要

地域保健福祉課は、保健師関係指導事業、母子保健事業、成人・老人保健事業、地域・職域連携推進事業、精神保健福祉事業、栄養改善事業、難病対策事業、民生委員･児童委員の指導事務、児童・高齢者・母子・障害者福祉事務、配偶者暴力相談事業等を行っている。

地域住民に対し、より効果的な保健福祉サービスを提供するため、管内3市をはじめ、医療・福祉・教育等の関係機関と連携を図りながら、保健・福祉業務を行っている。

〈地域保健に関すること〉

1　保健師関係指導事業

当所保健師は、地域保健福祉課・健康生活支援課・八日市場地域保健センターに配属され、管内市や関係機関等と連携を図りながら訪問指導や相談事業等の保健師活動を展開している。

（1）管内概況

管内保健師就業数は、保健所 14 名、3 市 54 名で計 68 名である。

表１－（１）管内保健師就業状況（令和 7 年 4 月 1 日現在）

（単位：人）

区分／年度	総数	保健所	市 町 村			
			保健衛生	福祉	介護保険	その他
令和 5 年度	66	11	36	7	11	1
令和 6 年度	68	13	35	8	12	0
令和 7 年度	68	14	23	11	12	8
銚　子　市	16	－	11	2	3	0
旭　　市	23	－	7	3	5	8
匝　瑳　市	15	－	5	6	4	0

（２）保健所保健師活動

保健所保健師は、所属内の他職種をはじめ、管内市町村や関係機関と連携を図りながら、広域的及び専門的な各種保健指導業務を実施している。また、効果的な保健活動の展開のため、資質向上と連携強化を目指し、研修会等を開催している。

表１－（２）家庭訪問等個別指導状況（令和８年３月31日現在）

（単位：件）

区分／種別		家庭訪問		訪問以外の保健指導				個別の連携・連絡調整
				面接		電話	メール	
		実数	延数	実数	延数	延数	延数	延数（再掲：会議）
総数		66	140	164	207	433	19	181
感染症(結核除く)		10	12	7	7	35	0	14
結核		25	63	11	26	98	18	18
精神保健福祉		0	0	0	0	5	0	0
難病		24	58	134	162	233	0	141(5)
長期療養児		7	7	12	12	27	0	8
生活習慣病		0	0	0	0	2	0	0
母子保健	妊産婦	0	0	0	0	0	0	0
	乳幼児	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	1	0	0
その他の疾病		0	0	0	0	0	0	0
その他		0	0	0	0	32	1	0
訪問延世帯数		66	140					

（３）保健師関係研修（研究）会実施状況

ア　管内保健師業務連絡研究会

表１－（３）－ア　管内保健師業務連絡研究会実施状況

開催年月日	テーマ	主な内容	参加人員
令和７年 ８月 25 日	災害時保健活動 【資質向上編】	講義「避難所アセスメントと避難所で行うヘルスケアトリアージ」 講師：千葉県総合救急災害医療センター リハビリテーション科／災害医療局 伊崎田 和歌　氏 グループワーク	38 人
令和７年 ８月 12 日	災害時保健活動 【事業企画編】 「応援・受援体制」の確保に向けて～避難所等における保健活動の整理から～」	講義「地域防災計画等に基づく避難所等における保健活動と保健師の役割」 講師：千葉県立保健医療大学　健康科学部 看護学科 准教授　雨宮　有子　氏 グループワーク	36 人
令和８年 １月 13 日		講義「海匝保健所管内の災害時対応体制強化に向けて－応援・受援の体制整備－」 講師：千葉県立保健医療大学　健康科学部 看護学科 准教授　雨宮　有子　氏 グループワーク	34 人

イ　所内保健師研究会

表１－（３）－イ　所内保健師研究会実施状況

開催年月日	主　な　内　容	参加人員
令和７年 ５月 16 日	各課行事予定、現任教育について（体制及び年間計画） 災害時保健活動について、業務研究集録について	12 人
令和７年 ６月 19 日	現任教育について（目標及び計画案）、業務研究について（研究計画）、公文書作成の基礎について	12 人
令和７年 ８月 21 日	財務会計事務について、災害時保健活動マニュアルについて、業務研究について（演題、目的、方法等）	９人
令和７年 10 月 17 日	事例検討会（難病事例）、業務研究について（内容検討）、現任教育について（中間評価）	10 人
令和７年 12 月 18 日	集団感染事例について、健康危機事案発生時の保健活動について、千葉県統括保健師の配置について	12 人
令和８年 ２月 19 日	業務研究について（発表予行練習）、事業計画及び評価について（自立支援事業）、現任教育について（評価）	11 人

ウ　保健所保健師ブロック研修会

表１－（３）－ウ　保健所保健師ブロック研修会実施状況

開催年月日	主　な　内　容	参加人員
令和８年 ２月９日 （山武保健所主催）	１ 講演 「セルフ・コンパッションを保健活動に活かす」 講師：武蔵野大学 ウェルビーイング学部 ウェルビーイング学科 教授 秋山 美紀 氏 ２ グループワーク「私たちのウェルビーイング」	19 人

エ　その他

表１－（３）－エ　その他

開催年月日	主　な　内　容	参加人員
令和７年 5月15日	第１回 海匝保健所管内統括保健師等連絡会 1 令和７年度保健師現任教育体制について (1) 統括保健師及び管内保健師の配置状況について (2) 各市及び保健所の現任教育体制について (3) 県中央研修等について 2 災害時保健活動体制について (1) 災害時における統括保健師に求められること (2) 災害時保健活動の連絡窓口と連携方法について 3 管内保健師業務連絡研究会について	11人
令和８年 2月2日	第２回 海匝保健所管内統括保健師等連絡会 1 災害時保健活動について 保健師応援要請訓練(R8.1/19～1/23)の振返り 2 管内保健師業務連絡研究会について 3 その他	11人

（４）管内看護管理者研修会

表１－（４）看護管理者研修状況

開催年月日	主　な　内　容	参加人員
令和７年 12月4日	講演及び演習 テーマ：医療安全における『チームステップス』の考え方から職場づくりを学ぶ 講　師：東京湾岸リハビリテーション病院 リハビリテーション部 理学療法科 主任 後藤 悠人 氏	24人

２　母子保健事業

管内の母子保健の推進を図るため、母子保健推進協議会、母子保健従事者研修会等を実施している。

また、管内の小児慢性特定疾病患児等に対し、相談・小児慢性特定疾病医療費助成等の支援を行っている。

（１）母子保健推進協議会

管内の母子保健事業が効果的に推進できるよう行政機関・医師会・医療機関等の代表者から構成される協議会で母子保健事業に関することを協議する。

表２－（１）母子保健推進協議会実施状況

開催年月日	委　員　数	主　な　協　議　内　容
書面開催	10 人	1　海匝保健所管内の母子保健に係る統計及び事業実施状況について 2　管内市のこども家庭センターについて

（２）母子保健に関する連絡調整会議

母子保健活動において保健所と市が情報共有し、よりよい母子保健サービスの提供を目指し各市町村が母子保健事業を実施するための体制整備を推進することを目的として開催している。

表２－（２）母子保健に関する連絡調整会議実施状況

開催年月日	参加者数・職種	主　な　協　議　内　容
令和８年 ３月 10 日	10 人 保健師及び管理栄養士	1　こども家庭センター運用開始後の効果について 2　妊産婦のメンタルヘルス支援について 3　５歳児健診について

（３）母子保健従事者研修会

地域の母子保健の実状に合わせて開催している。

表２－（３）母子保健従事者研修会実施状況

研修会の名称	開催年月日	参加者数・職種	内　　容
令和７年度母子保健従事者研修会	第１回 令和８年 ２月 12 日	59 人 保健師、保育士、幼稚園教諭等	講演「こどもの発達を地域で支える保護者支援　～発達に偏りがある子どもを持つ保護者支援の基本的な考え方と保護者との関わり方～」 講師：銚子市児童発達支援センターわかば 施設長 富岡 美帆 氏
	第２回 令和８年 ２月 26 日	57 人 保健師、保育士、幼稚園教諭等	講演「こどもの発達を地域で支える保護者支援 2～発達に偏りがある子どもを持つ保護者支援の基本的な考え方と保護者との関わり方～」 講師：銚子市児童発達支援センターわかば 施設長 富岡 美帆 氏

（４）人工妊娠中絶届

母体保護法第 25 条により管内の医師から届出がなされたものであり、届出数には管外に住所がある者も含まれる。

表２－（４）人工妊娠中絶届出状況

（単位：人）

区分／妊娠週数	令和5年度	令和6年度	令和7年度 総数	20歳未満	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50歳以上	不詳
総　　数	91	65	69	6	9	22	12	12	7	1	0	0
満７週以前	51	40	39	4	4	13	4	8	5	1	0	0
満８週～満 11 週	26	20	24	1	5	8	5	4	1	0	0	0
満 12 週～満 15 週	6	3	2	1	0	0	1	0	0	0	0	0
満 16 週～満 19 週	5	2	2	0	0	1	1	0	0	0	0	0
満 20 週～満 21 週	3	0	2	0	0	0	1	0	1	0	0	0
不　　詳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

（５）不妊・不育相談事業

県では、不妊や不育に悩む夫婦等に、一般的な相談や専門的な相談窓口に関する情報提供を行っている。

表２－（５）不妊講演会実施状況

開催年月日	内容	対象	参加者数
実施なし	－	－	－

（６）小児慢性特定疾病医療費助成制度事業

小児慢性特定疾病児童等の健全育成の観点から、小児慢性特定疾病医療支援に係る医療費の一部を助成し、小児慢性特定疾病児童等家庭の医療費の負担の軽減を図る。

表２－（６）小児慢性特定疾病医療費助成制度受給者状況（各年度３月 31 日現在）

（単位：件）

疾患名	令和５年度	令和６年度	令和７年度	銚子市	旭市	匝瑳市
総数	86	90	88	19	48	21
1 悪性新生物	20	20	20	7	9	4
2 慢性腎疾患	5	3	4	1	3	0
3 慢性呼吸器疾患	5	5	4	2	1	1
4 慢性心疾患	14	13	13	4	5	4
5 内分泌疾患	16	14	13	1	8	4
6 膠原病	1	2	2	0	1	1
7 糖尿病	1	3	4	0	2	2
8 先天性代謝異常	5	5	5	1	2	2
9 血液疾患	1	3	3	0	2	1
10 免疫疾患	0	0	0	0	0	0
11 神経・筋疾患	10	10	10	1	7	2
12 慢性消化器疾患	5	8	6	1	5	0
13 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	1	2	2	0	2	0
14 皮膚疾患	0	0	0	0	0	0
15 骨系統疾患	2	2	2	1	1	0
16 脈管系統疾患	0	0	0	0	0	0

（７）小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

児童福祉法第 19 条の 22 に基づき、慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立支援を図るため、小児慢性特定疾病児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、関係機関との連絡調整等を行う。

ア　研修会、講演会、交流会等

表２－（７）－ア　研修会、講演会、交流会等の実施内容

名　称	実施年月日	参加人数・内訳	内　容
講演会	令和８年 ２月 15 日 (ZOOM 開催)	参加者：10 人 小児がん患者の家族、管内小中高等学校教職員、管内障害児相談支援に係る福祉機関担当者、がん相談支援センター職員等	講演「小児がんの経験者が語る 将来のこと～私たちには 夢がある！～」 講師：東京都立小児総合医療 センター 医師　松井　基浩　氏

イ　療育相談指導事業（療育指導連絡票に基づくもの）

表２－（７）－イ　療育相談指導内容　　（単位：人）

内　容	令和５年度	令和６年度	令和７年度
相談者数（延）	0	0	0
家庭看護指導	0	0	0
食事・栄養指導	0	0	0
歯科保健指導	0	0	0
福祉制度の紹介	0	0	0
精神的支援	0	0	0
学校との連絡	0	0	0
家族会等の紹介	0	0	0
その他	0	0	0

ウ　訪問指導事業（訪問相談員派遣を含む）

表２－（７）－ウ　訪問指導事業実施状況（疾患別）　　（単位：件）

疾患名	令和5年度	令和6年度	令和7年度
総数	7	3	7
異型奇形腫瘍／ラブドイド腫瘍	1	0	1
骨形成不全症	2	0	1
気道狭窄	2	1	1
点頭てんかん	2	2	1
慢性骨髄性白血病	0	0	1
脊髄小脳変性症	0	0	1
９から１４までに掲げるもののほか、常染色体異常（ウィリアムズ（Williams）症候群及びプラダー・ウィリ（Prader-Willi）症候群を除く。）	0	0	1

エ　窓口相談事業

表２－（７）－エ　相談内容　　（単位：人）

内容	令和５年度	令和６年度	令和７年度
相談者数（延）	18	17	12
申請等	15	11	11
医療	0	1	0
家庭看護	0	3	0
福祉制度	0	0	0
就労	0	0	0
就学	2	0	0
食事・栄養	0	0	0
歯科	0	0	0
その他	1	2	1

オ　訪問相談員派遣事業

表２－(7)－オ　訪問相談員派遣事業実施状況

区分／年度	人数	回数	実人員	延人員
令和５年度	－	－	－	－
令和６年度	－	－	－	－
令和７年度	－	－	－	－

（８）療育の給付制度

療育の給付（児童福祉法第 20 条）は、長期の療養を必要とする 18 歳未満の結核治療のために入院を要する児童に対しての医療給付及び学用品や日用品の支給を行うものである。令和 7 年度は該当がなかった。

（９）思春期保健相談事業

児童生徒の健全育成を図るため、学校保健や地域保健との連携及び思春期世代とその関係者への心身に関する正しい知識の普及を行う。

表２－（９）－ア　思春期保健関係者会議実施状況

名　　称	開 催 年 月 日	参加者数・職種	内　　容
実施なし	－	－	－

表２－（９）－イ　思春期保健事業講演会

名　　称	開催年月日	対象者・参加者数	内　　容
思春期保健講演会	令和 7 年 11 月 28 日	管内各市母子保健担当者、各学校養護教諭等 参加者：35 人	講演「思春期の月経　つらい思いを閉じ込めないためにできること」 講師：新生産婦人科 院長・理事長　島　絵美里　氏

３　成人・老人保健事業

健康増進法に基づき、生活習慣病の予防と早期発見、壮年期からの健康保持増進を図るため、市が実施主体となって各種保健事業を実施している。保健所は地域特性を踏まえて市町村が健康増進事業を円滑かつ効果的に実施できるよう、情報提供や助言等の支援を行っている。

（１）がん検診推進員育成講習会

各市町村の健康づくり推進員、保健推進員及び食生活改善推進員等に対し講習会を行い、がん検診推進員として育成し、これらの人材の協力を得て、各地域でがん検診の声かけ運動等を実施することにより受診率の向上を図る。

表３－（１）がん検診推進員育成講習会

開催年月日	参加者数	内　容
令和７年 12 月 19 日	38 名	講演「がん予防のための食事」 講師：千葉県がんセンター医療局診療部栄養科 科部長　櫻井　美夏子　氏

隔年ごとに香取健康福祉センターと主催を交代して開催しており、令和 7 年度は海匝健康福祉センターが主催した。

（２）その他のがん対策事業

なし

４　一人ひとりに応じた健康支援事業

生涯を通じて、一人ひとりが年代や性別、健康状態や生活習慣に応じ的確な自己管理ができるよう、健康づくりの支援体制を充実することを目的とする。

身体的、精神的な悩みを有する思春期以降の全年齢層にわたる男女を対象とし、保健所(健康福祉センター)の保健師等が電話相談に応じる。

表４－（１）健康相談実施状況（電話）

（単位：件）

区分／年度	男	女	総　数
令和５年度	4	4	8
令和６年度	8	11	19
令和７年度	3	9	12

５　総合的な自殺対策推進事業

千葉県自殺対策推進計画及びアルコール健康障害対策基本法を踏まえ、心の健康や精神疾患、働く人のメンタルヘルスに関する相談窓口等の啓発資料を配布した。また、関係機関との連携のもと、事業を推進している。

（１）住民向け講演会・相談対象者向け研修会

表５－（１）研修会の実施状況

名　　称	実施年月日	参加者数・職種	内　　容
令和７年度 香取海匝圏域 自殺対策研修	令和８年 １月９日 （対面とZOOMのハイブリッド開催）	54名 教諭、養護教諭、指導主事、児童福祉司、社会福祉士、保健師、助産師、看護師、精神保健福祉相談員、家庭児童相談員等	講演「子ども若者の自殺予防 ～思春期のこころに寄り添うこと～」 講師：国立国府台医療センター 児童精神科 医師 水本有紀 氏 （香取健康福祉センターと共催）

（２）その他の会議等

表５－（２）会議等の開催状況

名　　称	実施年月日	参加者数・職種	内　　容
－	－	－	－

（３）その他の事業

なし

６　地域・職域連携推進事業

地域保健と職域保健の連携により、生活習慣病の予防と健康寿命の延伸及びメンタルヘルス対策の推進を図ることを目的に各種保健事業の共同実施等、生涯を通じた継続的な保健サービスの提供体制の整備を推進している。

表６－（１）海匝地域・職域連携推進協議会開催状況

開催年月日	参加数	主　な　内　容
令和８年 １月 29 日	24 人	1　海匝地域・職域連携推進協議会運営要綱について 2　海匝地域の健康指標について 3　アクションプラン（令和５年度～令和７年度）の取組及び評価について 4　次期アクションプラン（令和８年度～令和 12 年度）について

表６－（２）海匝地域・職域連携推進協議会作業部会開催状況

開催年月日	参加数	主　な　内　容
令和７年 ９月 25 日	14 人	1　海匝地域・職域連携推進協議会アクションプランについて 2　働く人のメンタルヘルス対策について 3　令和７年度の具体的な検討について
令和７年 12 月２日	14 人	1　海匝地域・職域連携推進協議会アクションプランについて 2　生活習慣病予防のための食生活改善の推進について (3 年間の取組) 3　海匝地域・職域連携推進協議会アクションプランの評価と次期計画について

表６－（３）共同事業開催状況

開催年月日	主　な　内　容
各機関と連携した啓発活動等	
令和７年 10 月 11 日	旭中央病院まつりでの食とメンタルヘルス対策についての啓発 パネル展示、「やさ・しー・い食の応援店」認知度・利用状況調査、 リーフレットの配布
令和７年 10 月 12 日	銚子市立第六中学校文化祭での食とメンタルヘルス対策についての啓発 パネル展示、「やさ・しー・い食の応援店」認知度・利用状況調査、 リーフレットの配布
通年	・リーフレットによる啓発 （やさ・しー・い食の応援店認定店舗一覧の作成・配布、応援店カードの配布）（ここらく健康通信海匝！の配布）（睡眠チェックシートの作成） ・海匝保健所ホームページ、保健所だより等を活用した啓発 ・やさ・しー・い食の応援店ポスターやステッカーの掲示（関係機関・既認定店舗） ・やさ・しー・い食の応援店の登録・変更手続き ・旭市 CCD プロジェクトとの協働によるやさ・しー・い食の応援店の PR

7　栄養改善事業

海匝地域は、脳血管疾患による死亡が上位に位置しており、管内市国民健康保険の特定健診の結果では、肥満や糖尿病のハイリスク者が多い。そこで、生活習慣病予防として、地域住民を対象に栄養指導及び健康教育を実施し食生活改善の普及啓発を行った。

また、特定給食施設等指導については、健康増進法に基づく栄養管理が実施されるよう、個別巡回指導及び研修会により指導支援を実施した。

（1）健康増進（栄養・運動等）事業

地域住民の健康増進のため、電話等による個別指導の実施及び食生活改善協議会等の栄養関係団体の育成支援により正しい知識の普及・啓発に努めた。

表７－（1）健康増進（栄養・運動等）指導状況

（単位：人）

		個別指導延人員								集団指導延人員						
		栄養指導	(再掲)病態別栄養指導	(再掲)訪問による栄養指導	運動指導	(再掲)病態別運動指導	休養指導	禁煙指導	その他	栄養指導	(再掲)病態別栄養指導	運動指導	(再掲)病態別運動指導	休養指導	禁煙指導	その他
実施数	妊産婦	0	0	0	－	－	0	0	0	0	0	－	－	0	0	0
	乳幼児	0	0	0					0	0	0					0
	20歳未満（妊産婦・乳幼児除く）	0	0	0	－	－	0	0	0	0	0	－	－	0	0	0
	20歳以上（妊産婦を除く）	3	2	0	－	－	0	0	0	29	6	－	－	0	0	0
（再掲）医療機関等へ委託	妊産婦	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	乳幼児	－	－	－					－	－	－					－
	20歳未満（妊産婦・乳幼児除く）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	20歳以上（妊産婦を除く）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

ア　病態別個別指導

表７－（１）－ア　病態別個別指導状況　　（単位：人）

区分／種別	計	生活習慣病	難　病	アレルギー疾　患	摂食障害	その他
病態別栄養指導	2	0	2	0	0	0
病態別運動指導	－	－	－	－	－	－

イ　病態別栄養教室・講座等実施状況

表７－（１）－イ　病態別栄養教室・講座等実施状況

名　称	開催年月日	対象者	参加数	内　　容
病態栄養教室	令和８年 ２月 17 日	炎症性腸疾患患者及び家族	６人	講演「炎症性腸疾患患者の食事 ～災害時の食事の工夫～」 講師　東邦大学医療センター佐倉病院 栄養部 主任 木下幸歩 氏 患者・家族交流会

ウ　地域における健康づくり推進事業

表７－（１）－ウ　地域における健康づくり推進事業実施状況

名　称	開催年月日	対象者	参加数	内　　容
地域における健康づくり研修会	令和７年 10 月 24 日	管内食生活改善協議会会員等	23 人	講話「『やさ・しー・い(野菜たっぷり、塩はマイナス 1g)食』のすすめ」 講師　海匝保健所　栄養指導員

エ　国民（県民）健康・栄養調査

表７－（１）－エ　国民（県民）健康・栄養調査状況

調査名	調査地区（対象）	調査年月日・調査内容等
該当なし	－	－

オ　特別用途食品・食品に関する表示指導・普及啓発実施状況

表７－（１）－オ－（ア）食品に関する表示相談・普及啓発実施状況

		業者への相談対応・普及啓発				
		相談（個別）		普及啓発(集団)		
		実相談食品数	延相談件数	回数	延対象者数	内容 (講習会等)
特別用途食品及び特定保健用食品について		０（０）	０（０）	０（０）	０（０）	－
食品表示基準について（保健事項）	栄養成分	11	11	0	0	－
	特定保健用食品	0	0	0	0	－
	栄養機能食品	0	0	0	0	－
	機能性表示食品	0	0	0	0	－
	その他※	0	0	0	0	－
健康増進法第６５条第１項（虚偽誇大広告）		1	1	0	0	－
その他一般食品について（いわゆる健康食品を含む）		0	0	0	0	－

		県民への相談対応・普及啓発			
		相談（個別）	普及啓発(集団)		
		延相談件数	回数	延対象者数	内容 (講習会等)
特別用途食品及び特定保健用食品について		０（０）	０（０）	０（０）	－
食品表示基準について（保健事項）	栄養成分	0	0	0	－
	特定保健用食品	0	0	0	－
	栄養機能食品	0	0	0	－
	機能性表示食品	0	0	0	－
	その他※	0	0	0	－
健康増進法第65条第１項（虚偽誇大広告）		0	0	0	－
その他一般食品について（いわゆる健康食品を含む）		0	0	0	－

（　）内は、特定保健用食品再掲

※　栄養成分以外の内容だった場合（特保、栄養機能食品、機能性表示食品は除く）

表７－（１）－オ－（イ）食品表示等に関する指導状況（表示違反への対応）

		指導状況（個別）	
		実指導食品数	延指導件数
食品表示基準について（保健事項）	栄養成分※	１（－）	２（－）
	機能性表示食品	－	－
	その他	－	－
健康増進法第 65 条第１項（虚偽誇大広告）		－	－
その他一般食品について（いわゆる健康食品を含む）		－	－

※　栄養機能食品、特定保健用食品を含む　　（　）内は、栄養機能食品、特定保健用食品再掲

表７－（１）－オ－（ウ）特別用途食品に対する検査・指導件数　　（単位：件）

管内で製造される特別用途食品数	実検査食品数	延検査・指導食品数
－（－）	－（－）	－（－）

（　）内は、特定保健用食品再掲

カ　食生活に関する正しい知識の普及啓発指導

表７－（１）－カ　食生活に関する正しい知識の普及啓発指導状況

個　別		集団指導		
内　容	延人員	内　容	延回数	延参加者数
実施なし	－	・旭中央病院主催病院まつり ・銚子市六中地域文化祭 生活習慣病予防として、望ましい食習慣について啓発普及を行った	2	200

（2）給食施設指導

管内の特定給食施設等届出107施設に対し、適切な栄養管理の実施を図るため、個別巡回指導等を実施し、助言・指導を行った。

また、給食施設管理者および従事者の資質向上と給食運営の充実を図るため、栄養管理・衛生管理に関する研修会を開催した。

給食施設状況

表７－（2）給食施設状況　　（単位：件）

施設総数	管理栄養士のみいる施設		管理栄養士・栄養士どちらもいる施設			栄養士のみいる施設		管理栄養士栄養士どちらもいない施設	管理栄養士必置指定施設		調理師のいる施設		調理師のいない施設	栄養成分表示施設	栄養教育実施施設
	施設数	管理栄養士数	施設数	管理栄養士数	栄養士数	施設数	栄養士数		施設数	管理栄養士数	施設数	調理師数			
107	31	52	16	22	18	27	28	33	1	8	80	177	27	105	67

ア　給食施設指導状況

表７－（2）－ア　給食施設指導状況　　（単位：件）

区分			計	特定給食施設		その他の給食施設
				1回300食以上又は1日750食以上	1回100食以上又は1日250食以上	
個別指導	給食管理指導	巡回個別指導施設数	59	9	27	23
		その他指導施設数	68	7	32	29
	喫食者への栄養・運動指導延人員		－	－	－	－
集団指導	給食管理指導	回数	2	2		
		延施設数	120	7	65	48
	喫食者への栄養運動指導	回数	－	－	－	－
		延人員	－	－	－	－

イ　給食施設個別巡回指導

表７－（２）－イ　給食施設個別巡回指導状況

		総施設数	総指導施設数	管理栄養士・栄養士配置状況							
				管理栄養士のみいる施設		管理栄養士・栄養士どちらもいる施設		栄養士のみいる施設		どちらもいない施設	
				施設数	指導施設数（再掲）	施設数	指導施設数（再掲）	施設数	指導施設数（再掲）	施設数	指導施設数（再掲）
合　計		107	59	31	14	16	13	27	16	33	16
指定施設①	計	1	1	1	1	－	－	－	－	－	－
	学校	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	病院	1	1	1	1	－	－	－	－	－	－
	介護老人保健施設	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	介護医療院	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	老人福祉施設	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	児童福祉施設	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	社会福祉施設	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	事業所	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	寄宿舎	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	矯正施設	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	自衛隊	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	一般給食センター	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	その他	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
300食/回，750食/日以上（指定施設①を除く）②	計	8	8	3	3	2	2	1	1	2	2
	学校	5	5	3	3	1	1	－	－	1	1
	病院	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	介護老人保健施設	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	介護医療院	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	老人福祉施設	1	1	－	－	1	1	－	－	－	－
	児童福祉施設	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	社会福祉施設	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	事業所	2	2	－	－	－	－	1	1	1	1
	寄宿舎	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	矯正施設	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	自衛隊	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	一般給食センター	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	その他	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

		総施設数	総指導施設数	管理栄養士・栄養士配置状況							
				管理栄養士のみいる施設		管理栄養士・栄養士どちらもいる施設		栄養士のみいる施設		どちらもいない施設	
				施設数	指導施設数（再掲）	施設数	指導施設数（再掲）	施設数	指導施設数（再掲）	施設数	指導施設数（再掲）
100食/回，250食/日以上（①、②を除く）	計	54	27	23	7	11	9	9	5	11	6
	学校	6	1	3	0	－	－	2	1	1	0
	病院	8	8	3	3	4	4	－	－	1	1
	介護老人保健施設	7	4	5	3	2	1	－	－	－	－
	介護医療院	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	老人福祉施設	8	3	3	0	3	2	2	1	－	－
	児童福祉施設	17	10	4	1	2	2	3	2	8	5
	社会福祉施設	4	0	3	0	－	－	1	0	－	－
	事業所	4	1	2	0	－	－	1	1	1	0
	寄宿舎	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	矯正施設	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	自衛隊	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	一般給食センター	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	その他	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
その他の給食施設	計	44	23	4	3	3	2	17	10	20	8
	学校	1	0	－	－	－	－	－	－	1	0
	病院	3	3	1	1	2	2	－	－	－	－
	介護老人保健施設	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	介護医療院	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	老人福祉施設	10	6	2	2	－	－	6	4	2	0
	児童福祉施設	24	11	1	0	1	0	7	3	15	8
	社会福祉施設	4	3	－	－	－	－	4	3	－	－
	事業所	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	寄宿舎	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	矯正施設	1	0	－	－	－	－	－	－	1	0
	自衛隊	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	一般給食センター	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	その他	1	0	－	－	－	－	－	－	1	0

※施設に出向き個別指導した件数を記入する。
※管理栄養士・栄養士配置施設の記入については，「衛生行政報告例記入要領」を参照すること。

ウ　給食施設開始届・廃止（休止）届・変更届指導

表７－（２）－ウ　給食施設開始届・廃止（休止）届・変更届指導　　（単位：件）

	給食施設開始届	給食施設廃止（休止）届	給食施設変更届
届 出 数	3	7	16
指 導 数	11	12	5

エ　給食施設集団指導

表７－（２）－エ　給食施設集団指導状況

名　　称	開催年月日	対象者	参加者数	内　　容
給食施設 衛生講習会	令和７年 ７月 24 日	管内給食施設の管理者及び従事者 (109 施設)	61 施設 74 人	講演「給食施設の衛生管理について」 講師　香取保健所　食品衛生監視員 講演「給食施設の栄養管理について」 講師　海匝保健所　栄養指導員
給食施設研修会	令和７年 ９月 12 日	管内給食施設の管理者及び従事者 (109 施設)	59 施設 77 人	講演「日本人の食事摂取基準(2025 年版)と日本食品標準成分表について」 講師　学校法人食糧学院　東京栄養食糧専門学校 校長 渡邊智子 氏

（３）健康ちば協力店推進事業

表７－（３）－ア　健康ちば協力店登録状況

令和７年度登録件数			総登録件数
新規登録件数	変更件数	取消件数	
0	0	0	3

表７－（３）－イ　健康ちば協力店推進事業実施状況

区　分	飲食店等に対する普及啓発及び指導状況		登録後の協力店に対する指導			県民に対する普及啓発及び指導状況	
	回　数	延人員	回　数	延店舗数	延人員	回　数	延人員
個別指導		－		－	－		－
集団指導	－	－	－	－	－	1	2
合　　計		－		－	－		2

（4）栄養関係団体等への育成・支援

表７－（4）栄養関係団体等への育成・支援状況

組織状況及び活動状況			保健所による育成状況	
名　　称	会員数及び加入組織数	活動内容	育成内容	延育成人員
海匝保健所管内食生活改善協議会	338 加入組織３	研修会・総会・役員会	研修会の企画及び運営の支援 総会及び役員会の運営についての助言及び支援	延 57
海匝保健所管内栄養士会	87	研修会・総会・役員会	研修会の企画及び運営の支援 総会及び役員会の運営についての助言及び支援	延 162
銚子市調理師会	100	研修会・総会・役員会	－	－
旭市調理師会	－			
千葉県調理師会匝瑳支部	－			

（5）調理師試験及び免許関係

表７－（5）調理師試験及び免許取扱状況　　（単位：名）

	調 理 師 試 験			免　許　交　付		
年　　度	受験者数	合格者数	合格率(%)	新規交付	書換交付	再交付
令和５年度	32	11	34.4	14	6	15
令和６年度	26	11	42.3	31	7	7
令和７年度	38	16	42.1	27	4	9

（6）その他（各保健所の独自事業）

表７－（6）管内行政栄養士研究会等の開催状況

名　　称	延回数	延参加人員	主な内容
管内行政栄養士業務研究会	３回	延 20 人	テーマ：地域防災計画と災害時食支援

８　歯科保健事業

歯・口腔疾患の予防及び歯・口腔内の健康の保持増進を図ることを目的とした事業について実施する。

（1）難病及び障害者等歯科保健サービス事業

表８－（1）難病及び障害者等歯科保健サービス事業実施状況

名　称	対象者	開催月日	内容	参加人員
実施なし	－	－	－	－

（2）その他（各保健所の独自事業）

表８－（2）その他（各保健所の独自事業）

名　称	対象者	開催月日	内容	参加人員
実施なし	－	－	－	－

９　精神保健福祉事業

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下、精神保健福祉法）」に基づく相談業務、法施行業務を行っている。市町村・医療機関・地域の支援機関等と連携し、専門性や広域での調整を要する支援、措置入院者等の退院後支援等を行い、また、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業や心神喪失者等医療観察法に関する会議等に参画し、地域精神保健福祉活動等を行っている。

（１）精神保健福祉相談関連

精神保健福祉相談員等が、措置入院に係る対応や、地域支援機関等と連携しながら、相談・訪問・電話等により、精神保健福祉に関する相談に随時応じているほか、精神科医師による定例相談も実施している。
相談内容は、診療に関すること、生活支援、社会復帰、依存症、認知症等と広範にわたる。

表９－（１）－ア　精神保健福祉に関する相談対応の総数（対象者の性・年齢別）　（単位：人）

	実人員	性			年齢					延人数
		男	女	不明	20歳未満	20歳～39歳	40歳～64歳	65歳以上	不明	
令和５年度	39	21	18	0	3	13	17	4	2	170
令和６年度	55	25	30	0	0	17	22	15	1	151
令和７年度	75	48	27	0	3	24	25	16	7	1471
銚子市	26	20	6	0	2	7	10	5	2	542
旭市	27	16	11	0	1	10	7	6	3	440
匝瑳市	18	12	6	0	0	5	8	4	1	304
管外・不明	4	0	4	0	0	2	0	1	1	185
相　談	40(14)	23(6)	17(8)	0(0)	2(2)	14(6)	11(3)	9(1)	4(2)	81(40)
訪　問	34(0)	25(0)	9(0)	0(0)	1(0)	10(0)	14(0)	7(0)	2(0)	54(0)
電　話										1335
その他										1

※１　相談、訪問の実人員は重複あり。
※２　精神科医師による定例相談については（　）に再掲。
※３　年齢は、当該年度の初回対応時を基準とする。
※４　令和７年度分より計上方法を変更。（通報件数含む）

表９－（１）－イ　精神科医師による定例相談

実　施　日	時　　間	場　　所
奇数月　第２　金曜日	13:30～15:00	保健所（健康福祉センター）
偶数月　第３　木曜日	14:00～15:00	旭市役所
奇数月　第１　水曜日	13:30～15:00	八日市場地域保健センター
毎月　　第３　水曜日	13:30～15:00	八日市場地域保健センター

※　件数は、表９－（１）－ア「相談・訪問の（ ）内」及び表９－（１）－エ「医学的指導」で計上。

表９－（１）－ウ　精神保健福祉に関する相談対応の総数（相談の種別、延数別）

（単位：人）

		令和５年度	令和６年度	令和７年度	相談	訪問	電話	その他
延人数		170	151	1471	81	54	1335	1
精神保健福祉相談	診療に関すること	58	67	733	39	37	656	1
	社会復帰	22	3	64	11	0	53	0
	生活支援	17	5	39	6	0	33	0
	その他の相談	36	48	254	4	4	246	0
嗜癖関連問題に関する相談	アルコール	9	2	124	5	7	112	0
	覚醒剤	0	0	1	0	0	1	0
	その他の薬物	0	2	4	1	0	3	0
	ギャンブル	0	2	0	0	0	0	0
	ゲーム	―	―	0	0	0	0	0
摂食障害の相談		0	0	5	1	0	4	0
心の健康相談		11	3	47	3	0	44	0
思春期の相談		1	0	35	4	1	30	0
老年期の相談		6	3	54	5	2	47	0
てんかん		0	0	2	0	0	2	0
うつ・うつ状態		―	―	15	1	1	13	0
その他の相談		10	16	94	1	2	91	0

※　令和７年度分より計上方法を変更。（電話相談及びその他の対応件数、相談種別にゲーム、うつ・うつ状態の項目を追加）

表９－（１）－エ　精神保健福祉に関する相談対応の総数（援助の内容、延件数）

（単位：件）

	延件数	医学的指導	受療援助	生活支援 生活指導	社会復帰援助	紹介・連絡	関係機関調整 方針協議	その他
令和５年度	252	23	20	35	17	53	57	47
令和６年度	308	11	11	18	5	118	66	79
令和７年度	1856	21	94	66	43	764	615	253

※１　援助内容は重複あり。

※２　令和７年度分より計上方法を変更。（表頭の「紹介・連絡」項目を削除）

（2）措置入院関係

精神保健福祉法に基づく申請・通報・届出を受理し、措置診察の必要性を判断するための事前調査を行う。措置診察が必要と判断された者には、精神保健指定医による診察を実施し、措置入院もしくは緊急措置入院の要否を判断する。措置入院が必要と判断された者に対しては、入院先医療機関までの移送を実施する。

表９－（2）－ア　申請･通報･届出等に係る対応状況（条文別）

（単位：件）

	申請・通報・届出等件数	措置診察の必要がないと認めた者	措置診察実施（法第27条）		緊急措置診察実施（法第29条の2）		措置業務に係る移送業務（法第29条の2の2）		
			措置入院	措置不要	緊急措置入院	緊急措置不要	1次移送	2次移送	3次移送
令和５年度	22	6	8	6	6	1	0	0	0
令和６年度	27	19	7	1	6	0	0	0	0
令和７年度	29	19	8	2	5	0	0	0	2
法第22条 一般人の申請	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法第23条 警察官の通報	17	11	5	1	5	0	0	0	1
法第24条 検察官の通報	6	2	3	1	0	0	0	0	1
法第25条 保護観察所の長の通報	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法第26条 矯正施設の長の通報	6	6	0	0	0	0	0	0	0
法第26条の2 精神科病院管理者の届出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法第26条の3 医療観察法に基づく指定通院医療機関の管理者及び保護観察所長の通報	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法第27条第2項 通報等に基づかない診察	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 1　「申請・通報・届出等件数」は受理日で集計。

※ 2　精神保健指定医２名以上による診察を「措置診察」、緊急性が高く精神保健指定医１名による診察を「緊急措置診察」とする。

※ 3　緊急措置入院後は、原則として措置診察を実施することとなるが、緊急措置入院中に措置症状消退となることもある。

※ 4　措置不要には、措置入院以外の入院や入院にならなかった者を含む。

※ 5　1次・2次移送は、措置診察実施場所までの移送、3次移送は措置入院先医療機関までの移送。

表９－（２）－イ　申請・通報・届出に係る対応状況（性別・年齢別）　【再掲】

（単位：人）

	人員	性			年齢					延人数
		男	女	不明	20歳未満	20歳～39歳	40歳～64歳	65歳以上	不明	
相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
訪問	24	18	6	0	0	5	13	5	1	29
電話										341
その他										0

※　年齢は、当該年度の初回対応時を基準とする。

（３）精神障害者の退院後支援

措置入院者等に対しては、平成30年に厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長から発出された「地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」を元に、千葉県で作成した「精神障害者の退院後支援マニュアル」に基づき、帰住予定地を管轄する保健所が退院に関する支援を行う。同マニュアルに基づく支援の対象外とした者については、通常対応として支援を行う。

表９－（３）－ア　精神障害者の退院後支援に係る対応状況

（単位：人・件）

	支援対象者	支援計画作成あり	会議開催数
合計	8	0	0

※１　支援対象者とは措置入院をした者。（帰住予定先を管轄する保健所が実施する。）

※２　支援計画作成ありとは支援対象者のうち、本人の同意が得られ計画を作成した者。

（4）管内精神科医療機関からの届出等

精神保健福祉法に基づき、管内医療機関から各種届出等が提出される。

表９－（4）　管内精神科医療機関からの届出等件数

（単位：件）

	令和５年度	令和６年度	令和７年度
措置入院者の定期病状報告書	1	0	0
措置入院者の症状消退届	10	1	9
医療保護入院者の入院届	202	169	178
医療保護入院者の入院期間更新届	－	121	348
医療保護入院者の退院届	197	194	171
医療保護入院者の定期病状報告書	126	9	－
応急入院届	2	1	1
措置入院者転院申請書	0	1	1
仮退院許可申請書	0	0	0
再入院届	0	0	0

※１　「医療保護入院者の入院期間更新届」は、令和６年度より新設。

※２　「医療保護入院者の定期病状報告書」は、令和６年度より廃止。

※３　医療保護入院者の定期病状報告書の令和６年度は、４月収受（3 月分）のみ掲載した。

（5）医療保護入院等のための移送（法第３４条）

精神保健指定医による診察の結果、精神障害者であり、かつ、直ちに入院させなければその者の医療及び保護を図る上で著しく支障がある者であって、任意入院が行われる状態にない場合、家族等の同意があるときはその者を応急入院指定病院に移送し、精神障害者の医療及び保護を図ることとしている。

表９－（5）医療保護入院等のための移送対応状況

（単位：件）

	受付件数	診察件数	移送件数
令和５年度	0	0	0
令和６年度	0	0	0
令和７年度	0	0	0

（6）心神喪失者等医療観察法関係

「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」の対象者に対し、保護観察所・医療機関主催の処遇検討会議に参加し、地域において訪問等の支援を実施している。平成17年から同法が施行されたことに伴い、保健所においても各種会議への参加等が求められている。

表９－（６）医療観察法に係る会議への参加

（単位：件）

会議種別	CPA会議	ケア会議	その他
参加回数	4	2	0

※「その他」は、CPA 会議(Care Programme Approach の略)とケア会議以外の会議に参加した件数を計上している。

（7）その他精神保健福祉関係

地域の実情に応じて、会議や研修会、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業における協議の場等を通じて、各関係機関との連携を深めている。

表９－（７）－ア　会議・講演会等開催

名称	開催日	参加人数（人）	対象者等
実施なし	－	－	－

表９－（７）－イ　講師派遣

名称	日時	内容
地域意見交換会　地域の雇用促進のためのセミナー	令和8年1月30日	精神障害者の支援の手がかりをつかもう

表９－（７）－ウ　その他

名称	日時	内容
実施なし	－	－

表９－（７）－エ　組織育成・運営支援

（単位：件）

	当事者支援	家族会支援	支援者支援	その他
支援延件数	0	0	0	0

１０　肝炎治療特別促進事業

B 型ウイルス性肝炎及び C 型ウイルス性肝炎の治癒を目的として、平成 20 年度からインターフェロン治療、平成 22 年度から核酸アナログ製剤治療の医療費助成制度が開始され、窓口相談・申請手続業務を行っている。平成 26 年度にはインターフェロンフリー治療が助成対象となり、助成対象薬剤が拡充されたことに伴い、対象者が増加している状況である。なお、平成 23 年度から開始されたインターフェロン 3 剤併用療法については、プロテアーゼ阻害剤販売中止により令和 3 年 10 月に廃止された。

表１０－（１）肝炎治療特別促進事業受給者状況　　（単位：人）

治療 / 年度・市町村	核酸アナログ製剤	インターフェロン	インターフェロンフリー
令和 5 年度	49	0	16
令和 6 年度	53	0	21
令和 7 年度	54	0	14
銚子市	25	0	4
旭　市	17	0	5
匝瑳市	12	0	5

１１　肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

B型･C型ウイルスに起因する肝がん･重度肝硬変患者の医療費の負担軽減を図りつつ、最適な治療を選択できるようにするための研究を促進する仕組みを構築することを目的として平成 30 年 12 月から助成が開始され、窓口相談・申請手続業務を行っている。

また、令和 3 年 4 月から、分子標的薬を用いた化学療法または肝動注化学療法による通院治療の対象化、対象月数は、3月目以降に変更されている。

さらに、令和 6 年 4 月から助成の対象となる医療費についての月数要件が緩和され、自己負担額が高額療養費の基準を超えた月が過去 24 か月で 1 月以上ある場合、2 月目以降は自己負担額が月 1 万円となった。

表１１－（１）肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者状況　　（単位：人）

治療 / 年度・市町村	肝がん	重度肝硬変	総数
令和 5 年度	2	0	2
令和 6 年度	2	0	2
令和 7 年度	0	0	0
銚子市	0	0	0
旭市	0	0	0
匝瑳市	0	0	0

１２　難病対策事業

原因不明であって、治療方法が確立されていないため、長期にわたる療養が必要となり、高額な医療費の負担が必要となる難病に対し、医療費の自己負担分を助成している。対象は、難病法施行前の 56 疾患（特定疾患）から徐々に拡大し、348 疾病（指定難病）となっている。

なお、指定難病に移行していない 4 疾患については、特定疾患治療研究事業実施要綱に基づき、引き続き治療が必要な方の更新申請のみ受け付けている。

また、これらの患者やその家族が抱える医療や療養生活に関する問題等に対し、専門医による相談、保健師等による訪問指導や窓口相談を実施した。

表１２－（１）特定疾患治療研究費受給者状況　　（単位：件）

年度・市町村別 / 疾患名	令和５年度	令和６年度	令和７年度	銚子市	旭市	匝瑳市
総　　数	0	0	0	0	0	0
スモン	0	0	0	0	0	0
難治性の肝炎のうち劇症肝炎	0	0	0	0	0	0
重症急性膵炎	0	0	0	0	0	0
プリオン病	0	0	0	0	0	0

表１２－（２）指定難病医療費助成制度受給者状況　　（単位：件）

疾患名 ＼ 年度・市別		令和5年度	令和6年度	令和7年度	銚子市	旭市	匝瑳市
総数		1,279	1,340	1,400	498	584	318
1	球脊髄性筋萎縮症	2	3	3	0	2	1
2	筋萎縮性側索硬化症	8	9	13	6	3	4
3	脊髄性筋萎縮症	1	1	1	1	0	0
5	進行性核上性麻痺	15	16	14	5	7	2
6	パーキンソン病	140	141	146	58	62	26
7	大脳皮質基底核変性症	4	4	4	2	2	－
11	重症筋無力症	27	33	37	19	9	9
13	多発性硬化症/視神経脊髄炎	20	22	22	10	11	1
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー	6	7	6	0	4	2
15	封入体筋炎	2	1	1	0	0	1
17	多系統萎縮症	11	12	14	6	5	3
18	脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く。）	32	30	30	10	14	6
20	副腎白質ジストロフィー	1	1	1	0	1	0
21	ミトコンドリア病	6	6	6	2	4	0
22	もやもや病	21	18	17	6	6	5
23	プリオン病	1	0	0	0	0	0
28	全身性アミロイドーシス	4	6	11	5	5	1
34	神経線維腫症	5	4	4	2	2	0
(-1)	うち　Ⅰ型	3	2	2	1	1	0
(-2)	うち　Ⅱ型	2	2	2	1	1	0
35	天疱瘡	5	4	4	2	1	1
37	膿胞性乾癬（汎発型）	4	4	3	1	2	0
40	高安動脈炎	10	10	11	2	6	3
41	巨細胞性動脈炎	3	3	6	0	3	3
42	結節性多発動脈炎	3	3	4	2	1	1
43	顕微鏡的多発血管炎	23	25	30	8	14	8
44	多発血管炎性肉芽腫症	7	7	5	2	2	1
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	15	15	16	5	4	7
46	悪性関節リウマチ	9	9	9	4	2	3
48	原発性抗リン脂質抗体症候群	5	5	5	2	3	0
49	全身性エリテマトーデス	85	85	84	27	35	22
50	皮膚筋炎／多発性筋炎	42	48	48	16	20	12
51	全身性強皮症	47	44	44	13	18	13
52	混合性結合組織病	9	11	11	5	2	4
53	シェ―グレン症候群	18	21	21	9	10	2

疾患名 ＼ 年度・市別		令和5年度	令和6年度	令和7年度	銚子市	旭市	匝瑳市
54	成人スチル病	13	14	13	4	6	3
55	再発性多発軟骨炎	0	1	1	0	0	1
56	ベーチェット病	23	24	25	9	11	5
57	特発性拡張型心筋症	29	31	34	5	14	15
58	肥大型心筋症	5	6	12	9	0	3
60	再生不良性貧血	15	10	12	5	5	2
61	自己免疫性溶血性貧血	1	1	1	1	0	0
62	発作性夜間ヘモグロビン尿症	3	3	3	3	0	0
63	免疫性血小板減少症	24	20	22	6	11	5
64	血栓性血小板減少性紫斑病	2	1	1	0	1	0
65	原発性免疫不全症候群	3	4	4	0	3	1
66	ＩｇＡ腎症	10	10	13	5	7	1
67	多発性嚢胞腎	5	6	7	3	4	0
68	黄色靱帯骨化症	7	9	10	4	4	2
69	後縦靱帯骨化症	45	39	39	15	8	16
70	広範脊柱管狭窄症	7	5	4	2	1	1
71	特発性大腿骨頭壊死症	15	17	17	6	10	1
72	下垂体性 ADH 分泌異常症	1	1	1	0	1	0
73	下垂体性 TSH 分泌亢進症	1	1	0	0	0	0
74	下垂体性 PRL 分泌亢進症	1	1	2	1	0	1
77	下垂体成長ホルモン分泌亢進症	5	7	6	1	2	3
78	下垂体性前葉機能低下症	21	20	22	11	8	3
81	先天性副腎皮質酵素欠損症	1	1	1	0	1	0
84	サルコイドーシス	21	25	27	8	13	6
85	特発性間質性肺炎	40	49	60	23	20	17
86	肺動脈性肺高血圧症	10	10	12	3	5	4
88	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	11	10	9	3	4	2
90	網膜色素変性症	50	48	45	16	17	12
93	原発性胆汁性肝硬変	5	5	5	3	2	0
94	原発性硬化性胆管炎	0	1	1	0	1	0
95	自己免疫性肝炎	5	5	5	4	1	0
96	クローン病	49	52	51	12	30	9
97	潰瘍性大腸炎	158	166	167	62	78	27
98	好酸球性消化管疾患	4	6	5	2	2	1
99	慢性特発性偽性腸閉塞症	1	1	1	1	0	0
111	先天性ミオパチー	0	1	1	1	0	0
113	筋ジストロフィー	0	1	2	1	0	1
117	脊髄空洞症	4	5	3	1	2	0
122	脳表ヘモジデリン沈着症	1	1	0	0	0	0
127	前頭側頭葉変性症	0	0	1	0	1	0

疾患名 ＼ 年度・市別		令和5年度	令和6年度	令和7年度	銚子市	旭市	匝瑳市
144	レノックス・ガストー症候群	1	1	1	0	0	1
145	ウエスト症候群	3	3	3	2	1	0
158	結節性硬化症	2	2	2	1	0	1
162	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）	5	2	2	0	1	1
172	低ホスファターゼ症	0	1	1	0	1	0
177	ジュベール症候群関連疾患	1	1	1	0	0	1
209	完全大血管転位症	1	1	1	0	0	1
210	単心室症	1	1	1	0	1	0
211	左心低形成症候群	0	1	1	1	0	0
213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	3	2	2	0	0	2
215	ファロー四徴症	3	3	3	0	3	0
216	両大血管右室起始症	0	1	0	0	0	0
220	急速進行性糸球体腎炎	2	2	0	0	0	0
222	一次性ネフローゼ症候群	5	11	12	3	4	5
224	紫斑病性腎炎	2	2	3	1	1	1
225	先天性腎性尿崩症	0	0	1	0	1	0
226	間質性膀胱炎(ﾊﾝﾅ型)	3	2	2	0	0	2
235	副甲状腺機能低下症	0	1	2	0	2	0
252	リジン尿性蛋白不耐症	1	1	1	0	1	0
266	家族性地中海熱	2	3	3	0	2	1
271	強直性脊椎炎	10	11	12	3	5	4
281	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	0	1	1	0	1	0
283	後天性赤芽球癆	3	3	4	3	0	1
288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	1	1	0	0	0	0
300	IgG4 関連疾患	1	3	2	0	2	0
306	好酸球性副鼻腔炎	38	50	57	21	23	13
331	特発性多中心性キャッスルマン病	4	4	5	2	2	1

（３）先天性血液凝固因子障害治療研究費受給者状況

表１２－（３）先天性血液凝固因子障害治療研究費受給者状況　（単位：人）

年度	総数	銚子市	旭市	匝瑳市
令和５年度	6	4	2	0
令和６年度	6	4	2	0
令和７年度	6	4	2	0

（４）難病相談事業

ア　在宅療養支援計画策定・評価事業

表１２－(４)－ア　在宅療養支援計画策定・評価会議実施状況　（単位：人）

区分／年度	支援計画策定実施件数	支援計画評価実施件数	構成員					
			専門医	家庭医	看護師	理学療法士	保健師	その他
令和５年度	3	3	0	0	8	2	6	1
令和６年度	3	3	0	0	9	2	7	0
令和７年度	4	4	0	0	12	2	7	7

イ　訪問相談事業

（ア）訪問相談員派遣事業

表１２－(４)－イ－（ア）訪問相談員派遣事業実施状況

区分／年度	訪問相談員人数	回数	相談者	
			実人数	延人数
令和５年度	1	24	5	26
令和６年度	1	23	5	24
令和７年度	1	22	4	22

（イ）訪問相談員育成事業

表１２－(４)－イ－（イ）訪問相談員育成事業実施状況

区分／年度	実施日	主な内容	職種	人数
令和５年度	－	－	－	－
令和６年度	－	－	－	－
令和７年度	－	－	－	－

ウ　医療相談事業

表１２－（４）－ウ　医療相談事業実施状況

実施日	参加人数	実施会場	対象疾患	実施内容	従事者人数
令和８年 ２月 27 日	17 人	旭中央病院 本館３階 しおさい ホール	神経筋疾患	講演 「運動障害性構音障害～神経筋疾患の構音障害～」 講師　地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院リハビリテーション科 山崎　法子　氏 患者・家族交流会	６人

エ　訪問指導事業

表１２－（４）－エ　訪問指導事業実施状況(疾患別)　（単位：件）

疾患名	令和5年度	令和6年度	令和7年度
総数	36	33	58
多発性硬化症	0	0	0
全身性エリテマトーデス	1	1	1
筋委縮性側索硬化症	12	19	30
脊髄小脳変性症	6	5	10
パーキンソン病関連疾患	9	5	4
後縦靭帯骨化症	0	0	0
慢性血栓塞栓性肺高血圧症	0	0	0
網膜色素変性症	0	0	0
サルコイドーシス	0	0	2
突発性間質性肺炎	0	2	4
進行性核上性麻痺	0	0	0
その他	8	1	7

オ　訪問診療等事業

表１２－（４）－オ　訪問診療等事業実施状況　　（単位：人）

区分／年度	指導人数		実施方法	従事者人数					
	実人員	延人員		専門医	主治医	看護師	理学療法士等	保健師	その他
令和５年度	3	3	同行訪問	0	0	0	3	3	0
令和６年度	3	3	同行訪問	0	0	0	3	3	0
令和７年度	5	5	同行訪問	0	0	0	5	5	0

（注）訪問リハビリテーションも含む。

カ　窓口相談事業

表１２－（４）－カ　相談内容　　（単位：人）

内容	令和５年度	令和６年度	令和７年度
相談者数（延）	99	123	162
申請等	78	109	131
医療	2	2	6
家庭看護	12	4	14
福祉制度	0	3	8
就労	0	0	0
就学	0	0	0
食事・栄養	1	0	0
歯科	0	0	0
その他	6	5	3

キ　難病対策地域協議会

表１２－（４）－キ　難病対策地域協議会実施状況

実施日	テーマ	構成員（職種）	延人数	内容
実施なし	－	－	－	－

１３　受動喫煙対策

健康増進法の改正により、令和元年７月１日に子どもや患者等が主な利用者となる施設は原則敷地内禁煙となった。また、令和２年４月１日から多くの人が利用する全ての施設において原則屋内禁煙となった。施設からの問合せや県民からの苦情等に基づく助言・指導等を行うとともに、指導によって改善が認められない場合等必要に応じて立入検査を実施した。

表１３－（１）－ア　問合せ・苦情届出状況

区分／年度	件数	内訳				
		第一種施設	第二種施設	喫煙目的施設	旅客運送事業	規制対象外
令和５年度	3	0	3	0	0	0
令和６年度	2	0	2	0	0	0
令和７年度	3	0	2	0	0	1

表１３－（１）－イ　立入検査状況

区分／年度	件数	内訳				
		第一種施設	第二種施設	喫煙目的施設	旅客運送事業	規制対象外
令和５年度	0	0	0	0	0	0
令和６年度	0	0	0	0	0	0
令和７年度	0	0	0	0	0	0

１４　市町村支援

広域的な立場において、各種会議に参加し、各市の保健福祉事業の充実と円滑な推進のため支援を行った。

（１）市町村への支援状況

表１４－（１）市町村への支援状況

項目／市町村	会議・連絡				技術的支援		
	会議名	回数	職種	主なテーマ	事業名	回数	職種
銚子市	銚子市地域包括ケアシステム推進会議･医療･介護専門部会	1	課	地域包括ケアシステムに関すること	－	－	－
	銚子市介護保険事業等運営協議会	3	課	介護保険事業に関すること			
	銚子市要保護児童対策地域協議会実務者会議	4	保	協議会及び要保護児童についての検討			
	銚子市要保護児童対策地域協議会代表者会議	1	次	要保護児童等対応状況と課題について　等			
	銚子市保健対策推進協議会	1	次	銚子健康プランの進捗状況、次年度計画　等			
	銚子市学校給食センター運営委員会	1	次	運営状況、事業計画について　等			
	銚子市学校給食食物アレルギー対応検討委員会	1	栄	食物アレルギー対応食の現状　等			
	銚子市地域自立支援協議会	2	次	事業報告、実績報告について　等			
	銚子市地域自立支援協議会こども部会	1	保	意見交換、情報共有等			
	銚子市地域福祉推進協議会	1	次	地域福祉計画、地域福祉活動計画について等			
	銚子市ケア会議	1	精	困難事例の検討			

旭市	旭市糖尿病対策地域連絡会	2	課	ＣＣＤプロジェクトについて　等	－	－	－
	旭市要保護児童対策地域協議会実務者会議	1	保	協議会及び要保護児童についての検討			
	旭市要保護児童対策地域協議会代表者会議	1	課	要保護児童の情報共有、支援策の協議　等			
	旭市健康づくり推進協議会	1	次	事業報告、事業計画について　等			
	旭市学校給食センター運営委員会	2	栄	学校給食の現状、学校給食費について　等			
	旭市地域自立支援協議会災害対策プロジェクト	2	課保	災害対策について			
	旭市地域自立支援協議会暮らし部会	2	精	障害者福祉に関すること			
	旭市地域自立支援協議会定例会	3	次	事業報告､災害プロジェクトについて　等			
	旭市地域自立支援協議会幹事会兼相談支援事業者連絡会	3	広	相談支援事業計画について　等			
	旭市認知症初期集中支援チーム検討委員会	1	次	認知症に対する取り組みについて　等			
	旭市ケア会議	3	精	困難事例の検討			

匝瑳市	匝瑳市医療的ケア児等支援協議会	2	保	医療的ケア児等の現状及び課題､支援について	－	－	－
	匝瑳市健康づくり推進協議会	1	医	事業報告、事業計画について　等			
	匝瑳市学校給食センター運営委員会	2	次	事業報告、事業計画について　等			
	匝瑳市精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム構築推進会議	2	精	精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムに関すること			
	匝瑳市障害者自立支援協議会	2	次	実績報告、事業計画について　等			
	匝瑳市要保護児童対策地域協議会実務者会議	3	保	協議会及び要保護児童についての検討			
	匝瑳市要保護児童対策地域協議会代表者会議	1	次	事業報告、事業計画について　等			
	令和７年度匝瑳市高齢者虐待防止ネットワーク研修会 令和７年度匝瑳市高齢者虐待防止ネットワーク代表者会議	1	保	高齢者虐待における取組､相談状況について等			
	匝瑳市認知症初期集中支援チーム検討委員会	1	次	認知症に対する活動状況､支援について　等			

＊職種：医（所長）、次（次長）、課（課長）、保（保健師）、栄（栄養士）、
精（精神保健福祉相談員）、事（一般行政）、広（広域専門指導員）

＜地域福祉に関すること＞

１５　福祉関係事業

（１）民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、地域の社会福祉の増進に努めることを本務として、自主的な活動を行っているほか、行政機関への協力者として活動している。

表１５－（１）民生委員・児童委員配置状況（令和８年３月31日現在）

（単位：人）

市町村	定 数	現　　員			左の内訳	
		民生委員 児童委員	主任児童 委員	計	男	女
令和５年度	398	337	55	392	226	166
令和６年度	398	336	55	391	224	167
令和７年度	398	320	50	370	228	142
銚子市	169	133	21	154	66	88
旭市	142	115	17	132	101	31
匝瑳市	87	72	12	84	61	23

（２）児童福祉

特別児童扶養手当

精神又は身体に政令で定める程度の障害を有する20歳未満の児童を監護している父、若しくは母、又は養育者に対して特別児童扶養手当を支給している。

表１５－（２）－ア　特別児童扶養手当受給状況（各年度３月31日現在）

（単位：人）

区分 市町村	受給者数	支給対象障害児数							
		身体障害		精神障害		重複障害		計	
		１級	２級	１級	２級	１級	２級	１級	２級
令和５年度	258	39	24	65	145	1	0	105	169
令和６年度	269	36	26	67	159	2	0	105	185
令和７年度	272	32	22	71	163	2	0	105	185
銚子市	79	8	4	18	53	1	0	27	57
旭市	131	19	16	36	65	1	0	56	81
匝瑳市	62	5	2	17	45	0	0	22	47

(注)1人の受給者が複数の支給対象障害児を監護・養育する場合がある。

（３）母子・父子・寡婦福祉資金

母子父子家庭及び寡婦の経済的自立と生活意欲の助長及び児童の福祉向上を図ることを目的として、母子父子寡婦福祉資金貸付制度により各種資金の貸付を行っている。

ア　母子・父子福祉資金貸付状況

表１５－（３）－ア　母子・父子福祉資金貸付状況

（単位：千円）

区分／市町村	事業開始	事業継続	修学	技能習得	修業	就職支度	医療介護	生活	住宅	転宅	就学支度	結婚
令和５年度	0	0	1,152	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和６年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和７年度	0	0	4,608	0	0	0	0	0	0	0	0	0
銚子市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
旭市	0	0	4,608	0	0	0	0	0	0	0	0	0
匝瑳市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

イ　寡婦福祉資金貸付状況

表１５－（３）－イ　寡婦福祉資金貸付状況

（単位：千円）

区分／市町村	事業開始	事業継続	修学	技能習得	修業	就職支度	医療介護	生活	住宅	転宅	就学支度	結婚
令和５年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和６年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和７年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
銚子市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
旭市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
匝瑳市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

（４）高齢者福祉

百歳者に対する祝状及び記念品の贈呈や、老人福祉施設の入所者に対する給付金の支給を行っている。

ア　百歳者に対する祝品等贈呈事業

百歳者に対し社会発展の功労者として敬愛し、長寿を祝福するため内閣総理大臣から祝状及び記念品を贈呈している。

表１５－（４）－ア　百歳者

（単位：人）

区分／市町村	百歳者	左の内訳	
		男	女
令和５年度	72	10	62
令和６年度	70	13	57
令和７年度	74	11	63
銚子市	32	5	27
旭市	21	2	19
匝瑳市	21	4	17

イ　老人福祉施設入所者法外援護給付金支給事業

老人福祉施設の入所者で公的年金などを受給していない人に対し、法外援護給付金を支給している。

表１５－（４）－イ　老人福祉施設入所者法外援護給付金支給状況

区分／年度	支給実人員（人）	支給総額（円）
令和５年度	12	667,400
令和６年度	12	629,800
令和７年度	10	507,600

（５）障害者福祉

市が障害のある者に対して給付している手当に係る補助や、障害のある人に対する差別に係る相談及び条例周知や啓発活動を行っている。

ア　在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当給付事業

在宅の重度知的障害者及びねたきり身体障害者又はその家族に、市が行う手当の給付に対して補助金を交付している。

表１５－（５）－ア

在宅重度知的障害者福祉手当・ねたきり身体障害者福祉手当支給状況

区分 / 市町村	在宅重度知的障害者		ねたきり身体障害者	
	件数（人）	補助金額(円)	件数（人）	補助金額(円)
令和５年度	162	7,979,625	1	51,900
令和６年度	160	7,689,850	1	51,900
令和７年度	151	7,313,575	1	8,650
銚子市	69	3,356,200	0	0
旭市	50	2,486,875	1	8,650
匝瑳市	32	1,470,500	0	0

イ　重度障害児・者日常生活用具取付費補助事業

在宅の重度障害児・者の日常生活用具の取り付けに必要な経費を助成する。

表１５－（５）－イ　重度障害児・者日常生活用具取付費補助状況

市町村	件数（件）	内　　容	補助金（円）
令和５年度	0	－	0
令和６年度	0	－	0
令和７年度	0	－	0
銚子市	0	－	0
旭市	0	－	0
匝瑳市	0	－	0

ウ　障害者差別相談事業

「障害のある人もない人も共にくらしやすい千葉県条例づくり条例」（平成 19 年 7 月施行）に基づき、県内 16 圏域に配置された広域専門指導員により、障害のある人への差別等に関する相談及び条例周知や啓発活動を実施している。

表１５－（５）－ウ　障害者差別相談状況　　（単位：件）

区　分	差別等相談		差別等相談活動件数内訳						再掲		その他の相談件数	条例周知活動
									虐待の相談			
	実件数	活動件数	電話	来所面接	訪問面接	関係機関連絡・調整	事例検討会・会議	その他	実件数	活動件数		
令和 5 年度	1	21	6	0	0	4	1	0	0	0	5	109
令和 6 年度	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2	90
令和 7 年度	1	13	8	3	0	1	3	0	0	0	3	88

エ　地域相談員の委嘱

障害者条例では、障害のある人に対する理解を広げ、できるだけ地域で問題解決をめざした相談を行う身近な相談役として、当条例に規定する各分野に識見のあるものを地域相談員として委嘱し、広域専門指導員と連携して相談活動を行っている。

表１５－（５）－エ　地域相談員委嘱状況　　（単位：人）

区分 ＼ 市町村	身体障害者相談員	知的障害者相談員	その他相談員	計	左の内訳	
					男	女
令和 5 年度	10	10	8	28	18	10
令和 6 年度	8	10	8	26	16	10
令和 7 年度	8	9	7	24	14	10
銚子市	2	2	2	6	4	2
旭市	4	5	1	10	4	6
匝瑳市	2	2	4	8	6	2

オ　地域相談員等研修会

地域相談員の資質の向上及び関係機関との連携を図ることを目的に、地域相談員等を対象とした研修会を実施している。

表１５－（５）－オ　地域相談員等研修会

開催年月日	参　加　者	内　　容
令和7年 10月28日	21名	・講演「第八次千葉県障害者計画について」 ・各市地域相談員担当者より地域相談員事務手続きおよび地域相談員の周知啓発にあたり工夫していること等の紹介 ・「地域相談員」の認知のあり方についての意見交換

（６）配偶者暴力相談支援事業

平成 16 年６月１日から「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV 防止法）に基づき、配偶者暴力相談支援センターに指定され事業を開始した。

配偶者（婚姻関係と同様の事情にある者を含む）からの暴力を受けた被害者からの相談を受け、必要な助言・支援を行っている。

また、令和６年４月１日から「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、困難な問題を抱える女性からの相談を受け、必要な助言・支援を行うとともに相談内容別に専門機関への案内を行っている。

表１５－（６）配偶者暴力相談支援状況

（単位：件）

区分／年度	総相談件数				来所相談件数				電話相談件数				出張相談件数			
	総数	うちDV	うちストーカー行為等	うち内閣府報告分	総数	うちDV	うちストーカー行為等	うち内閣府報告分	総数	うちDV	うちストーカー行為等	うち内閣府報告分	総数	うちDV	うちストーカー行為等	うち内閣府報告分
令和５年度	23	20	0	17	4	4	0	4	19	16	0	13	0	0	0	0
令和６年度	30	23	0	18	4	4	0	4	25	18	0	13	1	1	0	1
令和７年度	28	17	1	13	5	5	0	3	23	12	1	10	0	0	0	0

区分／年度	書面提出件数	通報件数	来所相談証明書発行件数	交際相手からの暴力相談件数	
				総数	通報
令和５年度	0	0	2	0	0
令和６年度	0	0	3	0	0
令和７年度	0	0	2	2	0

（７）戦傷病者の援護

戦傷病者手帳の交付を受けた戦傷病者に対し、補装具の公布と修理、戦傷病者乗車券引換証の変更事務を行っている。

ア　管内戦傷病者数及び援護状況

表１５－（７）－ア　管内戦傷病者数及び援護状況

（単位：件）

区分／市町村	戦傷病者手帳所持者数	補装具の支給	医療券の交付	乗車引換証（変更）の交付
令和５年度	－	－	－	－
令和６年度	－	－	－	－
令和７年度	－	－	－	－
銚子市	－	－	－	－
旭市	－	－	－	－
匝瑳市	－	－	－	－

イ　戦没者遺族相談員・戦傷病者相談員の嘱託

厚生労働大臣が委嘱した戦没者遺族相談員・戦傷病者相談員が戦没者遺族及び戦傷病者の福祉の増進を図るための相談に応じている。

表１５－（７）－イ　戦没者遺族相談員・戦傷病者相談員嘱託状況

（単位：人）

市町村	銚子市	旭市	匝瑳市	合計
戦没者遺族相談員	1	1	1	3
戦傷病者相談員	0	0	0	0

（８）児童手当事務指導監査

各市における児童手当事務の円滑かつ的確な実施を図るため、児童手当事務の指導監査を実施している。

表１５－（８）児童手当事務指導監査状況

市町村	令和５年度	令和６年度	令和７年度
銚子市	1	－	1
旭市	－	1	－
匝瑳市	－	1	－

（９）中核地域生活支援センター連絡調整会議（部会）

中核地域生活支援センターは平成 16 年 10 月から業務を開始したが、健康福祉センターはこれをサポートし、関係機関との連絡調整会議等を開催している。

表１５－（９）　中核地域生活支援センター連絡調整会議実施状況

開　催　日	令和７年９月９日
場　　所	あさひ市民センター第２研修室
内　　容	講　演　「そもそも相談支援とは？」
構成員･参加者人数	参加者人数：22 人

Ⅵ　健康生活支援課の業務概要

健康生活支援課は、管内 3 市及び関係機関等と連携を図り、感染症対策、生活衛生、健康危機管理対策に関する事業を行っている。

感染症対策に関することとして、結核予防事業、結核を除く感染症対策事業、予防接種事業、エイズ（後天性免疫不全症候群）対策事業、肝炎対策事業、原爆被爆者対策事業等を行っている。

また、生活衛生に関することとして、食品衛生事業、狂犬病予防及び動物愛護管理事業、環境衛生事業を行っている。

なお、健康危機管理対策に関することとして、食中毒、感染症、飲料水あるいは特定動物等その他何らかの原因により生じる住民の生命、健康の安全を脅かす事態に対し、健康被害の発生防止、拡大防止等に関する事業を行っている。

特に、海外から持ち込まれる感染症、新型コロナウイルス感染症、新興・再興感染症、食の安全を脅かす事件・事故、自然災害等の健康危機事案については、保健所が関係機関と協力し、迅速かつ適切に対応することが重要である。

海匝保健所においては、健康危機に備えた平時からの計画的な体制を整備するため、令和６年４月に健康危機対処計画（感染症編）を作成し、所内体制を整備するとともに、関係機関・関係団体とネットワークを形成し、地域における健康危機体制の確保に努めている。

1　結核予防事業

（1）管内結核患者登録者数の動向

表１－（1）登録者数の年次推移　　（単位：人）

区分＼年		平成23年	平成28年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
管内人口		177,022	166,178	154,568	152,136	149,502	147,136	144,515
新登録患者数		32	28	14	16	11	15	8
うち外国出生者数（再掲）※		0	3	3	2	2	2	3
年末時登録者数		80	58	35	39	23	25	19
結核死亡者数	管内	1	1	2	3	4	0	0
	千葉県	67	71	r71	r60	47	59	…
結核死亡率（人口10万対）	管内	0.6	0.6	1.3	2.0	2.7	0	0
	千葉県	1.3	1.3	1.3	1.2	0.9	1.1	…
罹患率（人口10万対）	管内	18.1	16.8	9.1	10.5	7.4	10.2	5.5
	千葉県	16.3	14.2	8.8	7.9	7.6	8.0	…
有病率（人口10万対）	管内	9.0	10.2	5.8	5.9	2.0	7.5	5.5
	千葉県	11.4	9.1	5.3	5.1	4.9	4.8	…

（注）①人口は各年10月1日千葉県常住人口による。

②千葉県のデータには千葉市を除く。

③新登録患者及び登録者数は，無症状病原体保有者・疑似症患者を除く。

④罹患率：新登録活動性結核患者数×10万/人口

有病率：年末時活動性結核患者数×10万/人口

⑤※掲載するデータは平成24年以降のもの

（2）新登録患者数

表１－（2）新登録患者数(活動性分類別)　　（単位：人）

区分 / 年 / 市町村	総数	活動性結核					罹患率（人口10万対）	肺結核のうち塗抹陽性の占める割合（%）	無症状病原体保有者（潜在性結核感染症）(別掲)	疑似症患者(別掲)	結核死亡者の死体(別掲)	結核死亡疑い者の死体(別掲)
		活動性肺結核				活動性肺外結核						
		計	喀痰塗抹陽性	その他の結核菌陽性	菌陰性その他							
令和５年	11	9	6	1	2	2	7.4	66.7	15	0	0	0
令和６年	15	9	4	3	2	6	10.2	44.4	2	0	0	0
令和７年	8	6	5	0	1	2	5.5	83.3	10	0	0	0
銚子市	4	3	2	0	1	1	7.7	66.7	1	0	0	0
旭市	2	2	2	0	0	0	3.3	100.0	8	0	0	0
匝瑳市	2	1	1	0	0	1	6.2	100.0	1	0	0	0

（3）年末時登録者数（活動性分類別）

表１－（3）年末時登録者数(活動性分類別)　　（単位：人）

区分 / 年 / 市町村	総数	活動性結核						不活動性結核	不明	有病率（人口10万対）	無症状病原体保有者（潜在性結核感染症）(別掲)	
		計	活動性肺結核				活動性肺外結核				治療中	観察中
			計	登録時喀痰塗抹陽性	登録時その他の結核菌陽性	登録時菌陰性その他						
令和５年	23	3	1	0	0	1	2	14	6	2.0	5	0
令和６年	25	11	5	2	1	2	6	7	7	7.5	2	1
令和７年	19	8	6	5	0	1	2	11	0	5.5	4	2
銚子市	6	2	2	1	0	1	0	4	0	3.8	1	0
旭市	5	2	2	2	0	0	0	3	0	3.3	3	2
匝瑳市	8	4	2	2	0	0	2	4	0	12.4	0	0

（4）新登録患者数（年齢階級別）

表１－（４）新登録患者数（年齢階級別）　　（単位：人）

区分／年／市町村	総数	0～9歳	10～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80～89歳	90歳以上
令和５年	11	0	1	1	0	0	1	1	4	2	1
令和６年	15	0	0	2	0	0	1	0	7	4	1
令和７年	8	0	0	3	0	1	0	0	1	3	0
銚子市	4	0	0	0	0	1	0	0	0	3	0
旭　市	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0
匝瑳市	2	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0

（5）年末時登録者数（年齢階級別）

表１－（５）年末時登録者数（年齢階級別）　　（単位：人）

区分／年／市町村	総数	0～9歳	10～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80～89歳	90歳以上
令和５年	23	0	0	2	1	2	1	1	6	7	3
令和６年	25	0	0	2	0	1	2	1	8	9	2
令和７年	19	0	0	5	0	1	1	0	6	4	2
銚子市	6	0	0	1	0	1	1	0	0	2	1
旭　市	5	0	0	3	0	0	0	0	1	0	1
匝瑳市	8	0	0	1	0	0	0	0	5	2	0

（6）患者面接実施状況

表１－（6）患者面接実施状況

年＼区分		人数（人）	DOTS 内容（延件数）															
			登録時喀痰塗抹陽性								喀痰塗抹陰性				潜在性結核			
			入院時				退院後											
			訪問回数	左の内訳			訪問面接	所内面接	電話・その他	薬局	訪問面接	所内面接	電話・その他	薬局	訪問面接	所内面接	電話・その他	薬局
				初回	期間内	退院前												
令和5年	保健師	8	2	2	0	0	42	17	68	0	35	18	45	0	15	44	17	0
	DOTS 支援員	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	薬　局	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
令和6年	保健師	7	10	4	6	0	38	1	8	0	41	22	50	0	13	9	8	0
	DOTS 支援員	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	薬　局	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
令和7年	保健師	10	17	2	15	0	18	10	13	0	42	2	24	0	9	0	40	0
	DOTS 支援員	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	薬　局	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
令和7年	患者数（人）		8								11				11			

（7）DOTS 実施状況

表１－（7）DOTS 実施状況　　（単位：人）

年＼区分		全結核患者	肺結核患者（再掲）	肺結核喀痰塗抹陽性患者（再掲）	潜在性結核感染症
令和5年	実施者数	16	7	3	3
	患者数※	16	7	3	3
令和6年	実施者数	11	9	6	15
	患者数※	11	9	6	15
令和7年	実施者数	8	6	5	10
	患者数※	8	6	5	10

※前年の新登録患者数（転入者を含み、治療開始１カ月未満に死亡した者及び転出者を除く）

※平成 27 年１月７日付け健感発 0107 第１号厚生労働省健康局結核感染症課長通知「「結核に関する特定感染症予防指針」に掲げる具体的な目標の計算方法について（情報提供）」を参照

（８）結核接触者健康診断実施状況

ア　家族健診実施状況

表１－（８）－ア　家族健診実施状況

区分／年	対象者数（実人数）①	実施者数（実人数）②	実施率 ②/①（%）	実施件数（延件数）	実施項目（延件数）					結果（実人数）				
					IGRA※	ツ反	エックス線	喀痰検査		異常なし	発病のおそれ	潜在性結核感染症	要医療③	要医療率 ③/②（%）
								塗抹	培養					
令和５年	15	15	100.0	20	13	0	7	0	0	11	4	0	0	0
令和６年	13	13	100.0	22	9	0	13	0	0	7	6	0	0	0
令和７年	19	19	100.0	39	23	0	16	0	0	17	1	0	1	5.3
保健所				5	5	0	0	0	0					
委託分				32	18	0	14	0	0					
その他				2	0	0	2	0	0					

※保健所採血等による実施は保健所に，受診券による実施は委託分に計上

イ　接触者健診実施状況

表１－（８）－イ　接触者健診実施状況

区分／年	対象者数（実人数）①	実施者数（実人数）②	実施率 ②/①（%）	実施件数（延件数）	実施項目（延件数）					結果（実人数）				
					IGRA※	ツ反	エックス線	喀痰検査		異常なし	発病のおそれ	潜在性結核感染症	要医療③	要医療率 ③/②（%）
								塗抹	培養					
令和５年	180	180	100.0	268	0	0	18	0	0	165	9	5	1	0.6
令和６年	87	76	87.4	83	70	0	13	0	0	69	6	1	0	0
令和７年	147	146	99.3	188	168	0	20	0	0	134	3	9	0	0
保健所				41	41	0	0	0	0					
委託分				146	127	0	19	0	0					
その他				1	0	0	1	0	0					

※保健所採血等による実施は保健所に、受診券による実施は委託分に計上

（9）管理検診実施状況

表１－（9）管理検診実施状況

区分／年	対象者数（実人数）①	実施者数（実人数）②	実施率 ②/①（%）	実施件数（延件数）	エックス線撮影	喀痰検査		結果（実人数）			
						塗抹	培養	観察不要	経過観察	要医療 ③	要医療率 ③/②（%）
令和 5 年	36	35	97.2	46	46	－	－	15	20	－	－
令和 6 年	22	22	100.0	28	28	－	－	6	22	－	－
令和 7 年	12	12	100.0	18	18	－	－	5	7	－	－
保健所				－	－	－	－				
委託分				18	18	－	－				
その他				－	－	－	－				

（１０）結核医療費公費負担診査状況

表１－（１０）－ア　通院患者に対する結核医療費公費負担診査状況（37 条の 2）（単位：件）

区分／年	総数			被用者保険						国民健康保険			後期高齢者			生活保護法			その他		
				本人			家族														
	諮問	合格	不合格	諮問	合格	不合格	諮問	合格	不合格	諮問	合格	不合格	諮問	合格	不合格	諮問	合格	不合格	諮問	合格	不合格
令和 5 年	30	30	0	15	15	0	3	3	0	4	4	0	8	8	0	0	0	0	0	0	0
令和 6 年	30	30	0	3	3	0	2	2	0	4	4	0	21	21	0	0	0	0	0	0	0
令和 7 年	35	35	0	14	14	0	3	3	0	6	6	0	11	11	0	1	1	0	0	0	0

表１－（１０）－イ　入院患者に対する結核医療費公費負担状況（37 条）　（単位：件）

区分／年	総数	被用者保険		国民健康保険	後期高齢者	生活保護法	その他
		本人	家族				
令和 5 年	7	1	0	2	4	0	0
令和 6 年	8	0	0	0	7	1	0
令和 7 年	5	2	0	1	2	0	0

※本表は実人数で計上

（１１）就業制限通知及び入院勧告並びに入院措置数

表１－（１１）－ア　就業制限通知数　　（単位：件）

年	総数
令 和　5　年	7
令 和　6　年	8
令 和　7　年	6

表１－（１１）－イ　入院勧告数　　（単位：件）

区分／年	応急入院勧告数 (19 条第 1 項)	入院勧告数 (20 条第 1 項)	入院延長勧告通知数 (20 条第 4 項)
令 和　5　年	7	7	3
令 和　6　年	8	7	2
令 和　7　年	6	6	5

表１－（１１）－ウ　入院措置数　　（単位：件）

年	入院措置数
令 和　5　年	－
令 和　6　年	－
令 和　7　年	－

（１２）ツベルクリン反応検査・IGRA 検査実施状況

表１－（１２）－ア　ツベルクリン反応検査実施状況　　（単位：件）

区分／年	ツ反検査数(延件数)		発赤径			被検者の年齢		
	保健所	委託分	陰性	30mm 未満	30mm 以上	未就学児	小学生	その他
令和 5 年	－	－	－	－	－	－	－	－
令和 6 年	－	－	－	－	－	－	－	－
令和 7 年	－	－	－	－	－	－	－	－

表１－（１２）－イ　IGRA 検査実施状況　　（単位：件）

区分／年	IGRA 検査数（延件数）		結　果			
	保　健　所	委託分	陰性	判定保留	陽性	判定不可
令和 5 年	76	187	247	3	13	0
令和 6 年	13	65	72	0	3	1
令和 7 年	46	145	173	4	14	0

（１３）エックス線検査実施状況

表１－（１３）エックス線検査実施状況　　（単位：件）

区分／年	総　数		接触者		管　理	
	保健所	委託分	保健所	委託分	保健所	委託分
令和 5 年	－	71	－	25	－	46
令和 6 年	－	54	－	26	－	28
令和 7 年	－	51	－	33	－	18

（１４）定期結核健康診断実施報告状況

表１－（１４）定期結核健康診断実施報告状況　　（単位：人）

年区分＼項目		対象者数①	健診者数②	健診率 ②/① (%)	間接撮影件数	直接撮影件数	喀痰検査件数	発病のおそれがある者の数	患者発見数③	患者発見率 ③/② (%)
令和５年		76,282	12,680	16.6	532	11,802	－	－	－	－
令和６年		76,026	12,538	16.5	189	12,349	42	0	0	0.0
令和７年		75,525	11,976	15.9	394	11,582	44	0	0	0.0
内訳	学校長（高校以上の生徒・学生）	467	421	90.1	0	421	－	－	－	－
	施設長 福祉施設入所者（65 歳以上）	476	476	100.0	144	332	－	－	－	－
	施設長 その他施設入所者	…	…	…	…	…	…	…	…	…
	事業者	2,061	2,036	98.8	250	1,786	－	－	－	－
	市町村長	72,521	9,043	12.5	0	9,043	44	0	0	0.0

２　感染症予防事業

（１）１類感染症発生状況

表２－（１）１類感染症発生状況（発生届受理数）　　（単位：人）

年	疾患名	人数	市町村
令和７年	－	－	－

（２）２類感染症発生状況（結核は除く）

表２－（２）２類感染症発生状況（発生届受理数）　　（単位：人）

年	疾患名	人数	市町村
令和７年	―	―	―

（３）３類感染症発生状況

表２－（３）３類感染症発生状況（発生届受理数）　　（単位：人）

病類／年・市町村	総数	コレラ	細菌性赤痢	腸管出血性大腸菌感染症	腸チフス	パラチフス
令和５年	3	0	0	3	0	0
令和６年	r5	0	1	r4	0	0
令和７年	10	0	0	10	0	0
銚子市	6	0	0	6	0	0
旭市	2	0	0	2	0	0
匝瑳市	1	0	0	1	0	0
その他（管外）	1	0	0	1	0	0

（4）４類感染症発生状況

表２－（4）４類感染症病発生状況（発生届受理数）　（単位：人）

疾患名		令和５年	令和６年	令和７年
1	E 型肝炎	0	r1	2
2	ウエストナイル熱	0	0	0
3	A 型肝炎	0	0	0
4	エキノコックス症	0	0	0
5	エムポックス	0	0	0
6	黄熱	0	0	0
7	オウム病	0	0	0
8	オムスク出血熱	0	0	0
9	回帰熱	0	0	0
10	キャサヌル森林病	0	0	0
11	Q 熱	0	0	0
12	狂犬病	0	0	0
13	コクシジオイデス症	0	0	0
14	ジカウイルス感染症	0	0	0
15	重症熱性血小板減少症候群（病原体がフレボウイルス属 SFTS ウイルスであるものに限る。）	0	0	0
16	腎症候性出血熱	0	0	0
17	西部ウマ脳炎	0	0	0
18	ダニ媒介脳炎	0	0	0
19	炭疽	0	0	0
20	チクングニア熱	0	0	0
21	つつが虫病	2	0	1
22	デング熱	r1	r1	0
23	東部ウマ脳炎	0	0	0
24	鳥インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1 及び H7N9）を除く）	0	0	0
25	ニパウイルス感染症	0	0	0
26	日本紅斑熱	0	0	0
27	日本脳炎	0	0	0
28	ハンタウイルス肺症候群	0	0	0
29	B ウイルス病	0	0	0
30	鼻疽	0	0	0
31	ブルセラ症	0	0	0
32	ベネズエラウマ脳炎	0	0	0
33	ヘンドラウイルス感染症	0	0	0
34	発しんチフス	0	0	0
35	ボツリヌス症	0	0	0
36	マラリア	0	0	0
37	野兎病	0	0	0
38	ライム病	0	1	0
39	リッサウイルス感染症	0	0	0
40	リフトバレー熱	0	0	0
41	類鼻疽	0	0	0
42	レジオネラ症	r11	r9	6
43	レプトスピラ症	0	0	0
44	ロッキー山紅斑熱	0	0	0

※14 の疾患は平成 28 年２月から届出の対象となった。

（5）５類感染症発生状況

ア　感染症発生動向調査事業に基づく全数把握対象感染症

表２－（５）－ア　５類感染症発生状況（発生届受理数）　（単位：人）

疾患名		令和５年	令和６年	令和７年
1	アメーバ赤痢	0	0	0
2	ウイルス性肝炎(E 型肝炎及び A 型肝炎を除く)	0	0	0
3	カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症	0	0	2
4	急性弛緩性麻痺(急性灰白髄炎を除く。)	0	0	0
5	急性脳炎(ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く)	3	r2	3
6	クリプトスポリジウム症	0	0	0
7	クロイツフェルト・ヤコブ病	r1	r1	0
8	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	r1	r5	1
9	後天性免疫不全症候群	0	5	0
10	ジアルジア症	r1	0	0
11	侵襲性インフルエンザ菌感染症	r3	r2	1
12	侵襲性髄膜炎菌感染症	0	0	0
13	侵襲性肺炎球菌感染症	r6	r13	8
14	水痘（入院例に限る。）	2	5	1
15	先天性風しん症候群	0	0	0
16	梅毒	9	r10	19
17	播種性クリプトコックス症	0	0	0
18	破傷風	0	0	0
19	バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症	0	0	0
20	バンコマイシン耐性腸球菌感染症	0	0	0
21	百日咳	0	0	5
22	風しん	0	0	0
23	麻しん	0	0	1
24	薬剤耐性アシネトバクター感染症	0	0	0

※ 4 の疾患は平成 30 年 5 月から届出の対象となった。

※ 21 の疾患は平成 30 年 1 月から届出の対象となった。

イ　感染症発生動向調査事業に基づく定点報告状況

（ア）患者定点

a　患者定点医療機関

表２－（５）－イ－（ア）－ａ　患者定点医療機関数　　（単位：箇所）

急性呼吸器感染症(ARI)	小　児　科	眼　　科	性感染症	基　　幹	疑　似　症
3	2	1	1	1	1

b　定点把握対象疾患

表２－（５）－イ－（ア）－ｂ　定点把握対象疾患状況　　（単位：人）

疾　患　名		令和５年	令和６年	令和７年
1	急性呼吸器感染症(ARI)	－	－	5,145
2	インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く)	2,190	1,745	2,024
3	新型コロナウイルス感染症（COVID-19）	1,420	1,289	667
4	RS ウイルス感染症	48	81	89
5	咽頭結膜熱	185	18	16
6	A 群溶血性レンサ球菌咽頭炎	532	529	330
7	感染性胃腸炎	357	412	465
8	水痘	20	40	41
9	手足口病	25	833	24
10	伝染性紅斑	2	162	182
11	突発性発しん	35	97	67
12	ヘルパンギーナ	162	27	96
13	流行性耳下腺炎	11	11	19
14	急性出血性結膜炎	1	0	0
15	流行性角結膜炎	18	15	16
16	性器クラミジア感染症	0	0	0
17	性器ヘルペスウイルス感染症	0	0	0
18	尖圭コンジローマ	0	0	0
19	淋菌感染症	0	0	0
20	感染性胃腸炎（病原体がロタウイルスであるものに限る。）	0	2	4
21	クラミジア肺炎（オウム病を除く）	0	0	0
22	細菌性髄膜炎（髄膜炎菌、肺炎球菌、インフルエンザ菌を原因として同定された場合を除く。）	0	0	0
23	マイコプラズマ肺炎	0	2	0
24	無菌性髄膜炎	1	1	0
25	ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	4	7	2
26	メチシリン耐性黄色ブドウ菌感染症	123	107	136
27	薬剤耐性緑膿菌感染症	0	0	0

（イ）病原体定点

表2－（5）－イ－（イ）病原体定点医療機関及び検体提供数

区　　分	急性呼吸器感染症(ARI)	小　児　科	眼　　科	基　　幹
医療機関数（箇所）	1	1	－	1
検体提供数（件）	20	6	－	0

（６）新型インフルエンザ等感染症発生状況

表2－（6）新型インフルエンザ等感染症発生状況（発生届受理数）　　（単位：人）

年	疾　患　名	人　　数	市　町　村
令和７年	－	－	－

（７）その他

表2－（7）インフルエンザ様疾患届出状況　　（単位：件）

区分／年度区分	届出施設数	届出患者数	措置			
			学級閉鎖数	学年閉鎖数	休校数	その他
令和５年度	46	1,841	121	80	1	0
令和６年度	22	764	27	16	2	0
令和７年度	46	2,016	93	115	6	0
幼　稚　園	0	0	0	0	0	0
小　学　校	31	1,252	48	96	4	0
中　学　校	12	675	37	19	2	0
高等学校	2	88	7	0	0	0
そ　の　他	1	1	1	0	0	0

（８）感染症発生に伴う健康調査及び検査実施状況

ア　１類感染症

表2－（8）－ア　１類感染症発生に伴う健康調査及び検査実施状況

年　　度	疾　患　名	調査（人）	検査（件）
令和７年度	－	－	－

イ　２類感染症

表2－（8）－イ　２類感染症発生に伴う健康調査及び検査実施状況（結核は除く）

年　　度	疾　患　名	調査（人）	検査（件）
令和７年度	－	－	－

ウ　３類感染症

表２－（８）－ウ　３類感染症発生に伴う患者健康調査及び検便実施状況

（単位：調査（人）、検便（件））

病類／年度	総数		コレラ		細菌性赤痢		腸管出血性大腸菌感染症		腸チフス		パラチフス	
	調査	検便	調査	検便	調査	検便	調査	検便	調査	検便	調査	検便
令和５年度	4	16	0	0	1	10	3	6	0	0	0	0
令和６年度	13	25	0	0	0	0	13	25	0	0	0	0
令和７年度	9	62	0	0	0	0	9	62	0	0	0	0

エ　４類感染症

表２－（８）－エ　４類感染症発生に伴う健康調査状況

年　度	疾　患　名	調査（人）
令和７年度	レジオネラ症	8

オ　５類感染症

表２－（８）－オ　５類感染症発生に伴う健康調査状況

年　度	疾　患　名	調査（人）
令和７年度	－	－

カ　新型インフルエンザ等感染症

表２－（８）－カ　新型インフルエンザ等感染症発生に伴う健康調査状況

区　分	疾　患　名	調査（人）
令和７年度	－	－

キ　集団発生事例

表２－（８）－キ　令和７年度感染症集団発生（クラスター）調査状況　（単位：件）

疾患名	保育所・幼稚園	学校	児童福祉施設	高齢者施設	障害者施設	医療機関
新型コロナウイルス感染症	1	0	0	12	4	7
インフルエンザ	0	0	0	2	5	1
ノロウイルス	0	1	0	4	2	0

（９）管外での感染症発生（疑いを含む）に伴う調査状況及び検便実施状況

表２－（9）管外での感染症発生（疑いを含む）に伴う調査数及び検便実施数

区分／年度	総数	管外での感染症発生に伴う調査数（人）	管外での感染症発生に伴う接触者及び同行者調査数（人）	検便実施者数（件）	検出菌（件）			
					コレラ	赤痢	腸管出血性大腸菌	その他
令和５年度	1	0	0	1	0	0	0	0
令和６年度	4	4	0	3	0	0	1	0
令和７年度	1	0	1	1	0	0	0	0

（１０）衛生研究所・検査課設置保健所への検査依頼数

表２－（１０）衛生研究所・検査課設置保健所への検査依頼数　（単位：件）

年度	疾患名	結果		計
		陽性	陰性	
令和７年度	腸管出血性大腸菌感染症	5	55	60
	感染性胃腸炎	28	8	36
	髄膜炎菌性肺炎	9	54	63
	レプトスピラ症	0	1	1
	麻しん	1	4	5
	重症熱性血小板減少症候群（SFTS）	0	1	1
	ボツリヌス症	0	1	1
	デング熱	0	1	1

（１１）就業制限・入院勧告通知数（結核を除く）

表２－（１１）－ア　就業制限通知数　（単位：件）

区分／年度	疾患名			計
	腸管出血性大腸菌感染症	新型コロナウイルス感染症	細菌性赤痢	
令和５年度	3	0	1	4
令和６年度	4	0	0	4
令和７年度	10	0	0	10

表２－（１１）－イ　入院勧告通知数　　(単位：件)

区分／年度	疾　患　名	計
	新型コロナウイルス感染症	
令和５年度	13	13

（１２）感染症予防啓発活動実施状況

ア　感染症予防対策研修会

表２－（１２）感染症予防啓発活動実施状況

実施日	場　所	テーマ	実施対象	参加人数（人）
10 月 20 日	総合病院国保旭中央病院及びオンライン	感染症研修会	技能実習生管理団体及び事業者等	37

イ　市・医療機関、社会福祉施設、学校等への支援状況

新型コロナウイルス感染症や感染性胃腸炎などの集団発生があった 41 機関に対し、疫学調査及び感染拡大防止策のための指導を実施した。

ウ　感染症情報ネットワーク事業

「香取海匝感染症災害連携会議」及び「感染症対策向上カンファレンス」に参加し、管内の感染症の発生状況を報告した。

（１３）感染症健康危機管理事業

表２－（１３）－ア　地域健康危機管理推進会議開催状況

開催日	参加人数（人）	主な内容
－	－	－

表２－（１３）－イ　新型インフルエンザ等訓練、その他の会議

開催日	参加人数（人）	主な内容
6 月 25 日	30	①防護服の着脱 ②N95 マスクの着脱・フィットテスト
11 月 25 日	39 機関	新型インフルエンザウイルス感染症発生を想定した搬送訓練を実施

３　エイズ対策事業

（１）エイズ予防啓発活動実施状況

ア　講演会・講習会等開催状況

表３－(1)－ア　講演会・講習会等実施状況

実施日	場　所	活動内容	テーマ	対　象	参加人数（人）
9月4日	千葉県立匝瑳高等学校（定時制）	講演	知ってる？性感染症わたしたちにできること	・生徒（1～4年生） ・教職員	生徒 28 人 教員 10 人
10月1日	千葉県立東総工業高等学校	講演	知ってる？性感染症わたしたちにできること	・生徒（1年生） ・教職員	生徒 143 人 教員 15 人

イ　HIV 検査普及週間・世界エイズデー等のイベント実施状況

表３－（１）－イ　HIV 検査普及週間・世界エイズデー等のイベント実施状況

実施日	主　な　内　容
6 月 21 日	・薬物乱用防止キャンペーンと合同で、商業施設にて HIV 検査啓発グッズ配布
12 月 2 日 12 月 16 日	・世界エイズデーに合わせて、12 月の HIV 検査受検者に啓発物品配布

（２）エイズ相談受付状況

表３－（２）エイズ相談受付状況　　（単位：件）

年度	相談方法	件数	合計
令和５年度	電話相談	1	93
	来所相談	92	
	その他	0	
令和６年度	電話相談	1	98
	来所相談	97	
	その他	0	
令和７年度	電話相談	0	119
	来所相談	119	
	その他	0	

（３）HIV・性感染症・肝炎検査受付状況

表3－（3）　HIV・性感染症・肝炎検査受付状況　　（単位：件）

検査／年度	HIV検査	クラミジア検査	梅毒検査	淋菌感染症検査	B型肝炎検査	C型肝炎検査
令和5年度	92	87	92	87	90	90
令和6年度	97	89	99	89	99	97
令和7年度	115	94	116	94	116	115

※肝炎検査は肝炎対策事業として実施

4　原爆被爆者対策事業

被爆者の健康増進を図るため、被爆者健康診断及び健康相談を年 2 回実施し、健康の保持増進を図った。

（1）　被爆者手帳交付状況

表4－（1）被爆者手帳交付状況　　（単位：件）

区分 年度 市町村	前年度末手帳交付数	新規	転入	転出	死亡	当該年度末手帳交付数
令和 5 年度	7(0)	0	2	0	2	7(0)
令和 6 年度	7(0)	0	0	0	1	6(0)
令和 7 年度	6(0)	0	1	0	0	7(0)
銚子市	1(0)	0	0	0	0	1(0)
旭市	2(0)	0	1	0	0	3(0)
匝瑳市	3(0)	0	0	0	0	3(0)

（注）（　）は被爆者健康診断受診証交付数で総数に含まず。

（2）　被爆者健康診断実施状況

表4－（2）被爆者健康診断実施状況　　（単位：人）

年　度	施　設		対象者数	受診者数	受診率(%)	要精検者数
令和 5 年度	保健所	前期	－	－	－	－
		後期	－	－	－	－
	委託医療機関		7	0	0	0
令和 6 年度	保健所	前期	－	－	－	－
		後期	－	－	－	－
	委託医療機関		7	0	0	0
令和 7 年度	保健所	前期	－	－	－	－
		後期	－	－	－	－
	委託医療機関		7	0	0	0

（３）原爆援護法に基づく各種手当の支給状況

表４－（3）原爆援護法に基づく各種手当の支給状況　　(単位：件)

区分＼年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
総数	11	8	7
医療特別手当	0	0	0
特別手当	0	0	0
原子爆弾小頭症手当	0	0	0
健康管理手当	9	7	7
保健手当	0	0	0
介護手当	0	0	0
葬祭料	0	1	0
健康手当	7	7	7

（注）健康手当は、県単独事業であり総数に含まず。

５　食品衛生事業

飲食物に起因する食中毒など、健康被害の発生を未然に防止するため、飲食店、食料品店、食品製造業等を対象に食品衛生講習会及び営業施設の監視を行った。また、食品衛生法の改正に伴い、HACCP の制度化や食品営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設について啓発した。

また、近年における食品製造業の多様化、流通機構の複雑化をふまえ、食品機動監視課による食品製造業の重点監視及び製品の収去検査を行った。

監視の結果、衛生上問題のあった施設には改善を指導した。

６　狂犬病予防事業及び動物愛護管理事業

市と協力のうえ畜犬の登録及び狂犬病予防注射の促進や、動物による人への危害、農作物等被害防止のため、動物愛護センターと連携し、動物の正しい飼い方の普及啓発、野犬等の捕獲に努めた。

また、動物取扱業者等に対し、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、指導・助言を行った。

７　環境衛生事業

旅館、公衆浴場、理・美容所等の営業関係施設の自主管理体制の徹底を指導し、衛生管理についても監視指導をした。

温泉及びプールの施設については、衛生的な維持管理の徹底を指導した。

化製場等については、施設の適正管理を実施するよう指導し、周辺環境の汚染防止を図った。

その他、衛生害虫等の住居衛生に関する相談業務も行った。

５　食品衛生事業　（１）監視指導実施状況

表５－（１）－ア　旧食品衛生法に基づく許可を要する食品営業施設の状況　（単位：件）

区分 / 年度・業種		施設数	許可件数		不許可件数	廃業件数	監視件数	無許可件数	指導票交付	処分件数						口頭説諭
			継続	新規						許可取消	営業禁止	営業停止	改善	物品廃棄	その他	
令和５年度		1,512	0	0	0	635	559	0	1	0	0	0	0	0	1	7
令和６年度		1,013	0	0	0	478	435	4	2	0	0	0	0	0	4	0
令和７年度		547	0	0	0	454	411	0	4	0	0	0	0	0	0	6
飲食店営業	一般食堂・レストラン等	153	0	0	0	88	78	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	仕出し屋・弁当屋	37	0	0	0	20	27	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	旅館	12	0	0	0	9	8	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	その他	135	0	0	0	139	99	0	2	0	0	0	0	0	0	2
	小計	337	0	0	0	256	212	0	4	0	0	0	0	0	0	2
菓子（パンを含む）製造業		59	0	0	0	46	42	0	0	0	0	0	0	0	0	0
乳処理業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別牛乳搾取処理業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
乳製品製造業		1	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
集乳業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
魚介類販売業		42	0	0	0	47	47	0	0	0	0	0	0	0	0	1
魚介類競り売営業		0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
魚肉練り製品製造業		3	0	0	0	2	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0
食品の冷凍又は冷蔵業		6	0	0	0	12	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0
缶詰又は瓶詰食品製造業		1	0	0	0	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
喫茶店営業		4	0	0	0	18	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
あん類製造業		0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アイスクリーム類製造業		3	0	0	0	6	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
乳類販売業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
食肉処理業		8	0	0	0	3	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
食肉販売業		33	0	0	0	21	26	0	0	0	0	0	0	0	0	2
食肉製品製造業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
乳酸菌飲料製造業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
食用油脂製造業		4	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
マーガリン又はショートニング製造業		0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
みそ製造業		4	0	0	0	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
しょうゆ製造業		2	0	0	0	3	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ソース類製造業		2	0	0	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
酒類製造業		0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豆腐製造業		3	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
納豆製造業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
麺類製造業		4	0	0	0	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そうざい製造業		30	0	0	0	18	25	0	0	0	0	0	0	0	0	1
添加物製造業		0	0	0	0	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
食品の放射線照射業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
清涼飲料水製造業		1	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
氷雪製造業		0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
氷雪販売業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

備考：乳類販売業、氷雪販売業は表１－（１）－ウ　改正食品衛生法に基づく届出を要する食品関係営業施設の状況にて計上

表５－（１）－イ　改正食品衛生法に基づく許可を要する食品営業施設の状況　　（単位：件）

区分 / 年度・業種	施設数	許可件数		不許可件数	廃業件数	監視件数	無許可件数	指導票交付	処分件数						口頭説諭
		継続	新規						許可取消	営業禁止	営業停止	改善	物品廃棄	その他	
令和5年度	1,574	0	563	0	47	694	10	0	0	0	0	0	0	10	11
令和6年度	1,950	0	433	0	52	621	2	0	0	0	0	0	0	18	5
令和7年度	2,298	0	422	0	54	703	1	13	0	0	0	0	0	0	3
飲食店営業	1,565	0	296	0	40	392	0	6	0	0	0	0	0	0	1
調理の機能を有する自動販売機	1	0	4	0	5	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
食肉販売業	35	0	11	0	1	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0
魚介類販売業	107	0	27	0	2	39	1	1	0	0	0	0	0	0	0
魚介類競り売り営業	7	0	1	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0
集乳業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
乳処理業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別牛乳搾取処理業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
食肉処理業	24	0	2	0	0	16	0	2	0	0	0	0	0	0	0
食品の放射線照射業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
菓子製造業	217	0	37	0	3	59	0	0	0	0	0	0	0	0	1
アイスクリーム類製造業	3	0	1	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0
乳製品製造業	1	0	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
清涼飲料水製造業	3	0	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
食肉製品製造業	3	0	0	0	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水産製品製造業	127	0	11	0	2	48	0	1	0	0	0	0	0	0	1
氷雪製造業	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
液卵製造業	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
食用油脂製造業	3	0	1	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
みそ又はしょうゆ製造業	22	0	7	0	0	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0
酒類製造業	5	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豆腐製造業	3	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
納豆製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
麺類製造業	5	0	1	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そうざい製造業	118	0	14	0	0	44	0	3	0	0	0	0	0	0	0
複合型そうざい製造業	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
冷凍食品製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
複合型冷凍食品製造業	2	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
漬物製造業	23	0	2	0	0	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0
密封包装食品製造業	9	0	2	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0
食品の小分け業	7	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
添加物製造業	2	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0

表５－（１）－ウ　改正食品衛生法に基づく届出を要する食品関係営業施設の状況

（単位：件）

年度・業種 ＼ 区分		施設数	監視件数	指導票交付	処分件数				口頭説諭
					営業禁止	営業停止	物品廃棄	その他	
令和5年度		852	77	2	0	0	0	0	0
令和6年度		941	41	2	0	0	0	0	0
令和7年度		1,076	94	2	0	0	0	0	0
旧許可業種であった営業	魚介類販売業（包装済みの魚介類のみの販売）	56	0	0	0	0	0	0	0
	食肉販売業（包装済みの食肉のみの販売）	60	0	0	0	0	0	0	0
	乳類販売業	168	8	0	0	0	0	0	0
	氷雪販売業	2	0	0	0	0	0	0	0
	コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）	62	0	0	0	0	0	0	0
販売業	弁当販売業	7	0	0	0	0	0	0	0
	野菜果物販売業	53	1	0	0	0	0	0	0
	米穀類販売業	28	1	0	0	0	0	0	0
	通信販売・訪問販売による販売業	4	0	0	0	0	0	0	0
	コンビニエンスストア	91	0	0	0	0	0	0	0
	百貨店、総合スーパー	50	13	0	0	0	0	0	0
	自動販売機による販売業（コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）及び営業許可の対象となる自動販売機を除く。）	76	0	0	0	0	0	0	0
	その他の食料・飲料販売業	171	11	2	0	0	0	0	0
製造・加工業	添加物製造・加工業(法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。)	0	0	0	0	0	0	0	0
	いわゆる健康食品の製造・加工業	2	0	0	0	0	0	0	0
	コーヒー製造・加工業(飲料の製造を除く。)	7	0	0	0	0	0	0	0
	農産保存食料品製造・加工業	23	2	0	0	0	0	0	0
	調味料製造・加工業	19	7	0	0	0	0	0	0
	糖類製造・加工業	2	1	0	0	0	0	0	0
	製穀・製粉業	2	0	0	0	0	0	0	0
	製茶業	3	0	0	0	0	0	0	0
	海藻製造・加工業	4	0	0	0	0	0	0	0
	卵選別包装業	11	0	0	0	0	0	0	0
	その他の食料品製造・加工業	38	9	0	0	0	0	0	0
上記以外のもの	行商	2	0	0	0	0	0	0	0
	集団給食施設	69	33	0	0	0	0	0	0
	器具、容器包装の製造・加工業（合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。）	10	1	0	0	0	0	0	0
	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	1	0	0	0	0	0	0	0
	その他	55	7	0	0	0	0	0	0

表５－（１）－エ　ふぐ営業施設の状況　　（単位：件）

区分 ＼ 年度・業種	施設数	認証件数	不認証件数	廃止件数	監視件数	指導票交付	処分件数					口頭説諭
							認証取消	営業禁止	営業停止	措置	その他	
令和５年度	63	0	0	3	4 (2)	0 (0)	0	0	0	0	0	0 (0)
令和６年度	62	2	0	3	3 (0)	0 (0)	0	0	0	0	0	0 (0)
令和７年度	64	2	0	0	4 (0)	0 (0)	0	0	0	0	0	0 (0)
飲食店営業	36	2	0	0	3 (0)	0 (0)	0	0	0	0	0	0 (0)
魚介類販売業	20	0	0	0	1 (0)	0 (0)	0	0	0	0	0	0 (0)
水産製品製造業	8	0	0	0	0 (0)	0 (0)	0	0	0	0	0	0 (0)
複合型そうざい製造業	0	0	0	0	0 (0)	0 (0)	0	0	0	0	0	0 (0)
複合型冷凍食品製造業	0	0	0	0	0 (0)	0 (0)	0	0	0	0	0	0 (0)
その他	0	0	0	0	0 (0)	0 (0)	0	0	0	0	0	0 (0)

(注)：(　　)内は食品機動監視課の再掲

（２）収去試験結果の状況

表５－（２）－ア　食品等の収去試験状況　　（単位：件）

区分 / 年度・収去品目	収去検体数	不適検体数	不適理由 細菌数	大腸菌群	異物	添加物使用基準	添加物法定外	その他
令和５年度	100 (100)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)
令和６年度	91 (91)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
令和７年度	97 (97)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)
魚介類	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
冷凍食品 無加熱摂取冷凍食品	2 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
冷凍食品 凍結直前に加熱された加熱後摂取冷凍食品	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
冷凍食品 凍結直前に未加熱の加熱後摂取冷凍食品	3 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
冷凍食品 生食用冷凍鮮魚介類	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
冷凍食品 小計	5 (5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
魚介類加工品（缶詰・瓶詰を除く）	12 (12)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
肉・卵類及びその加工品（缶詰・瓶詰を除く）	3 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
乳製品	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
乳類加工品（アイスクリーム類を除き、マーガリンを含む）	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)
アイスクリーム類・氷菓	8 (8)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (1)
穀類及びその加工品（缶詰・瓶詰を除く）	4 (4)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
野菜類果物及びその加工品（缶詰・瓶詰を除く）	4 (4)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
菓子類	16 (16)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
清涼飲料水	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
酒精飲料	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
氷雪	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
水	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
缶詰瓶詰食品	3 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
その他の食品	42 (42)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
添加物 化学的合成品及びその製剤	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
添加物 その他の添加物	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
器具及び容器包装	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
おもちゃ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

表５－（２）－イ　乳類の収去試験の状況　　（単位：件）

区分 / 年度・収去品目	収去検体数	不適検体数	不適理由 無脂乳固形分	乳脂肪分	比重	酸度	細菌数	大腸菌群	その他	備考
令和５年度	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
令和６年度	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
令和７年度	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
生乳	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
牛乳	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
部分脱脂乳	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
加工乳 乳脂肪分３％以上	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
加工乳 乳脂肪分３％未満	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	

(注)：(　　)内は食品機動監視課の再掲

（３）違反食品等発見状況

表５－（３）違反食品等発見状況　　（単位：件）

区分 / 年度・条項	県内産	県外産	計	処置				
				廃棄	再生転用	適正改善	返品回収	在庫なし
令和５年度	1 (1)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)
令和６年度	3 (1)	0 (0)	3 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (1)	0 (0)
令和７年度	1 (1)	0 (0)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
6条1号（腐敗・変敗）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
2号（有毒・有害）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
3号（病原微生物）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
4号（不潔・異物）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
小計	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
12条（販売等）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
13条2項（基準・規格）	1 (1)	0 (0)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
13条3項（農薬等）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
19条（表示）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
食品表示法第５条	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

(注)：(　　)内は食品機動監視課の再掲

（４）食中毒発生状況

表５－（４）食中毒発生状況　　（単位：件）

区分 / 年度	発生数	患者数	死亡数	原因食品			病因物質				備考
				会食料理	仕出し弁当	その他	サルモネラ	カンピロバクター	ノロウイルス	その他	
令和５年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
令和６年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
令和７年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
（原因施設）											

（５）食品関係苦情処理状況

表５－（５）食品関係苦情処理状況　　（単位：件）

区分 / 年度・分類	総数	原因							
		異物混入	腐敗変敗	異味異臭	カビ発生	食品の取扱	施設の衛生	表示	その他
令和５年度	33 (2)	6 (2)	1 (0)	3 (0)	0 (0)	8 (0)	4 (0)	2 (0)	9 (0)
令和６年度	25 (1)	2 (1)	0 (0)	1 (0)	2 (0)	6 (0)	5 (0)	1 (0)	8 (0)
令和７年度	48 (5)	12 (3)	0 (0)	1 (0)	1 (1)	1 (0)	11 (0)	3 (0)	19 (1)
魚介類及びその加工品	7 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	4 (0)
肉卵類及びその加工品	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
乳類及びその加工品	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
穀類及びその加工品	3 (1)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
野菜･果物類及びその加工品	3 (1)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)
菓子類	2 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)
清涼飲料水	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
その他の食品	13 (3)	7 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	6 (0)
施設	20 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	11 (0)	0 (0)	8 (0)

(注)：(　　)内は食品機動監視課の再掲

（６）免許資格等の交付届出状況

表５－（６）製菓衛生師及びふぐ処理師免許交付状況　　（単位：件）

区分 / 免許	名簿登録数	交付	転入	返納	転出	再交付	書換交付
製菓衛生師	290	3	0	0	0	1	1
ふぐ処理師	256	2	0	0	0	0	0

（７）衛生教育実施状況

表５－（７）衛生教育実施状況　　（単位：件・人）

対象者	回数	受講者数
消費者	0	0
食品等事業者	10	1,649

６　狂犬病予防事業及び動物愛護管理事業

（１）犬による侵害防止対策

表２－（１）－ア　捕獲・返還及びこう傷事故件数　　（単位：件）

区分／年度	捕獲頭数	返還頭数	こう傷事故件数				
			総数	飼い犬			飼い主不明犬
				計	登録犬	未登録犬	
令和５年度	0	0	10	11	8	3	0
令和６年度	0	0	9	9	9	0	0
令和７年度	0	0	4	4	3	1	0

表２－（１）－イ　こう傷事故発生時の状況　　（単位：件）

区分	年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
（被害者数）発生時の状況	犬に手を出した	0	0	0
	係留しようとした	0	3	1
	配達訪問等の際	2	4	1
	通行中	6	1	2
	遊戯中	0	0	0
	その他	2	1	1
（件数）発生場所	犬舎等の周辺	2	3	1
	公共の場所	5	6	2
	その他	3	0	1

表２－（１）－ウ　行政措置状況　　（単位：件）

区分／年度	行政措置		
	告発	措置命令	始末書
令和５年度	0	0	0
令和６年度	0	0	0
令和７年度	0	0	2

（２）動物愛護管理事業

表２－（２）－ア　動物の飼養に関する指導・助言状況　　（単位：件）

区分 / 年度・動物種	件数	内訳（重複あり）								
		譲渡	去勢不妊	疾病	飼い方	引取り	逸走	死亡	注射登録	その他
令和５年度	361	19	42	4	92	32	15	7	13	188
令和６年度	112	16	18	0	78	12	12	0	7	20
令和７年度	161	16	8	0	37	14	41	2	8	60
犬	72	7	0	0	24	7	31	0	8	12
猫	85	9	8	0	12	7	10	1	0	45
その他	4	0	0	0	1	0	0	1	0	3

表２－（２）－イ　動物による苦情届出状況　　（単位：件）

区分 / 年度・動物種	件数	内訳（重複あり）					
		農作物・家畜	住居・庭園	捕獲依頼	鳴き声	汚物悪臭	その他
令和５年度	180	6	82	8	11	0	73
令和６年度	103	5	47	12	13	29	34
令和７年度	110	2	18	13	11	35	55
犬	46	1	2	4	11	6	25
猫	59	1	16	9	0	28	26
その他	5	0	0	0	0	1	4

表２－（２）－ウ　犬・猫の引取り（保健所受理分）・負傷動物の収容状況　　（単位：頭）

区分 / 年度	犬・猫の引取り数			負傷動物収容数			
	計	犬	猫	計	犬	猫	その他
令和５年度	19	6	13	1	0	1	0
令和６年度	12	5	7	0	0	0	0
令和７年度	21	3	18	0	0	0	0

表２－（２）－エ　第一種動物取扱業登録及び立入検査状況　　（単位：件）

業種／年度	事業所数	業種別登録数							立入検査件数
		販売	保管	貸出し	訓練	展示	競りあっせん	譲受飼養	
令和５年度	82	58	32	3	5	3	0	0	64
令和６年度	89	59	34	4	5	5	0	0	61
令和７年度	84	58	35	3	5	5	0	0	74

表２－（２）－オ　第二種動物取扱業届出及び立入検査状況　　（単位：件）

業種／年度	事業所数	業種別届出数						立入検査件数
		譲渡し	保管	貸出し	訓練	展示	その他	
令和５年度	6	4	1	1	0	0	0	3
令和６年度	4	4	2	1	0	0	0	5
令和７年度	5	5	2	1	0	0	0	1

表２－（２）－カ　特定動物の飼養及び保管の許可数及び立入検査状況（単位：件）

科目／年度	総数	動物種別内訳			立入検査件数
		哺乳綱	鳥綱	爬虫綱	
令和５年度	20	8	2	10	7
令和６年度	23	10	2	11	7
令和７年度	18	6	2	10	34

表２－（２）－キ　多頭飼養の届出状況　　（単位：件）

年度	届出施設数	飼養頭数別内訳				調査件数合計	現地調査件数	立入検査数
		10～30	31～60	61～90	91～			
令和５年度	10	10	0	0	0	4	0	4
令和６年度	12	12	0	0	0	3	1	2
令和７年度	14	13	1	0	0	9	3	6

（注）届出施設数は、犬又は猫を合わせて 10 頭以上飼養する届出済施設の総数を指す。

表２－（２）－ク　動物愛護教育実施状況

事業名	実施主体	実施回数	内容	受講者数
－	－	－	－	－

（参考）犬の登録・狂犬病予防注射等の実施状況　　（単位：件）

区分 / 年度・市町村	原簿保有数	登録申請数	注射済票交付数		
			計	集合	個別
令和５年度	8,867	692	5,998	1,675	4,323
令和６年度	9,204	999	5,762	1,607	4,155
令和７年度	9,649	947	5,417	1,454	3,963
銚子市	3,214	133	1,884	144	1,740
匝瑳市	2,667	505	1,173	507	666
旭市	3,768	309	2,360	803	1,557

（注）：犬の登録・狂犬病予防注射に係る事務は、平成 12 年度から市町村に権限移譲。

7 環境衛生事業

（1）生活衛生関係営業施設監視指導事業

表７－（１）－ア　施設数及び立入検査件数等の状況　　（単位：件）

区分 / 年度・業種		施設数	許認可件数	廃止件数	対前年度増減	立入検査件数
令和５年度		930	16	39	△23	309
令和６年度		932	16	14	2	380
令和７年度		930	10	12	△2	78
理容所		237	―	3	△3	―
美容所		433	4	3	1	7
クリーニング所	小計	65	―	3	△3	23
	洗場・仕上場	34	―	―	―	1
	取次所	31	―	3	△3	22
旅館	小計	151	6	3	3	34
	旅館・ホテル	72	1	3	△2	21
	簡易宿所	79	5	―	5	13
	下宿	―	―	―	―	―
公衆浴場	小計	40	―	―	―	14
	一般公衆浴場	1	―	―	―	―
	その他の公衆浴場	39	―	―	―	14
興行場		4	―	―	―	―

（注）１　理容所・美容所の（ ）は移動理容所、移動美容所の再掲

　　２　取次所の（ ）は無店舗取次店の再掲

表７－（１）－イ　市町村別の施設数　　（単位：件）

区分 / 市町村	理容所	美容所	クリーニング所			旅館				公衆浴場			興行場	施設数	対前年度増減
			小計	洗場・仕上場	取次所	小計	旅館・ホテル	簡易宿所	下宿	小計	一般公衆浴場	その他公衆浴場			
総　数	237	433	65	34	31	151	72	79	―	40	1	39	4	930	△2
銚子市	94	153	22	14	8	52	30	22	―	16	1	15	1	338	△4
旭市	88	186	27	13	14	72	29	43	―	21	―	21	2	396	1
匝瑳市	55	94	16	7	9	27	13	14	―	3	―	3	1	196	1

（注）（　）は前表の（注）１、２と同じ

表７－（１）－ウ　衛生講習会実施状況

業種 / 年度	理　容		美　容		クリーニング		旅　館		公衆浴場	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
令和５年度	3	95	―	―	―	―	1	24	1	18
令和６年度	3	97	―	―	―	―	1	9	―	―
令和７年度	2	59	―	―	―	―	―	―	―	―

表７－（１）－エ　旅館業無許可営業立入検査の状況

年　　度	立入検査件数
令　和　５　年　度	―
令　和　６　年　度	―
令　和　７　年　度	―

（２）住宅宿泊事業監視指導事業

表７－（２）施設数及び立入検査件数の状況

年　　度	施設数	立入検査件数
令　和　5　年　度	13	―
令　和　6　年　度	23	―
令　和　7　年　度	28	―

（３）化製場等施設監視指導事業

表７－（３）施設数及び立入検査件数等の状況　　（単位：件）

区　　分	施設数	許可件数	廃止件数	対前年度増減	立入検査件数
令　和　5　年　度	10	―	―	―	10
令　和　6　年　度	11	1	―	1	11
令　和　7　年　度	10	―	1	△1	11
化　　製　　場	3	―	―	―	3
魚介類・鳥類等製造貯蔵施設	4	―	1	△1	5
死亡獣畜取扱場	―	―	―	―	―
畜舎・家きん舎	3	―	―	―	3
死亡獣畜取扱場以外処理	―	―	―	―	―

（４）水質管理事業

表７－（４）－ア　水道施設数及び立入検査件数等の状況　　（単位：件）

区分 / 年度・種別	施設数	確認・届出件数	廃止件数	対前年度増減	立入検査件数
令和５年度	1	―	―	―	―
令和６年度	1	―	―	―	―
令和７年度	1	―	―	―	―
水道事業	1	―	―	―	―
用水供給	―	―	―	―	―
上水道	1	―	―	―	―
簡易水道	―	―	―	―	―
専用水道	―	―	―	―	―
自己水源	―	―	―	―	―
浄水受水	―	―	―	―	―
簡易専用水道	―	―	―	―	―
10 ㎥を超え 20 ㎥まで 20 ㎥を超えるもの	―	―	―	―	―
小規模水道	―	―	―	―	―
小規模専用水道	―	―	―	―	―
小規模簡易専用水道	―	―	―	―	―

（注）簡易専用水道の立入検査数は厚生労働大臣登録機関並びに国土交通大臣及び環境大臣登録機関からの緊急通報により実施した件数を含む

表７－（４）－イ　簡易専用水道管理状況検査受検状況　　（単位：件）

区分 ＼ 年度		施設数	検査数	検査率（％）
令和５年度		—	—	—
内訳	10㎥を超え20㎥まで	—	—	—
	20㎥を超えるもの	—	—	—
令和６年度		—	—	—
内訳	10㎥を超え20㎥まで	—	—	—
	20㎥を超えるもの	—	—	—
令和７年度		—	—	—
内訳	10㎥を超え20㎥まで	—	—	—
	20㎥を超えるもの	—	—	—

（注）検査は厚生労働大臣登録機関並びに国土交通大臣及び環境大臣登録機関が実施

表７－（４）－ウ　衛生講習会実施状況

年度	回数	人数	対象
令和５年度	5	137	理容所、旅館業、公衆浴場業営業者
令和６年度	4	135	理容業、旅館業、高齢者福祉施設、障害者福祉営業者
令和７年度	2	59	理容業

（５）建築物の衛生的環境の確保に関する事業

表７－（５）－ア　特定建築物数及び立入検査件数等の状況　　（単位：件）

年　度	施設数	届出件数	非該当 届出件数	対前年度 増減	立入検査 件数
令和５年度	37（11）	1	1	―	2
令和６年度	38（11）	1	―	1	1
令和７年度	38（11）	1	1	―	6
興　行　場	1（1）	―	―	―	―
百　貨　店	1	―	―	―	―
店　　舗	17	―	―	―	―
もっぱら事務所	4（4）	―	―	―	―
その他の事務所	2（1）	―	―	―	―
学　　校	1（1）	―	―	―	―
旅　　館	8	1	1	―	6
集　会　場	2（2）	―	―	―	―
図　書　館	2（2）	―	―	―	―
博　物　館	―	―	―	―	―
美　術　館	―	―	―	―	―
遊　技　場	―	―	―	―	―

（注）（　）内は、国又は地方公共団体が公用又は公共の用に供するものの再掲

表７－（５）－イ　建築物管理事業の登録及び立入検査件数等の状況　　（単位：件）

業種 ＼ 年度・区分	総数	建築物清掃業	建築物空気環境測定業	建築物空気調和用ダクト清掃業	建築物飲料水水質検査業	建築物飲料水貯水槽清掃業	建築物排水管清掃業	建築物ねずみ・こん虫等防除業	建築物環境衛生総合管理業
令和５年度	12	5	—	—	—	6	—	—	1
令和６年度	12	5	—	—	—	6	—	—	1
令和７年度	12	5	—	—	—	7	—	—	—
登録	3	1	—	—	—	2	—	—	—
期限満了	2	—	—	—	—	1	—	—	1
登録廃止	1	1	—	—	—	—	—	—	—
立入検査件数	3	1	—	—	—	2	—	—	—

（６）遊泳用プールに関する事業

表７－（６）遊泳用プール施設数及び施設調査件数　　（単位：件）

年度	総施設数	営業用	事業用	その他
令和５年度	6（4）	6（4）	—	—
令和６年度	6（4）	6（4）	—	—
令和７年度	6（4）	6（4）	—	—
施設調査件数	6（4）	6（4）	—	—

（注）（　）内は、通年プールの施設数及び施設調査件数の再掲

（７）温泉法関係施設監視指導事業

表７－（７）－ア　温泉掘削許可等の件数及び立入検査件数等の状況　　（単位：件）

年　度	掘削許可	動力許可	可燃性天然ガス		利　用　施　設			
			採取許可	確認	施設数	許可	廃止	立入検査件数
令和５年度	―	―	1	―	19	1	1	1
令和６年度	―	―	―	―	20	1	―	6
令和７年度	―	―	―	―	20	―	―	10

表７－（７）－イ　温泉利用施設の状況

No.	源泉名	利用施設数	泉　　質
1	矢指ヶ浦温泉	1	含ヨウ素－ナトリウム－塩化物泉
2	屏風ヶ浦温泉	3	含ヨウ素－ナトリウム－塩化物冷鉱泉
3	犬吠埼潮の湯温泉	2	含ヨウ素－ナトリウム－カルシウム・塩化物強塩温泉
4	犬吠埼温泉黒潮の湯	7	含ヨウ素－ナトリウム－塩化物強塩温泉
5	飯岡温泉	1	ナトリウム－炭酸水素塩泉
6	飯岡温泉	1	ナトリウム－炭酸水素塩泉
7	旭九十九里温泉	1	含ヨウ素－ナトリウム－塩化物強塩泉
8	あ・うんの湯	2	ナトリウム－炭酸水素塩
9	八福温泉	1	ナトリウム－塩化物強塩泉
10	飯岡温泉	1	ナトリウム－炭酸水素塩泉

（８）感染症対策

表７－（８）感染症対策調査の状況　　（単位件）

年　　度	調　　査　　数
令　和　5　年　度	1
令　和　6　年　度	1
令　和　7　年　度	1

（９）浄化槽通知受理事業

表７－（９）浄化槽設置に係る通知受理状況（単位：件）

年　　度	設置に係る通知の受理
令　和　5　年　度	68
令　和　6　年　度	98
令　和　7　年　度	245

（１０）苦情及び相談事業

表７－（１０）苦情及び相談等の状況　　（単位：件）

区分／種別	令和5年度	令和6年度	令和7年度
総　　数	28	36	70
住居内空気環境	—	—	—
水道施設	—	—	—
飲用井戸	—	—	—
衛生害虫	—	1	1
生活衛生関係営業施設	27	35	69
そ　の　他	1	—	—

Ⅴ　資料編

１　市町村保健センター

（令和8年3月31日現在）

施設の名称	郵便番号	所在地	電話番号
銚子市保健福祉センター すこやか学びの城	〒288-0047	銚子市若宮町4-8	0479-24-8070
旭市保健センター	〒289-2712	旭市横根3520	0479-57-3113
匝瑳市保健センター	〒289-2144	匝瑳市八日市場イ 2408-1	0479-73-1200

２　学会・研究会における発表

発表演題名	発表者		発表		
	職	氏名	年月日	場　所	学会等の名称
千葉県内の高齢者施設における髄膜炎菌性肺炎の集積事例に関する実施疫学調査	主任 保健師	三本木眞里 他	R8.2.24	【雑誌名】 病原体微生物情報(IASR)	国立健康危機管理研究機構
海匝保健所の思春期保健事業の変遷と継続的発展に向けた考察	技師	林　彩　香	R8.3.3	千葉県教育会館	千葉県保健活動業務研究発表会
当所食品衛生業務におけるＤＸ化の取組について	技師	日高太路	R7.6.5	千葉聴覚者障害センター多目的ホール	令和７年度 千葉県食品衛生等関係職員研修発表会
自動車における魚介類販売業の移行許可への対応	技師	日高太路	R8.2.18	海匝保健所 ２階会議室	第71回 千葉県食品衛生研究協議会北総地区研究会研修会

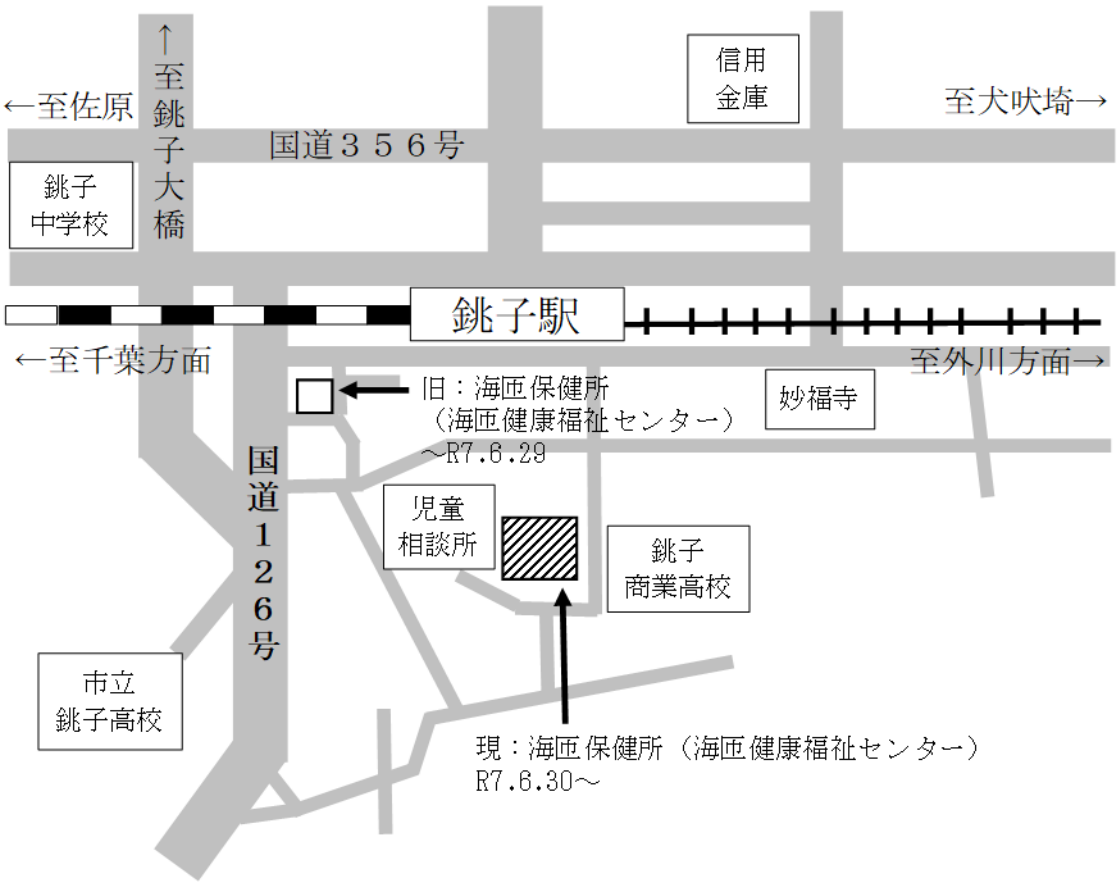
３　表彰関係一覧表

表彰区分	氏名・名称	業種等	表彰年月日	大会名等
健やか親子２１内閣府特命担当大臣表彰（功労者表彰）	小林 宏伸	医師	R7.11.28	令和７年度健やか親子２１全国大会（母子保健家族計画全国大会）
日本公衆衛生協会長表彰（公衆衛生事業功労者）	中村　朗	医師	R8.2.24	令和７年度公衆衛生事業功労者表彰式
千葉県知事表彰（看護功労者）	福森　明美	看護師	R7.11.18	令和７年度千葉県看護功労者知事表彰式
千葉県知事表彰（看護功労者）	八木　恵子	准看護師	R7.11.18	令和７年度千葉県看護功労者知事表彰式
千葉県知事表彰（精神保健福祉功労者）	石上　るみ子	精神保健福祉士	R7.11.5	心の健康フェア2025in ちば
千葉県知事表彰（食品衛生功労者）	石井　幸成	飲食店営業	R7.11.7	令和７年度千葉県食品衛生大会
千葉県知事表彰（食品優良施設）	成田屋菓子舗	菓子製造業	R7.11.7	令和７年度千葉県食品衛生大会

《千葉県海匝保健所（健康福祉センター）案内》

所在地　〒２８８－０８１３　千葉県銚子市台町２１８６－２
電話　０４７９－２２－０２０６（代）
ＦＡＸ　０４７９－２４－９６８２
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞｱﾄﾞﾚｽ
https://www.pref.chiba.lg.jp/kf-kaisou/index.html
Ｅﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　kaisophc@mz.pref.chiba.lg.jp
交　通　ＪＲ総武本線・成田線　銚子駅下車　徒歩約２０分

《案内図》



《千葉県海匝保健所（健康福祉センター）
八日市場地域保健センター案内》

所在地　〒289－2144　千葉県匝瑳市八日市場イ2119－1
電話　0479－72－1281（代）
FAX　0479－73－3709
交　通　JR総武本線　八日市場駅下車　徒歩約20分
駅前からJRバス　多古・成田方面行きで
「匝瑳高校下」下車徒歩4分　又は
市内循環バスで「二中前」下車徒歩2分

《案内図》

